

明治十三年甲州東山道御巡幸における供奉官山田顕義

三宅 守常

はじめに

明治天皇の各地各所への行幸啓やいわゆる六大御巡幸
(①明治五年九州西国・②同九年東北北海道・③十一年北陸東海道・④同十三年甲州東山道・⑤同十四年山形秋田北海道・⑥同十八年山口広島岡山)のうち、山田顕義は東都近隣の府中・多摩・八王子(いずれも当時は神奈川県)への御遊行や横須賀海軍操練所への行幸啓、栃木県宇都宮での陸軍大演習天覧や愛知県下での陸海軍聯合大演習天覧等への数日間の供奉などはあるが、一か月以上の長丁場にわたる大がかりな御巡幸への供奉随行は、④の明治十三年六月十六日から七月二十三日にかけての三十七日間にわたった甲州東山道御巡幸(御巡幸関係公文書資料には「山梨県三重県京都府御巡幸」という表記が大半であるが本稿では甲州東山道と表記する)への供奉一回のみである。

山田顕義は周知のとおり、明治六年岩倉遣外使節からの帰朝後は軍政部局から離れ、次第に司法畑に転身して司法大輔となり刑法草案審査委員などを歴任し、十二年には陸軍中将兼議官司法大輔のまま勲一等参議工部卿議定官となり、翌十三年二月工部卿を免ぜられ、卿の上位に置かれた専任参議(山田は法制と司法担当)となった直後の四月に御巡幸供奉の命が下ったわけで、齢三十七のときであった。それも御発輦供奉と時期を同じくして六月には立憲政体等に関する建議を政府に提出し、巡幸後の翌明治十四年九月には私案ではあるが憲法草案を提出していることから考えると、民権運動高揚と国会開設請願要求が巷に拡大してゆくなかでの御巡幸供奉における民情把握は、当時の山田にとっては立場や仕事の面からも見ても重要であり、常に高い意識を持ち続けている約一か月間であったといえよう。ところで、御巡幸については、従来から御巡幸全般ある

いは個別の巡幸の期日を追った記録的、記念誌的書物が通輦した地域にはかなり存在し、また、研究面では大別すると、御巡幸を明治近代化（道路・橋梁・建築・築港・産業・教育や水質検査等々）の原動力で国民の精神的統一^①という一精華であつたと渡邊幾治郎のように肯定的に評価する見方もあれば、反対に、民衆への政治支配の正当性を主張するシンボルの行為で近代天皇制国家の国造りで国家的パレード、国家的プロバガンダであつたとして否定的に評価しようとする、古くは色川大吉・田中彰・遠山茂樹らの民衆史の視座からの研究もある。たとえば、「民の父母、天子さまの御めぐみをみせかけた」、あるいは「天皇イデオロギーの正当性と体系を構築してゆくしごとが、立憲制を求める自由民権運動の高まりの真っ只中においておこなわれ」ということのなかに、われわれは無言の思想をよみとらねばなるまい^⑥、というような、支配者としての天皇制の浸透と強化が目的であつたと主張する明らかに政治的、教条的な意味合いでの天皇制批判の論調がそれであり、特に明治十三年の御巡幸は殖産興業の奨励や維新前の勤王家の顕彰だけでなく、政治的意図が強力かつ濃厚であつたとする評価もある。しかし、近年ではこれら両極端の史観を止揚するかのように巡幸の実態を数多い資料を通して意義を問うような佐々木克の研究方向もあり、資料集として『太

政官期地方巡幸史料集成』（全二十四巻 平成九年～同十三年）が刊行され、『太政官期地方巡幸研究便覧』（平成十三年）中の「概観」（二七頁～二三頁）において、短文であるが、これまでの巡幸研究の方向性と成果を明確にする一文も示されるようになった。また、政府中央の資料だけでなく、むしろ巡幸を受け入れた各府県の受け入れ対応の実態を各府県庁の保存文書を通して歴史的意義を見出そうとする川越美穂や長谷川栄子の研究書^⑦に見られる地方からの視点などの実証的研究も近年は登場してきた。その意味では御巡幸研究は客観的、実証的研究が出来る環境がかなり整備されてきたといふべきだろう。

一方、目を転じて、日本大学の学祖である山田顕義研究の視点から明治十三年の御巡幸供奉について触れた文献の有無を仔細に点検してみると、古くは山田伯爵家旧蔵『山田顕義伯伝 山田家編』（昭和五年に村田峰次郎が執筆したタイプ印刷の約二〇〇丁の和装稿本で未刊行。最も古い山田顕義の伝記であると共に両者の年齢差が十三で山田の性格等も充分把握した親族関係なので信憑性が高いとされている）、そして、この稿本を基にした『山田顕義伝』（昭和三十八年 日本大学）にも御巡幸供奉の件については、残念ながら一言半句も触れていない。また、今でも高水準だと評価のある山田顕義関係論文集成の『山田顕義―人と思想―』（平成四年 日本

大学総合科学研究所）でも御巡幸供奉に触れた論考は一本も無い。さらに、学祖山田顕義に関する識者達による座談会や数種の鼎談記録誌^⑧などでは萩藩全般の状況、出自から維新前の勤王志士としての側面、維新後の軍務、司法、教育、神道、漢詩、血縁関係等々の話題までかなり幅広くかつ詳細に触れ語られているが、残念ながら御巡幸供奉に触れた言は皆無である。また、これら以外の従来からの山田顕義研究を見ても、明治天皇の甲州東山道御巡幸と山田顕義の関係や御巡幸地と山田顕義との関係に触れたり、取り扱った論文、著述等の文献はまったく見当たらないのである。すなわち、古今東西これまでの山田顕義研究のすべてを見渡しても絶無である。

このような状況に鑑み、聊かではあるが従来から山田顕義研究に携わってきた経緯もあるので、あくまで山田研究の一環としてではあるが御巡幸供奉一件について、以下に少しく検討してみたい。すなわち、御巡幸関係の政府の各文書だけでなく各府県庁の行政文書を用いて、第一に、やや混乱が生じているようなので山田参議の供奉官発令における先発か後発かの問題を整理し、第二に、発替後の動向をうかがう一助として従来まったく指摘されていなかった山田参議の各巡幸地での宿所等を出来得るかぎり調査確認し、第三に各地における天皇の名代としての山田参議（「

勅使）の視察（産業関係、道路橋梁・砂防工事関係）の様子、第四に国会開設請願運動関係の出来事を確認し、第五に文人的側面などを見て、御巡幸供奉官員参議山田顕義の従来的に知られざる動向や足跡を理解し、最後に巡幸使用経費の実際まで含めて網羅的に見てゆく。それは御巡幸の中における山田というより、逆に、山田を通して御巡幸の意味を問うことでもある。端的に言えば、明治天皇を軸に見てゆくのが第一の視点（政府から、受け入れた府県庁を軸に見てゆくのが第二の視点（地方から）、そして巡幸供奉の個人（本稿の場合は参議山田顕義）を軸に見てゆくのが第三の視点（個別の人間の視点から）だとすれば、まさに本稿は第三の視点視座からのアプローチということになる。しかし実は、この第三の視点からの研究は従来あまり見かけないが今後もっと為されて然るべき大事な視点である。本稿の意図と目的はこの点に存する。したがって、網羅的にあつかうかぎり従来知られていなかったことだけでなく、従来の間違いの訂正や、すでに指摘されていることにも若干は触れざるを得ない。この点は御寛恕を願うばかりである。

なお、本論に入る前に明治十三年の御巡幸に対する筆者の視座を若干開陳しておきたい。そもそも莫大な予算（この甲州東山道御巡幸予算は十六万^⑨円）を使用して天皇以下数百人におよぶ一か月以上の長期旅行が単なる民情視察や産

業状況見学という程度である筈がない。まして西南の役では金銭が必要なので不換紙幣を大量発行したため戦時インフレとなり十三年頃は米価高騰で米騒動もあり都市の民衆は次第に困窮して不満が高まり、国家財政面でも同十二年頃から政府は潤沢な予算などあろう筈がなく、産業面でも政府主導から民間主導に次第に移行させてゆくなど汲汲としていたのであって、そこに国会開設の詔が出ると生活不満のはけ口としても民権運動は各地で盛んになったのは当然の成り行きでもあり、明治十三年の御巡幸行在所も各地域の名望家であったが、実は、その名士名望家は当時の自由民権運動とも深い関係があるといわれる。このような社会情勢下での御巡幸の実施は政府（太政官）が決定する以上、政治的意図が無いわけがない。有って当然、否、大いに有った、と言うべきだろう。つまり、莫大な予算を使っても政府にとっては意味のある巡幸にしたかったのである。それは民権運動の状況把握もあり、民間産業活発化への期待と激励もあった。さらに、タカシ・フジタニが「重要なものは、巡幸がみせたきらびやかさ、彩り、金色、荘厳さ、といった要素そのものが、天皇がまさに社会的意味の中心に示していることを示してみせた、……皇旗や楽隊、天皇のきらびやかな馬車や見事に着飾った近衛兵といったものに彩られ、政府の高官をはじめ様々な人間を従えた天皇の巡

幸の壮大さに関心を示さないものはいなかったのである⁽¹⁰⁾」と指摘したように、各種の御巡幸錦絵図に見られるような各地の御巡幸行列の視覚的效果、視覚化、可視化、今風に言えば、〈見える化〉を通して民心を掌握する意図はたしかにあったであろう。これを支配という側面からの見方もある一方で、しかしながら、反対に山間僻陋、都鄙寒村への巡幸パレードは支配という面より、通輦した地域の民衆側から見ると、整然とした行列の華麗さや壮麗さは、ときとして逆に変化と進歩の実現に邁進する指導者像とも映りひいては安心感、安堵感だけでなく期待感をも生むときもある。迎えた民衆がたとえ祝祭日感覚の一大イベントであったとしても、そのような民心醸成の役割を果たしたというようにも解釈できる。さらに言えば、中央からの視座ではなく地方からの視座、たとえば、逢坂山トンネルの竣工完成による大津・神戸間の鉄道の営業前の開通記念の意味と、京都御所の荒廃を憂慮した御所整備の進捗状況確認、端的に言えば鉄道建設という近代化と、京都御所整備という伝統の維持、この二つの目的がこの御巡幸にはあったという京滋地方からの視点による伊藤之雄の指摘もある。要は、天皇制支配の原理であったというような教条的片面的一方的な論法は近年では、最早まったく通用しないということである。ただ、それ以上に今一つ大事な側面として、

古くは渡邊が指摘するような、若い二十九歳（明治十三年時）の天皇への教育的側面も否定できないだろう。つまり、各地で実際に学校生徒の発表を見て教育実態を観察したり、老人や身よりの無い者や貧窮者から孝子節婦や善行篤行の功勞者まで、また、各産業の進展状況や物産まで直接ご自身の眼で確認したこと、行在所も御所や大規模寺院の別院などは別にして、いわゆる旅籠ではなく、各地域の名士名望家で、かつ旧本陣といえども住家自宅も多く、また、師範学校など通常の宿泊施設ではないため、不便もあつたと考えられること、さらに言えば、移動手段は平地は馬車（勅任官たちは馬車や人力車）であつたが、時期からして暑氣きわめて強く、且つ、甲州街道の峻坂難路、中山道木曾路の山間險路は御板輿（おいたこし）（いわゆる駕籠）で雨中もあり、疲労に加えて移動で辛苦された経験等々、皇居以外での、このようなさまざまな経験、苦勞体験をしたこと、これが後の人間形成、人格形成に反映し役立たない筈はないだろう。その意味において御巡幸は明治天皇自身にとつても重要だったのである。この側面を無視して御巡幸の意義を喋々し総合評価することはできない。そして、明治十三年の甲州東山道における貴重な経験をしたときの輔弼役が太政大臣三条実美と参議山田顕義であつたわけである。

一 参議山田顕義等への御巡幸供奉官の發令について

明治十三年三月三十日、太政大臣三条実美、勅を奉じ、太政官布告で

当夏山梨県三重県京都府へ御巡幸被仰出候条此旨布告候事、但御発程日限及御道筋ノ儀ハ追テ御沙汰可有之事^③

と發し、四月八日、宮内少輔土方久元・宮内大書記官香川敬三・同山岡鉄太郎（鉄舟）、同十日、中警視石井邦猷・内閣権大書記官作間一介・内務権大書記官桜井能監・式部助丸岡莞爾・大蔵書記官大谷靖・太政官権少書記官伊東巳代治など各専門家に命じて御巡幸御用掛を太政官内に設置し、具体的な巡幸諸準備に執りかかった。すなわち、四月十五日「御巡幸事務ハ総テ御巡幸御用掛ニテ取扱」うことを御巡幸各府県に示達した上で、同日、「御巡幸ニ付沿道地方官心得書并供奉官員心得」^④また「御先發官心得書五か条」^⑤を御巡幸各府県に配布し、また御行列の順も決め、二十日を過ぎて御巡幸沿道の昼（昼食）と夜（行在所）の各地域を明示する「御道筋并御休泊割」^⑥を長野県松本を追加した形で定め、四月二十四日にはこれを御巡幸各府県（東京府・神奈川県・山梨県・長野県・岐阜県・愛知県・三重県・滋賀

県・京都府・大阪府・兵庫県）に矢継ぎ早やに通達する。そして、これに関連して四月二十八日「御休泊行在所其外道路修繕等官費ヲ以テ支給ス」を内務省達として、翌四月二十九日には警備面で「御巡路警衛警部巡查ヲシテ勤務セシム」ことを内務省達として各府県に通達し、翌四月二十九日には太政官布告で

山梨県三重県竝京都府御巡幸来ル六月十六日東京御発
輦被仰出候条此旨布告候事⁽²³⁾

と、六月十六日が皇居発輦日と発表してゆく。

このような政府（太政官）の方針と指示を受けて御巡幸各府県は受け入れに向けて急ぎ対応してゆく。たとえば、東都に近い山梨県を一例として少しく対処動向を見ると、御巡幸の布告直後の四月二日に吏員二名を東京に出張させ、四日に太政官当局に直接赴いて方針を確認し、四月五日に山梨県庁内に御巡幸御用掛を置き、同日、県令から県内各郡役所に通達して、御小休所（休憩所）・行在所（御昼行在所・御泊行在所）・御野立所（仮設休憩所）・御立退所（非常時行在所）など商家、豪農等の民家および学校や寺院の選定、御膳水（お茶などの飲料水のための井戸水や湧水等）の水質検査をはじめ、道路修繕や産業視察場所の選定など具体的な諸準備に入ると共に、四月二十六日には県令より県民一般に対して御巡幸に関する心得を布達するという状況で

あった。

こうして諸県における御巡幸への諸準備は着々と進んでゆくが、ところで、供奉官の参議山田顕義について見ると、もつとも詳細な履歴を記したのもでも御巡幸供奉については

明治十三年四月十二日 一 御巡幸供奉被仰付候事

太政官⁽²⁴⁾

と、当然だが、わずか一行あるのみである。ただ発令日が十二日なので太政官内に御巡幸御用掛が発足する前であるが、これは立場から見れば当然のことである。

十三年四月十二日

太政大臣三条実美 参議寺島宗則 参議伊藤博文 参

議山田顕義 文部卿河野敏鎌 宮内卿徳大寺実則 陸

軍中将野津鎮雄 宮内少輔土方久元へ達

御巡幸供奉被仰付候事⁽²⁵⁾

とあるように、まさに政府の首脳たちばかりである。つまり、この首脳たちを中心にすでに事前に御巡幸地や視察場所などの根幹方針や要件が決定されていて、これを受けて実施のために御巡幸御用掛という実務の窓口が臨時に新たに設置されたということなのである。

なお、供奉官参議山田顕義付の随行員は、太政官一等属の岡守節⁽²⁶⁾と開拓七等属の穴戸隼太の二名であった。特に穴

戸隼太については、左に示す資料「開拓七等属穴戸隼太巡幸供奉山田参議随行ヲ命ス」に

開拓使へ照会 御巡幸御用掛

御使七等属穴戸隼太今般御巡幸供奉山田参議随行申付度候間御差支無之候ハ、御使ニ於テ右御申付相成度此旨及御照会候也 十三年五月五日

同使回答

当使七等属穴戸隼太今般御巡幸供奉山田参議随行御申付被成度差支無之候ハ、於当使可申付旨御照会致承知候差支無之候ニ付直ニ本人へ右申付候此段及御回答候也 十三年五月六日⁽³¹⁾

とあることよって、おそらく山田の指名を受けてであらうが、御巡幸御用掛を通して山田参議の随行者となったのである。

さて、供奉官の命を受けた参議山田顕義は六月十六日の赤坂仮皇居發輦の天皇に供奉随従したことは『明治天皇紀』を繙けば

十六日……七時第一公式鹵簿を整へて赤坂仮好況を發したまふ、……太政大臣三条実美・参議山田顕義……等供奉す⁽³²⁾

とあるごとく明らかであるが、どうも最初の予定とは異なっていたようである。結論を先に言えば、山田は供奉官

発令後、先発官となっていたが結局は先発せず六月十六日朝の發輦と共に随行供奉したのである。この点については諸書様々な記述があり間違ひもあるので、ここで若干整理しておきたい。まず活字関係では、『郵便報知新聞』所載の記者尾崎庸夫『御巡幸日誌』末尾の「御巡幸雜報」には六月十一日

伊藤参議は昨今腫物を患ひらるゝに付殊に寄らば供奉に立たれ難きゆゑ山田参議の御先発を見合はされ、或は代つて供奉さるゝ哉に聞く⁽³³⁾

とあつて、当初山田顕義は先発官であつたが、伊藤博文の事情によつて後発、つまり天皇に随従して一緒に出發したと直前の六月十一日に記している。一方、各記念誌関係では、『御巡幸紀要』（三重県発行）には、五月初旬に東京出張の県官が通報してきたとする供奉官員氏名の記載には参議山田の名も伊藤、寺島と共に冒頭に入つていて、先発官の中には入つていない⁽³⁴⁾。さらに同書は続いて

供奉員最初の決定は右の通りなりしも、都合に依り、中途に変更せられしものも一二に止まらず。即ち山田参議は一時供奉を免ぜられしも、伊藤参議が病によりて後発となりしが故に、再び供奉を命ぜられ……⁽³⁵⁾

と、供奉官となるがいったんは被免となり、伊藤の事情で再度、供奉となつたとしている。被免の理由は不明である

が、ここから最初は御先発であったことが想定出来る。また、『信濃御巡幸録』にも、この『御巡幸紀要』（三重県発行）の記述が引用されている。そして『明治十三年夏明治大帝御巡幸謹記』では先発・後発関係なく供奉官員一覽を掲げている中に参議山田の名も見え、『贈従五位林金兵衛翁』には先発官の人名を掲げた箇所には参議山田の名は無く、そのあとの供奉官員一覽に山田の名が見える^⑩。また『明治天皇御巡幸諏訪御通輦五十週年記念写真帖』の解説項目には「六月九日御一行ノ発表」として供奉官員一覽を載せるが、そこには参議山田の名は見えない^⑪。このように記念誌の類は他書からの孫引きの傾向もあるので一概には信用し得ない。

このように諸書まちまちの状であるが、次に、これらの元になった公文書を見ると宮内省『幸啓録』の「御巡幸供奉人名」の項目中に明確な記述を見出す。すなわち

当官供奉人員中左ノ三名ハ御先発ニ候條此旨及御通知候也

明治十三年五月十九日 御巡幸御用掛

香川宮内大書記官殿

山田顕義

右随行 岡一等属 六戸七等属^⑫

とあり、また、ほぼ同文を『公文録』中にも見出す。

會計掛へ通知案

当官供奉人員中左ノ三名ハ御先発ニ候條此旨及御通知候也

明治十三年五月十九日

山田顕義

宮内省へ通知^⑬

右随行 岡一等属 六戸七等属

つまり、山田参議と随行二名の計三名は先発することゝ宮内省または會計掛に五月十九日に連絡通知したわけで、五月中旬には山田は御先発官という立場であった。したがって、

御巡幸供奉人名印造出来ニ付即百部及御回致候也

明治十五年六月四日 御巡幸御用掛

香川宮内大書記官殿^⑭

とある『幸啓録』所収の六月四日時点での回覧のための印刷物となった巡幸供奉人名簿には、冒頭に二品貞愛親王をはじめ三条、寺島、伊藤、作間、伊東以下約二百名の名が見え、参議は諸省卿を監督監視するという職掌上、席次から言えば伊藤の次に山田参議の名が出てくる筈であるが、当然この中には無く、あとに続く「御先発人名一覽」の最初冒頭に山田参議の名が出てくる。また、『太政類典』の六月七日付の「供奉人名録」でも同様である^⑮。さらに、宮

内省『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年⁽⁴⁶⁾』にも、この『幸啓録』や『太政類典』にある供奉官員人名のあとに続く「御先発人名」一覧をそのまま書写していて、その冒頭に「太政官 参議山田顕義」と書かれていることから山田参議は四月十二日の供奉官発令後、いったん被免の有無は確認できないが、五月中旬には先発官となっていたのである。

さて、次は先発官となった山田参議は本当に先発したのか、したならいつ出発したのか、それとも『明治天皇紀』に見られるように先発しなかったのか、という問題について検討する。この点については、沿道地域からの記念誌等の図書などでは公文書の記述を額面どおり受けて先発したという記したものもあり、長谷川栄子の研究書でも

参議山田顕義、内務少輔品川弥二郎、文部卿河野敏鎌⁽⁴⁷⁾が先発した

としているが、これも結論を先に言えば参議山田顕義についてだけは間違いである。つまり山田は先発せず、『明治天皇紀』の記述どおり、天皇の皇居御発輦と共に供奉したのである。たとえば、下見諸検分とその報告が任務であった宮内大書記官山岡鉄太郎（鉄舟）と内務少書記官西村捨三は発輦約一か月前の五月十日に先発して逐一各所の下検分報告をしているし、たしかに文部卿の河野敏鎌も各学校

の教育状況事前視察の任務で六月七日に先発⁽⁴⁸⁾しており、また産業視察関係であれば品川弥二郎も先発しているが、では山田参議の先発官としての役割は何なのか、下検分の統括者としてなのか、でなければ国会開設請願や民権運動の状況把握なのか、これは冒頭でも述べたように当時の山田の職責からは十分に考えられるが、されど、先発しなければならぬという必然性は決して高くはないだろう。では何だったのか、役割としてはいささか不明である。その故かどうかは分からないが、山田参議は一向に出発（先発）しなかったのである。

そこで巡幸先である山梨県は、次のように照会してきた。
山田参議殿ニハ御先発之由兼テ承知致シ居候処候ハ宿割等ノ都合モ有之ニ付東京御出発ノ日限及本県迄之御途中ニ於テ休泊可相成宿駅等承知致度此段及御問合候也

明治十三年五月三十一日 山梨県大書記官 薄井龍之
御巡幸御用掛⁽⁴⁹⁾

これに対して御巡幸御用掛は山梨県に対して六月三日に、次のように回答した。

山梨県へ回答案 御巡幸御用掛
山田参議発程期日并休泊ノ義御問合ノ趣致承知候右ハ

本月十一日出発ニテ昼泊ハ兼テ及御達候御休泊割ノ通
ニ候條此旨御答申入候也

明治十三年六月三日⁽²⁾

御巡幸御用掛が山田参議と打ち合わせたのか否か、分らないが、ともかく六月十一日に出発すると山梨県に回答したのである。しかし、それでも山田は出発しなかった。というより寺島参議と伊藤参議は巡幸供奉より喫緊の課題である財政取調の仕事が優先することになり、後日、仕事が終わる次第途中から鳳輦に合流するかたちで、発輦供奉よりも後立ちと決定した。その代わりに先発であった山田参議を六月十六日発輦の供奉随従としたのであった。発輦のわずか四日前で、六月十二日のことである。そして、このことは『黒田伯爵家文書』十が次のように明確に物語っていることで確認できる。

今般財政取調之議^(マ)左之通り被仰付候ニ付テハ寺島伊藤
両参議供奉之儀ハ右御用相済次第追而御跡ヨリ参向可
致依而山田参議御先発之処供奉被仰付候條此段御心得
迄ニ申入候也

財務取調 大隈参議 寺島参議 伊藤参議
佐野大蔵卿

六月十二日

三条太政大臣

黒田参議殿⁽²⁾ (傍点筆者 (ママ) は筆者)

そこで翌六月十三日、御巡幸御用掛は急遽再び山梨県に
対して山田参議は先発しないことを、次のように回答した
のである。

山梨県へ回答案 御巡幸御用掛

伊藤寺島両参議御用都合ニヨリ供奉御免御後トヨリ参
向山田参議供奉被仰付タリ

明治十三年六月十三日 午后三時⁽³⁾

このように、同様の照会は山梨県の次の巡幸地である長
野県からも六月十四日にあった。

電報文 六月十四日午後十二時五十五分 出 長野県
届 太政官御巡幸御用掛

ヤマダサンギゴジュンコフゴセンバツニチゲンハナン
ニチナルヤゴホウチアリタシ⁽⁴⁾ (山田参議御巡幸御先発日
限は何日になるや、御報知ありたし) (傍点筆者)

この長野県からの照会に対して、御巡幸御用掛は急遽同
日の数時間後

長野県へ回答案 御巡幸御用掛

山田参議ハ更に供奉仰付ラレタリ又寺島伊藤両参議ハ
御用ニ付供奉御免御後トヨリ参向其出發期日ハ未ダ定
マラス右併セテ通知ス

明治十三年六月十四日午后四時⁽⁵⁾

と、山田参議は先発せず、寺島伊藤の両参議の後立ち出發期日は分からない、と連絡したのであった。十六日發輦のわずか二日前のことであつた。

以上、参議山田顕義の供奉員發令の件を整理すると、四月十二日に供奉官發令となり五月中旬には先乗りの御先發官となつたが先発せず、書類上は發輦直前の六月十二日に至つて寺島・伊藤の都合で山田参議が先發官から鳳輦供奉となつたことは間違いないだらう。ただし、一時被免の有無および有つたとすればその時期等については不明とせざるを得ないが、先發の要請があつても出發していない事実からみると、周囲の事情だけでなく山田自身の事情もあつたかもしれない。

次に、山田参議が御先發から鳳輦供奉に変更となつた事情とされる伊藤参議と寺島参議等の動向についても、供奉した山田顕義の関連として若干は触れておきたい。これについては『明治天皇紀』を見れば六月十六日の条に

参議寺島宗則・同伊藤博文・内務卿松方正義亦供奉を命ぜられしかど、皆財政整理の用務生ぜしを以て之れを免ぜらる、但し用務了らば直に巡幸地に参向すべきことを命じたまふ^⑤

とあり、七月五日と六日の条に

参議寺島宗則・同伊藤博文・内務卿松方正義、臨時御

用結了せるを以て今夕東京より到る、六日寺島宗則・伊藤博文・松方正義の参候せるに謁を賜ふ、宗則・博文は是の日より供奉に参加す^⑦

とあることから發輦時には供奉をしていないことは明らかで、寺島・伊藤については發輦前日の六月十五日付で参議寺島宗則 参議伊藤博文へ達御用有之御巡幸供奉被免候事 但御用相済次第参向可致候事

と、供奉被免となるので六月十四日には山梨県令宛に

寺島伊藤両参議發程期日未タ定マラス追テ通知スヘシ

十二時^⑧

と連絡するが、十七日（巡幸第二日目）で鳳輦は八王子駅から上野原駅迄にも再度左のような遣り取りをしている。

山梨県照会 御巡幸御用掛宛 六月十七日

寺島参議殿ハ供奉ニテ御出發アリシヤ御跡立ナレハ何頃ノ御發程ナルヤ^⑨

これに対して御巡幸御用掛は、左のように回答した。

同県へ回答 内閣書記官

寺島参議ハ御跡立ナリ出發日限ハ未タワカラス^⑩

その後、六月二十九日（この日は大井駅から多治見駅迄）、供奉の三条実美は岐阜県多治見駅到着後に寺島・伊藤・松方の出發の有無と到着合流の場所について御用掛を通して

岩倉具視に照会するが、岩倉からの返信電報文には

ヤマカタハサクジツテラシマイトウマツカタハコンニ
チサイゴウハミヨフニチシユツパツナリソノホカノコ
トハアトヨリホウチス⁽⁶²⁾（山県ハ昨日、寺島伊藤松方ハ
今日、西郷ハ明日出發ナリ、ソノ外ノ事ハ後ヨリ報知ス 傍
点部分は筆者）

とあり、寺島参議と伊藤参議は六月二十九日に東京を出発
したことが分かるが、三条は岩倉の返信に対して、出発の
件は承知したがどこに到着し合流参加するのかを再度岩倉
宛に照会し、岩倉から三条への、その回答が次のとおりで

山県ハ甲州道尾張ヨリ亀山ニ寺島伊藤ハ東海道ヨリ津
ニ西郷ハ亀山ニ出ル積ノ由

六月二十九日午後十時五十分着⁽⁶³⁾

とあるように、寺島参議と伊藤参議は、東京御登輦には供
奉せず東京に残り、六月二十九日になって東京を出発し東
海道を通り、名古屋から南下して三重県の津に到着し、そ
こで御巡幸に合流し、以後は供奉することなどなので
あった。そして、このような照会連絡の電報文の遣り取り
のとお

寺島参議一行只今参着候間此段御届申上候也

明治十三年七月五日 五等属稲葉由太郎

御巡幸先 内閣書記官御中

即刻太政大臣山田参議へ通知⁽⁶⁴⁾

と、たしかに七月五日夜に寺島伊藤両参議は津の宿に到着
し、翌六日朝に拝謁し、ここから鳳輦に供奉したのである。
このことは他の公文書や現地新聞等の資料でも確認できる。
さらに言えば、御巡幸中の出来事からも寺島参議と伊藤

参議は東京発輦（六月十六日）から三重県の津行在所（七月
五日駐輦中）までは供奉していないことがわかる。この甲
州東山道御巡幸では巡幸中、七月一日の名古屋行在所（東
本願寺別院）と七月十八日の京都行在所（御所）の註輦中の
二回だけ、慰労の意味合いだろうと史料するが供奉の勅任
官と奏任官数十名を午餐（昼食）に招き「御陪食並びに酒
肴下賜」の出来事があった。もちろん山田参議は二回とも
御陪食に招かれているが、宮内省『幸啓録』を見ると

明一日正午十二時当行在所ニ於テ御陪食被仰付候旨御
沙汰候条御参向可有之候此段申進候也

十三年六月三十日 宮内卿

伏見二品宮 三条太政大臣 山田参議 三浦陸軍中将

品川内務少輔 揖斐陸軍少将 土方宮内少輔 伊東

一等侍医……

と、名古屋での御陪食の折は参議寺島宗則・参議伊藤博文
の名は無い。しかし

来ル十八日正午十二時当御所ニ於テ御陪食被仰付候旨

御沙汰候間御参向可有之候此段申進候也

十三年七月十六日 宮内卿

二品晃親王殿下 二品貞愛親王殿下 二品守脩親王殿下
下 二品朝彦親王殿下 二品能久親王殿下 太政大臣
三条実美殿 参議寺島宗則殿 同伊藤博文殿 同山田
顕義殿 内務卿松方正義殿 文部卿河野敏鎌殿 陸軍
中将三浦梧楼殿 技監井上勝殿⁽⁶⁷⁾……(傍点筆者)

と、第二回目の七月十八日の京都での御陪食の折は寺島・伊藤の名が見える。供奉していれば当然招かれる立場なので、すなわち、名古屋での御陪食(七月一日)時点では供奉していなかったことが、この点からも明白である。

しかし、先述のとおり、御巡幸初日に関しても、たとえば沿道地域の八王子の郷土史関係の諸書には伊藤や寺島も松方(松方も後立ち)も供奉してきたというような、間違いの記述⁽⁶⁸⁾もかなり見られる。そこであらためて再述すると、御先発官の山岡と西村は別にして、文部卿河野敏鎌も教育状況視察のため次先発としてすでに東京を出発しており、参議伊藤博文と参議寺島宗則は発輦日の早朝、赤坂仮皇居へ行き、皇后や皇太后と共に新宿の植物御苑(現、新宿御苑)まで同道し、さらに当日の御昼行在所の府中まで奉送した(若干の疑問は未だ残るが)うえで、ここで御巡幸行列の見送りをし、その後は東京へ戻って財政関係等の任務を

続け、後日、六月二十九日に東京を出発し、七月五日に三重県の津に到着し天皇一行に合流するまでは、供奉はしていないのである⁽⁷⁰⁾。

したがって、六月十六日の御巡幸発輦時の御巡幸首脳は、貞愛親王は別として、三条太政大臣、山田参議、徳大寺宮内卿、三浦陸軍中将の四名なので、政府としては山田参議はこの御巡幸における太政大臣三条実美に次ぐ第二位の立場なのであった。

二 供奉官参議山田顕義の御巡幸中の宿所について

こうして、六月十六日朝、赤坂仮皇居を発輦し、内藤新宿の植物御苑で御小休止し、皇后等の奉送を受けて数百人の御巡幸一行は甲州街道を一路西に向かって進んでゆく。そして平地と山間部では事情が異なるが、おおよそ一日五里か六里の移動のため、約一里程度ごとに休憩した一日四、五か所の御小休止や数か所の臨時仮設の御野立所、また御昼行在所や御泊行在所等については『明治天皇行幸年表』や『明治天皇紀』⁽⁷²⁾をはじめ御巡幸関係の諸書に詳しい。そして、多くの供奉官たちは行在所周辺の民家、農家、商家等に数名、あるいは十数名ずつで分宿していったのであるが、御巡幸の首脳の一で三十八日間に亘る全日程を供奉

した参議山田顕義の宿泊所については従来から誰も取り上げること無く、知られることもまったく無かった。皆無である。もちろん、明治十三年の御巡幸研究全体の視点では山田参議の宿泊所の確認などは大きな意味があるとは思われないが、山田顕義研究の一環としての動向把握の確認として見れば多少なりとも意味はあるだろう。

これについては御巡幸に先立って通達された御巡幸御用掛作成の『御巡幸治道地方官心得』の中には「宿割番号表」があり、それによると事務書類の上では第一号甲は太政大臣三条実美、第一号乙は伏見宮貞愛親王、第二号と第三号は参議、第四号は内閣書記官太政官書記官で、以下第二十四号まであり、実際には、さらに号外第五号程度まで分類されていて、山田顕義は言うまでもなく第三号であった。

そこで、従来の巡幸関係各資料に記載（活字化）されているものに加え、記載が無い山田参議の昼食場所や宿割宿泊所等については受け入れた各府県庁所蔵の行政文書を実地調査（未確認の府県行政文書も若干ある）した。そして、その結果をまとめて左に一覧表として掲出（各行政文書のいちいちの内容については当該番号の註において一定程度は示したので参照されたい）した。ただし、供奉人員の変更等によって事前に決定していた宿割の宿所は実際には急遽変更

した場合もあるだろうが、あくまで行政文書に示すかぎりとして御了解願いたい。

御巡幸全日程における供奉官参議山田顕義の御休泊割一覧表

月日	御昼 行在所	御泊 行在所	山田参議昼食所	山田参議宿泊所
6/16	府中	八王子		横山宿毛利徳兵衛宅 ⁽⁴³⁾
6/17	吉野	上野原		水越周兵衛宅 ⁽⁴⁴⁾
6/18	鳥沢	笹子	杉本政武宅 ⁽⁴⁵⁾	天野八郎右衛門宅 ⁽⁴⁷⁾
6/19	勝沼	甲府	萩原清兵衛宅 ⁽⁴⁸⁾	柳町一丁目中田庄兵衛宅 ⁽⁴⁹⁾
6/20	甲府	甲府		同右か ⁽⁵⁰⁾
6/21	甲府	甲府		柳町一丁目風間伊七宅 ⁽⁵¹⁾
6/22	韭崎	菅原		小淵沢村赤松悦太郎宅 ⁽⁵²⁾
6/23	金沢	上諏訪	有賀七左衛門宅 ⁽⁵³⁾	中町岩波孫治宅 ⁽⁵⁴⁾
6/24	塩尻	松本		南深志町一番丁大池源重宅 ⁽⁵⁵⁾
6/25	松本	本山	同大池源重宅 ⁽⁵⁶⁾	小林嘉平二宅 ⁽⁵⁷⁾
6/26	奈良井	福島		上村英次郎宅 ⁽⁵⁸⁾

7/13	7/12	7/11	7/10	7/9	7/8	7/7	5/6 7/4	7/3	7/2	7/1	6/30	6/29	6/28	6/27
水口	関	亀山	関	松阪	山田	松阪	津	四日市	福田	名古屋	坂下	釜戸	中津川	須原
草津	土山	亀山	亀山	一身田	山田	山田	津	神戸 ⁽⁹⁾	桑名	名古屋	名古屋	多治見	大井	三留野
								南町山口喜左衛門宅 ⁽⁹⁾		東本願寺別院 ⁽⁹⁾ 〈御陪食〉		字大島小栗寿一宅 ⁽⁹⁾	新町菅井守之助宅 ⁽⁹⁾	山本市左衛門宅 ⁽⁹⁾
不明 ⁽⁹⁾	同右 ⁽⁹⁾	東町中野嘉兵衛宅 ⁽⁹⁾	中ノ町下津理兵衛宅 ⁽⁹⁾	同右 ⁽⁹⁾	尾上町黒部かね宅 ⁽⁹⁾	大門町富岡太郎兵衛宅 ⁽⁹⁾	立町玉井七郎平宅 ⁽⁹⁾	北魚町川瀬覚左衛門宅 ⁽⁹⁾	不明 ⁽⁹⁾	東本町加藤久次郎宅 ⁽⁹⁾	本町古山兵九郎宅 ⁽⁹⁾	小野木碩明宅 ⁽⁹⁾		

7/23	7/22	7/21	7/20	7/19	7/18	16/17 7/15	7/14
東海 鎮守府 ⁽⁹⁾	午餐無し・ 晚餐無し	神戸	京都	京都	京都	京都	大津
		船中 ⁽⁹⁾ 不食 ⁽⁹⁾	神戸	京都	京都	京都	京都
					御所學問所 ⁽⁹⁾ 〈御陪食〉		
	同右	船中泊 ⁽⁹⁾ 〈金剛艦〉	不明 ⁽⁹⁾	同右	同右	同右	木屋町柏亭 ⁽⁹⁾

（右の「御休泊割一覧表」のうち、御小休所・御野立所・御立退所は省略した。また、表の上部は行在所の土地名で、二重線以下の下部は山田参議に関する箇所である。なお、山田参議の各昼食所についてはどの公文書資料を見ても大半が無記載である。したがって本来なら不明と記すべきであるが、数が多いので空白にした）

こうして七月二十三日に一行は全日程を終え、供奉官参議山田顕義は、横浜港の東海鎮守府から参議川村純義と内

務卿松方正義の三人で四番馬車に乗って横浜停車場まで行き、そこから新橋駅までは汽車で移動し、新橋停車場からは外務省から調達した馬車⁽¹⁵⁾に参議伊藤博文と出迎えの参議山県有朋、参議西郷従道の四人が乗って赤坂仮皇居に戻ってきたのである。が、宿泊所（御昼休憩場所も含む）については不明箇所もあるので、今後調査は必要だろう。

三 供奉官参議山田顕義による巡遣視察

参議山田顕義は御巡幸の全日程を供奉しているので、巡幸各地での巡遣視察も必然的に中心になっておこなう状況であった。そのような視察の立場について敢えて言うなら、席次的に見ると太政大臣三条実美の次が参議山田であったわけであるから、貞愛親王や三条太政大臣と同行したときは別にして、若干数名だけの随行を率いたかたちの、ほぼ単独視察については立場がいちばん上位なので、それは天皇の名代としての巡遣視察という意味から言えば、いわば「勅使⁽¹⁶⁾」としてであったことになる。したがって、山梨県甲府での県庁、裁判所、勸業製糸場、勸業葡萄酒製造所、師範学校、県立甲府病院、矢島製糸場、長野県松本での師範学校松本支校、開智学校、望月製糸場、名古屋での博物館、三重県津での県庁、裁判所、県立病院、医学校などへの視察は山田参議も当然出席しているが、三条太政大臣

をはじめ大勢での巡遣視察なので個別項目としてはここでは取り上げない。以後、天皇の名代としての巡遣視察だけに絞り、期日順に各件（神奈川県一件・山梨県二件・愛知県一件・三重県一件）を掲げ、その視察の状況と内容を見てみよう。

(1) 神奈川県八王子の萩原機械製糸場への視察（六月十七日）

六月十六日の東京発輦の翌日、つまり、八王子泊の翌朝である巡幸第二日目にして、山田参議は早くも『明治天皇紀』に

又参議山田顕義・宮内卿徳大寺実則をして萩原彦七経営の製糸場巡覽せしめたまふ、場は八王子駅の北方にありて工女百人を役し、日に三貫目の糸を製すと云ふ、神奈川県令、彦七並びに南多摩郡西沼村田代平兵衛が製糸場に、八王子折田佐兵衛が機業に尽力するを具状せるを以て、之を賞せしめたまふ⁽¹⁷⁾

また、『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』六月十七日の箇所末尾に

参議山田顕義宮内卿徳大寺実則ヲシテ萩原彦七機械製糸場ヲ巡視セシム⁽¹⁸⁾

とあるように、八王子駅の北方にある萩原彦七の機械製糸

工場を視察した。当時、日本の輸出産業の主力であった製糸業の状況確認と褒賞を与え激励をすることは興産を目的とする当時の政府にとつては重要なことであつた。すなわちこの巡幸の目的の一つが製糸場視察であつたことは全行程中で四か所（八王子の萩原機械製糸場・甲府の矢島製糸場・松本の望月製糸場・四日市室山村の伊藤製糸場）も組み込んでいて、そのすべてを山田参議は巡視視察していることから明白である。その最初が萩原機械製糸場なのであつた。宮内省庶務課『御巡幸書類 但雑之部』には派遣視察について

六月十七日朝雨九時止夕刻又雨

当駅八王子萩原彦七機械製糸場為回覧山田参議徳大寺
宮内卿御巡幸御用掛等出張候事⁽¹⁹⁾

とあり、山田参議と徳大寺宮内卿は随行員大蔵少書記官大谷靖を連れて早朝七時に出発し八王子北方の萩原製糸場に赴いたのである。『明治天皇紀』中の当該記述箇所のもとになった三等編修官久米邦武の随行日記『東海東山巡幸日記』（巻二）には、次のようにある。

駅中ノ製糸逐年ニ盛ナリ。小門宿ノ萩原彦七最モ心ヲ竭シ。精製ノ方ヲ図リ。卒ニ其機械ヲ發明シ。明治十一年一大工場ヲ設ケ。是ヨリ生糸ノ価ヲ増シタリ。西長沼ノ田代平兵衛モ亦製糸ヲ改良シ。横山宿ノ折田佐兵

衛ハ絹織ヲ精ニシ。竝ニ誉ヲ得タリ。各賞状ヲ賜ハリテ之ヲ奨励シ。参議山田顕義宮内卿徳大寺実則ヲ遣ハシ。萩原氏ノ工場ヲ觀セシム

萩原彦七製糸場 駅北ニアリ。三馬力ノ汽器ヲ設ケテ繭ヲ煮ル。輪軸ヲ運シ繰車ヲ転スルハ水車ヲ用フ。水車ハ木造ナリ。工女百人ヲ使役シ。日二三貫目ノ糸ヲ製スヘシ。建設費一萬円營業費八年年一萬六千円ヲ要スト云。凡ソ輸出ノ糸ハ四五六繭ヲ一糸トナシ。軋沢ニシテ無疵ナルヲ尚フ。製糸ノ精粗ハ價格ニ大差ヲ生ス。本邦ノ糸質世界ニ最タリ。製糸ノ粗ナルニ由テ価ハ十ノ三四ヲ損ス。精製ノ方法ヲ得ハ。全国ノ經濟ニ於テ其利甚タ大ナリ。思フ致サザル可ラス⁽²⁰⁾

このような萩原・田代・折田の三名を賞すべく、神奈川県令は御巡幸御用掛へ三名の履歴調書を揃えて具申し、御巡幸御用掛は左のとおり、これを大臣参議に伺いを提出した。

明治十三年六月十六日

御巡幸御用掛

大臣 参議

別紙神奈川県上申八王子駅小門宿萩原彦七以下三名興産ニ尽力候ニ付奨励ノ御沙汰相成度趣ハ左案ノ御褒詞被下可然哉相伺候也⁽²¹⁾

そして山田参議等はこれを承認し、伺いどおりとなったので、現地に於いて萩原彦七⁽¹⁸⁾に對しては

神奈川県平民 萩原彦七

其方儀製糸ノ業ニ尽力候段神奈川県令具狀ノ旨遂奏聞
候尚此未興産ノ道相立候様勉勵可致候事

明治十三年六月十七日⁽¹⁹⁾

とし、さらに田代、折田も同様であるが、参議山田顕義はこの三名を賞したのである。また、『郵便報知新聞』の随行記者尾崎康夫の『御巡幸日誌』でも

八王子駅御発轡の際、山田参議、徳大寺宮内卿、大谷大蔵少書記官には同所より十丁計り北の方に当る萩原孫七⁽²⁰⁾私立の生糸へ御立寄になり、賞詞ありて宮内省より金十五円を下し賜はりしと。蓋し神奈川県令より申立ての事なり。⁽²¹⁾

と伝えていて、賞詞だけでなく金十五円を下賜したのであった。こうして萩原製糸場の巡遣視察後、山田参議は鳳輦を追って上野原に向かったのである。

なお、この出来事については同地域の慶事として郷土史および織維関係の諸書が多く取り上げて記述している。⁽²²⁾

(2) 山梨県祝村の葡萄酒醸造場への視察（六月二十日）

甲府着輦（十九日）の翌日、六月二十日（駐輦第一日目）

と六月二十一日（駐輦第二日目）の全体の予定については、おおよその行事は御先発官宮内大書記官山岡鉄太郎・内務少書記官西村捨三と山梨県令藤村紫朗との事前調整の結果報告書で御通輦の約一か月前の五月二十四日にはほぼ決定していた。すなわち

山梨県御着輦各所臨御之義県令藤村紫朗へ協議……實地に就キ見計候処御駐輦第一日ハ第一県庁第二勸業製糸場第三裁判所御臨幸被為在可然哉ト相考候尤右各所ハ隣接ノ場所ニ付午前迄に被為済候都合ト奉存候第二日ハ県令ヨリ差出候手続書之通旧城中葡萄酒製造所へ御臨幸被為在可然且又県令ヨリ堂地国民矢鳥栄助ナル者従来製糸事業ニ熱心奮発一昨年来製糸器械式百人ノ場屋ヲ設置追日昌盛ニ至リ民設中ニテハ全国無比ト可申……山梨県下道路点検大略御休泊割等別紙相副此段申進候也

明治十三年五月十九日 宮内大書記官 山岡鉄太郎

内務少書記官 西村捨三⁽²³⁾

とあるように、二十日は午前、山梨県庁、静岡裁判所甲府支庁、勸業製糸場への臨御や古器物の天覧等、翌二十一日は午前、旧城内の県営葡萄酒醸造所（器械のみ）、師範学校への臨御がなされ、午後は御代覧として貞愛親王、三条太政大臣、山田参議らは山梨病院、工女二百人規模の矢鳥製

糸場⁽¹²⁾への視察をおこなった。このなかの勸業製糸場では山田参議が出来上がった綿糸を取って三条公に渡し、それを天皇に渡して何か質問があった、というような記事も見られるが、これらの巡遣視察全体については『甲府略志』は簡述⁽¹³⁾していて、『明治天皇御巡幸紀』(山梨県蔵版)は記録誌、記念誌であるだけに詳細に記している。もちろん、山田参議は臨御に供奉し、すべて出席している。

しかし、それより特筆すべきは『明治天皇紀』に

夜山田顕義の参候せるに謁を賜ふ、是の日顕義東八代郡祝村に到りて、興業社経営の葡萄酒醸造所を視察せり⁽¹⁴⁾

とあるごとく、山田参議は二十日(おそらく午後だろうが)、勝沼方面まで戻り、祝村⁽¹⁵⁾(現勝沼町下岩崎)の葡萄酒醸造所の視察を行ない

一金三円

右山田顕義山梨県下祝村葡萄酒製造所巡廻ノ節同所持主百宮彦兵衛へ被下金⁽¹⁶⁾

と、金額的には他と比較すると決して高額ではないが、下賜金を渡して激励していることである。そして視察後の同日夕刻には直接天皇に状況を報告奏上している事実は見逃すわけにはいかない事柄である。まさに勅使と言つて良いだろう。この出来事については『明治十三年夏明治大帝御

巡幸謹記』には

参議と内務少輔品川弥二郎を祝村の興業社に派遣し葡萄酒造りの実況を視察させた⁽¹⁷⁾

とあり、「朝野新聞」にもあり、「甲府日日新聞」にも

参議山田顕義が葡萄酒醸造所(興業社)を訪問し激励した⁽¹⁸⁾

と各紙が伝え、山梨県作成の『明治天皇御巡幸紀』にも

是日。参議山田顕義、内務少輔品川弥二郎を東八代郡祝村興業社に差遣し、葡萄酒醸造所を視察せしむ⁽¹⁹⁾

とあつて、その興業社については

本年五月、資本金壹万貳千円を以て、本県特産の葡萄酒より葡萄酒を醸造する目的として創立す。発起人は高野積成、⁽²⁰⁾雨宮彦兵衛、……、雨宮広光の五名にて、本県御用掛桂次郎専ら其指導、監督の任に当れり⁽²¹⁾と民間の会社組織ではあるが山梨県の特産である由から県自体もかかわっているとし、さらに、同誌は「東京曙新聞」の御巡幸記事を引用して

同社は将来外国の輸入を防がんとの主意にて設立せるものにして、参議に於ても其人民の愛国心に深きを感じられたりと。已に品川内務少輔にも巡視され其株主に加はられたるよし。抑も此社は高野積成外四名が発起にて昨五月始めて許可を得、結社の年限を十ヶ年を

以て一季とし資本金を一万二千円と定め金十二円を以て一株となし千株を募り一株に毎年廿銭つゝを取立て本年五月より来る十八年四月迄に準備する見積なりと、而して此業を奨励先導さるゝは桂次郎氏にて氏曩に仏国に在留して醸酒の事に熟されたるを以て、本務の余暇には教示する所ありと、今社中に栽培せる葡萄は当地固有のものと仏国種のものなりと。^⑩

と、かなり詳細に葡萄酒醸造の興業社について記して、品川弥二郎が入社（何がしかの資金提供のこと）したとすることが、これについては『御巡幸日誌』（『郵便報知新聞』記者尾崎康夫記）にも、やはり品川の興業社入社記事はある。

該社は資本金一万二千円を以て本年五月に開業したるものなるが、已に六万本の酒を醸造したるよし。発起人は同村の高野積成外五名なり。前年仏国に遊学されし本県准奏任御用掛の桂次郎君が公務の余暇之を監視せらる。内務少輔品川君はその設立の旨意を嘉せられ社員に加入されしといふ。^⑪

品川は当時、内務省所属なので勸業振興の事業推進の点では、立場から考えても十分あり得る話であるが、各新聞が伝えるように藤村県令も含めて県全体としても葡萄酒醸造産業を後押し推進していたようで、とすると、話ほもつと大きく把握する必要があるだろう。すなわち、御巡幸に

おける視察目的の一つは製糸業と葡萄酒産業であつて、特に山梨県が巡幸地になった理由の一端は近代化の証しとしてのヨーロッパに追いつくべく葡萄酒（ワイン）製造の状況確認と激励が視察の理由であつた。それは、この日は山田参議が民営の醸造会社、翌二十一日は天皇自ら官営の醸造所（山田参議も供奉）を視察していることから明白である。

そこで、上野晴朗の研究成果をもとに、この点を若干見てみよう。山梨県令藤村紫朗は殖産興業振興政策の一環として内国勸業博覧会で好評であつたことに鑑み、葡萄酒産業を積極的に興すよう強力に行政指導をする。その結果、明治十年勝沼周辺の関係者が集まり発起して祝村葡萄酒醸造株式会社（通称）を立ち上げた。発足当時は兩宮彦兵衛が副社長で取締、他に清酒醸造家や製糸業、生糸貿易商や豪農に加えて県庁の補助金もあつた。そして、この会社では早速高野正誠（まさなり）二十五歳と土屋助次郎十九歳の二人を醸造技術習得のため同十年十月フランスへ一年間派遣に決定、東京まで同県勸業課長が同行し、東京では松方正義（天保六年～大正十三年、薩摩出身の大蔵・内務官僚で今回の御巡幸に途中から参加）や前田正名（嘉永三年～大正十一年、薩摩出身の明治政府の内務官僚）を訪ね、フランスでのワイン製造技術習得の事は実は大久保内務卿や品川弥二郎

の発案で山梨県令にやらせた、いわば国策であったという

ことを知り、二人の留學生（私費）⁽¹⁸⁾は勇躍フランスに渡って実習に励んだという。要は、二人の留学の背景には勸業政策の強力な推進者であった内務卿大久保利通などによる明治政府の方針で文明開化のシンボルとしての国産の葡萄酒（ワイン）醸造への挑戦という意味があったということなのであった。その後、二人は前田の斡旋で仏国トロワ市などで醸造技術を学び、明治十二年無事帰国して勝沼で醸造の諸準備を始め、翌十三年少し軌道に乗った時点で、この御巡幸に邂逅したのである。つまり、参議山田顕義と内務少輔品川弥二郎が祝村葡萄酒製造会社を視察したということは、換言すれば、国策の実現という立場から、この二人の仕事の進捗状況を明治政府の中心的為政者の参議山田顕義が直接に現地へ行って確認することなのであった。そのためわざわざ祝村にやって来たということなのである。藤村山梨県令からすれば山田参議の祝村葡萄酒醸造所視察は自己の開明性を政府為政者にしっかりと見てもらう絶好の機会でもあったわけで、冒頭でこの御巡幸もきわめて政治的であると述べたが、その意味はこの一件でも十分に首肯されるだろう。政治的意味とは何国会開設請願と自由民権運動に限るものだけでは決してないのである。上野晴朗は山田参議の視察について、次のように明確に述べ

ている。

また明治天皇が甲府御駐蹕中には、参議の山田顕義がわざわざ祝村の会社を訪問して、社員一同を激励するとともに、国益事業の経営を賞すとして、二人の伝習生には「精神一到何事不成」の揮毫を下付した。⁽¹⁹⁾

この揮毫の真偽と現存の有無の問題はさておき、ところで、山田の視察の実際について、各資料では興業社と云い、上野晴朗は祝村葡萄酒醸造会社社の二名の伝習生としているが、この二つはいったいどのような関係なのだろうか。これについては上野晴朗が興業社について述べる中で

このように、そのねらいは広く農業・養蚕の会議を開いて、物産を殖盛しようと図ったもので、これに賛同する社員がたちまち三六四人集まった。役員構成は社長高野積成（さねしげ）、取締役監督兩宮広光……らであつたが、そのほか幹部には……祝村・相興村などの豪商層が加わっており、それは祝村葡萄酒醸造会社の株主構成に一見似通っている。このことは、興業社の成立が葡萄酒会社成立と母体が同じであり、同じ殖産興利の熱っぽいふんいきの中からいわば車の両輪のような形で生まれてきたものであることが知られる。⁽²⁰⁾

と、双方とも株主名がほぼ同じという点から見ると興業社の方が実は母体で、祝村葡萄酒醸造会社が興業社の事業の

一つとして二人の留学帰りが努力していた醸造の現場という意味であって、実は同一体であり、両輪双翼でもあると明確に述べていることから、両者の関係は氷解し十分に首肯されるだろう。『明治天皇御巡幸紀』（山梨県蔵版）の

六月二十一日の条に

又内務少輔品川君外三名一昨・日・東八代郡祝村葡萄酒会社
葡萄酒を巡検の上同所兩宮彦兵衛方へ被立寄（傍点
筆者）

とあることにより、内務少輔品川弥二郎は山田参議の視察当日（六月二十日）の前日の六月十九日に事前の最終確認のために興業社（祝村葡萄酒会社）の帰国後の二人を訪ね、次いで事実上の代表者の兩宮彦兵衛宅を訪ねていることがわかる。品川は六月十五日に東京を先発し十七日に甲府に到着して、十九日の鳳輦の到着を待ちつつ視察場所の事前の調査と最終確認作業をしていて、今述べたように十九日の事前最終確認作業、そして二十日の山田参議の視察に同行する。その夜『明治天皇紀』に記すだけでなく、『侍従局御巡幸日記』にも

山田参議祇候御用断（談）（一）は筆者が挿入

とあるように、葡萄酒醸造の件は山田参議から詳しく天皇に上奏されたであろうことから見ても、祝村葡萄酒醸造所視察はこの御巡幸における重要な目玉の一つであったこと

は間違いないだろう。

（3）山梨県韮崎・小淵沢間の逸見路（信州往還）の道
路橋梁等の視察（六月二十二日～六月二十三日）

六月二十二日朝、鳳輦甲府を發し、午前十頃⁽¹⁶⁾韮崎に著御、
『明治天皇紀』に

韮崎の北より路兩岐し、七里岩を越ゆるを逸見路とし、
岩下に沿ふを諏訪路とす、兩道蔦木に至りて相会す、
村民逸見路の修理を企て方に其の功を竣れるを以て、
参議山田顕義を遣はして之れを視察せしめ⁽¹⁶⁾

とあるように、山田参議は韮崎の北、青坂から駒井、新府
城址、穴山、日野春、長坂、清春、中丸、松岡、篠尾の各
村や各学校を経て小淵沢で一泊し、翌二十三日、甲六橋、
落合村を経て甲斐と信濃の管轄境である国界橋の先の蔦木
で朝、鳳輦を待ち受け、天皇一行と合流するまでの信州往
還、いわゆる逸見路（原路）を巡遣視察した。一方の鳳輦
は韮崎から釜無川に沿って甲州街道を北上するいわゆる諏
訪路（河路）を往き台ヶ原（菅原宿）で御泊り、翌日蔦木で
山田参議と合流して甲州道中の信濃路に入っていったわけ
で、つまり、山田参議の逸見路視察は丸一日間は本隊一行
と離れたいわば別働隊であって、天皇の名代としてなので、
まさに勅使そのものであった。久米邦武『東海東山巡幸日

記』(巻四)は逸見路の地形、氣候、風土、特徴や現状などについて、次のように記している。かなり簡にして要を得た説明なので、少々長いが全文を掲げる。

逸見路 昨日山田参議内閣大書記官作間一介等ト俱ニ新修ノ逸見路ヲ巡視ス。逸見路筋ノ寒込最甚シ。稲秧熟セサル地アリ。八嶽ノ麓ハ喬林屋ヲ翳シテ烈風ヲ防グ。風切ト称ス。駒井ハ七里岩上ノ平野ナリ。最膏沃ニシテ一歳兩収ス。韭崎ノ北ヨリ新路ヲ修ム。闊サ二丈四尺。駒井ヲ過ク。新府ノ墟アリ行クコト三里有半ニシテ。日野春ニ至ル。農産社ノ牧場アリ。地高塹ニシテ灌漑ニ便ナラス。桑ニ宜シ。蚕業年ヲ逐フテ盛ナリ。勸業場ヲ設ク、日野原漸ニ墾開ニ就ケリ。長坂上條ヲ過クレハ。大深沢川ニ新橋ヲ架成セリ。長サ三十間。水面ヨリ三十五尺ノ上ヲ行ク。衆ト俱ニ之ヲ落成シ。旨ヲ伝ヘテ其工業ヲ賞譽ス。此ヨリ岡坡ヲ剗夷シ。修路ノ工役頗ル力ム。中丸松向ヲ経テ。篠尾ノ小学校ニ休憩シ。又行クコト三里。午後四時小淵(沢)駅ニ宿シ。郡民ヲ集メテ其戮力成業ヲ褒奨シ。今朝小淵(沢)ヲ発シ。甲六橋ヲ越エテ此ニ会ス。甲六川ハ八嶽ノ西ヨリ発源シ。甲信ヲ界シテ西流ス。逸見路ノ土功已ニ完了セハ。甲信往来ノ者水崖ノ汎濫ヲ免レ。常ニ山上ノ平地ヲ行クコトヲ得ヘシ(ママ)と(一)

は筆者が挿入

そして、このような逸見路視察について巡幸関係記録は結構あるが、別働の故か、御巡幸研究史上で従来扱われたり、語られたことは残念ながらこれまで一度も無い。よってやや詳細に、ここで紹介を兼ねて扱うことにする。

この件については巡幸関係各書、たとえば『御巡幸記事』では

逸見ハ往古速美小美臣ノ旧知ニシテ塩川左右の平野タリ……山田参議ヲ遣ハシ往テ之ヲ視セシム⁽¹⁵⁾また、『甲府略志』では

是日参議山田顕義をして信州往還を巡覧せしめ、又沿道の諸村の戸長及旧区长赤松悦太郎を召して賞詞を賜はる⁽¹⁶⁾

と、赤松以下近隣の人びとを賞したとし、『明治十三年明治大帝御巡幸謹記』では

此日山田参議は作間内閣大書記官と属官数名を随へて主上の御名代として韭崎より分れて逸見筋の日野春より大深沢辺を巡廻して今度同村に架けた長さ三十間余の新橋の渡り初めをされて同夜は小淵沢に一宿された。そして二十三日に出発長野県落合村で鳳輦を待受けて供奉の加はられた⁽¹⁷⁾。

と大深沢川の新橋梁の渡り初めや逸見路の道路修繕を見分

したと伝えている。また、「朝野新聞」や「望月日記」（北
巨摩郡円野村望月氏の日記）等にも僅かであるが出てくる。
そして、これらよりもかなり詳しいのが尾崎康夫記者の
『御巡幸日誌』で、六月二十二日と二十三日の中に

山田参議は属官を随へ韮崎の御昼食所より信州佐久街
道へ赴かれたり。是は同二等道路修繕落成を見分の為
にて……日野春村より大深沢の新架橋見分に赴かる。

該橋の長さ三十間、高さ三丈五尺余なりと。清春村に
て御小休、それより篠尾学校にて御小休、午後四時小
淵沢へ著せらる。清春村、篠尾村、小淵沢村の戸長並
各村人民惣代、其他旧区長一同へ謁見を仰付けられ、
甲州往還の盛大なる工事の速に落成せしを賞誉され、
関係の人々へは特別の聖諭を下し賜はりしかば一同悦
服してやまざりしよし、左もありなん、廿三日午前七
時二十分小淵沢村を御発車にて同村小学校へ御立寄あ
り、生徒三百余名出迎ひ、夫より長野県下落合駅まで
送り申せりと。また^(マ)迎見通りの土木関係、村々の反別、
人口、其他各小学校等を精密に調査を遂げられしよし。^(マ)

（ママ）は筆者が挿入

とあり、修繕改装の道路（藤村県令の意向もあったようで、
のち県令道路とも称していたようである）や新橋梁の見分だけ
でなく、子供たちに対しては小学校にも立ち寄り、大人た

ちに対しては各村の要人を集めて賞したという様子がわか
る。特に道路修繕については逸見路だけでなく、甲州路に
入ってからは感心したようで、六月二十三日付有栖川左大
臣・岩倉右大臣宛の三条・山田書簡に

扱山梨県下者道路修繕尤も能く行届辺隅之人民二至ル
迄相競ヒ皆改良ニ注意罷在申候^(マ)
と書き送っているのである。

また、尾崎の『御巡幸日誌』には村々の反別、人口、其
他小学校等を精密に調査を遂げられたとしているが、これ
は当日のみ通行した山田参議では当然無理なことで、山梨
県による事前調査の際の手控えである「県記録取要」や、
事前見分の「見聞書」等のしつかりとした調査報告書、い
わゆる取調書のことを指しているのである。因みに「県記
録取要」と題する記録の一部には逸見路について、次のよ
うにある。

信州往還又逸見路といふは韮崎宿より小淵沢村に至る
道路にして六里拾九町余、河原部、下條、駒井、中田、
穴山、若神子、日野春、清春、篠尾、小淵沢の諸村を
通過す。明治七年一月初功し、同九年十一月竣工、開
鑿入費は金参万円にして総て民費を以て之に充つ。

……就中赤松悦太郎は私費を投ずること最も多く……
勤勉事業に尽瘁せり。通過諸村の戸数、人口には穴山

村戸数三百九戸人口七百八十九人、日野春村戸数三百八十戸人口一千百七十五人、清春村戸数三百五戸人口九百人、篠尾村戸数百八十七戸人口五百七十四人、小淵沢村戸数三百八十一戸人口二千九人、又沿道各学校は大概明治十一年、二年の新築開校にして、和風平家建、又は和風二階建なり。穴山学校生徒百八十四、日野春学校生徒百五名、長坂学校生徒七十二名、中丸学校生徒九十八名、篠尾学校生徒百二十四名、小淵沢学校生徒百二十三名、尾窪学校生徒百十二名⁽⁹⁾

このような県の調査を元に「取調書」が作成されて上申し、六月二十二日夕に山田参議が逸見路通行の折、赤松以下区長戸長を集めてこれを賞したということなので、これはそのための準備資料の類と見てよいだろう。そして右の資料を元に「信州往還開鑿里程其他概略取調書」が作成された。左にその一部だけを抄出して掲げる。

明治七年一月初功同九年十一月落成

一 信州往還韭崎駅ヨリ小淵沢ニ至ル道路間里程 六

里拾九町余

一 開鑿入費 金三万円 民費

右上申仕候也

明治十三年六月廿二日 山梨県六等属穴水朝次郎……

明治十二年十月新築落成開校

一 日野春学校 但和風二階造り 生徒百五人

明治十二年十月新築落成開校

一 長坂学校 但和風平屋造り 生徒百貳拾四人……

山梨県北巨摩郡篠尾村 清春村ヨリ二十一二丁

戸数 百八拾七戸 人口 五百七拾四人 反別百五拾

七町畝六歩 物産 米・麦・稗・蕎麦・大豆・小豆・

黍・土蜀黍・楮・麻・柿子・桑・馬鈴薯・藍葉

明治十三年六月中落成之見込

篠尾学校 但和風平屋造り 生徒百貳拾四人⁽¹⁰⁾

これに加えて「見聞書」もある。これは先述の『東海東山巡幸日記』の逸見路説明の元になったであろうと思われる箇所も僅かだがある。これも抄出であるが、左に示そう。見聞書

農産社ト称スル本社甲府紅梅町ニ在リ。牧場ヲ北巨摩郡日野春村ニ設ク。方今洋種和種合十三頭ノ牛牘ヲ蓄フ。……全所ハ高燥ノ地ニシテ水ニ乏シ。其他瘦土ニ非スト雖モ植物ノ生育遅シ。然レトモ桑樹ノ如キハ頗ル繁茂ス。同地ニ於テ養蚕ヲ試ミシ以来其利益タルコト郡中ニ伝播シ桑樹ヲ植ヘ養蚕スルモノ稍多シ。……韭崎以北ノ地古逸見筋ト称シ氣候寒冷信州ニ接続セシ高地ノ如キハ当國中ニ於テ尤モ沍寒ナリト云フ。又夏期ノ候冷氣強キトキハ稲秧熟セサル場所多シ。就

中小淵沢ノ如キ風土信州諏訪郡ニ彷彿タリ。又歳寒ニ遭遇スルトキハ飢饉ヲ免カレサルノ地ナリト云フ。……人心質朴事業ニ耐ユ。然レトモ未タ之ヲ他ノ三郡ニ比シ富優ニ達スルヲ得ルト云フヘカラス。土人大抵農ヲ専ラニス。商業ヲ営ムモノ少シ……

斯様な逸見路各村の現状を示す「上申書」や「見聞書」、そして道路改修の件を元にして賞されたのであるから、実際に現地を視察した山田参議は事前にこれらの書類は当然見ていたに相違ない。

また、山田参議の随行者については『明治天皇御巡幸紀』（山梨県蔵版）中の項目「山田参議を差遣し逸見路の新道を巡視せしむ」中に

内閣大書記官作間一介、太政官一等属岡守節、同二等属谷完藏等随従す。案内として本県六等属穴水朝次郎、等外二等出仕藤茂質、北巨摩郡書記小松益謙等随行す。沿道穴山村、日野春村日野春学校、清春村小尾保成宅、篠尾村にて午餐、篠尾学校にて小憩、小淵沢村赤松悦太郎宅に止宿す。同夜新道開通に功労ある関係の各村戸長を召し其功労を賞す⁽¹⁰⁾

と、案内役として上申書を作成した県官も当然だろうが行っている。そして、山田参議が逸見路で小憩した場所等については六月二十三日の「峡中日報」にも

爰に山田参議は昨日廿二日韭崎より御代巡として新道の方を御廻りに相成、穴山村の某、日野春村学校、清春村小尾保成、篠尾学校等御小休にて昨夜小淵沢の赤松悦太郎方に御一泊、沿道の戸長を召出され、該道路成功の御賞辞あり、尚以後共勉強して修理等に怠らざる様可致旨、御代勅あり、今朝廿三日同所御発しにて、之の葛木駅にて鳳輦に扈從なさせらる⁽¹¹⁾。

とあって、はつきりしているのは日野春学校、清春村の小尾保成宅と篠尾学校、宿泊所の赤松悦太郎宅などである。

なお、文学御用掛の池原香榊も山田参議に同行して逸見路の一部は通ったようで、『みとものかず』には

二里ばかり新府城址をへて日野春村に出れば勸業試験場あり、……見居たるほど供奉の人々みぐるまをまもりて、その道にす、みゆくけしきはるかにみえて、かゝる山中にはたぐひなきがめになん、……こゝより車をおりて花水橋にくだる、……こゝをのれば台ヶ原なり⁽¹²⁾。

と、日野春村を過ぎて、遠く下の道を見おろすと鳳輦はるかに見え、長坂あたりから逸見路を離れ、鳳輦を追って花水坂を経て台ヶ原行在所（菅原宿）へ向かっている。

さて、本件の最後に、前述の山田参議の逸見筋三か所の小憩および宿泊場所の赤松家の計四点について、調査結果

を含めて若干整理してまとめておきたい。

○第一点目として、日野春小学校に山田参議が小憩した件については、当該学校の学校沿革史関係の資料には、御巡幸および山田参議に関する記述はまったく無い。場所も後年移転するが、明治十一年に新築した同校（和風二階建て、一部は洋風）の写真（大正年代の卒業写真で背景の建物は老朽化している）は存在するので、山田顕義が休憩したという当時の建物は一応確認できる。

○第二点目として、清春村の小尾保成宅での小憩の件については『清春村史』に

明治十三年六月廿二日、明治天皇御巡幸に当り、参議山田顕義は随員廿名を従えて、逸見の原路を御通行中、小尾保成氏宅で小憩、清春小学校教員、生徒、近村の役員等が礼拝したそうである。⁽¹⁰⁾（傍点筆者）と明確にこのことを伝えている。

○第三点目として、篠尾学校での小憩については、ここは明治八年に発足し、これも変遷はあるが、現在は小淵沢小学校となっていて、沿革や歴史等については、『学校沿革誌』（墨筆、和装袋綴）と題する簿冊（二冊）を保存している。これは表紙に墨書で「自明治八年度至昭和四年度学校沿革誌 篠尾尋常高等小学校」とあり、明治十三年の箇所には、きわめて貴重な記録が残されている。それは左

の一文である。

六月廿二日 参議山田顕義公ニハ属官拾有名ヲ随ヘ新道御通行被遊本校ニ於テ三十分間御休息在ラセラレタリ（傍点筆者）

同二十三日 今上皇帝武川筋御巡行ニ付教員授業生徒鳳来村ニテ拝ス

このように、間違いなく山田顕義が篠尾小学校で三十分間だけ休憩していたことが確認できる。ただ、山田参議が小憩した当時の篠尾学校については、現在の小淵沢小学校の位置ではなく、別の場所であり、それも篠尾学校新築落成前の建築中での小憩なのであった。

○第四点目として、山田参議の宿泊場所となった赤松悦太郎宅については、赤松は小淵沢の出身で、明治以降、同地域の区長や戸長を歴任したいわゆる名望家で有力者であり、また、当時の同地域における神道禊教の中心的人物でもあったようである。

なお、山田参議差遣の目的のひとつであった架橋視察の件については、中丸地区の深沢橋架橋のことであった。すなわち、甲州道（河路）沿いの釜無川氾濫を想定した場合の予備道としての高台を通行する逸見路（原路）の道路改修が整い、これに大深沢川の架橋が出来れば人馬通行の便を得た信州往還が完成し、経済の流通と地域の発展に資す

るという目的で建設されたのであった。

このように、山田参議の逸見路視察は初めての山梨県への御巡幸ということもあって、寒村といえども教育や勸業への整備と振興が順調に進展しているという近代化への取り組み努力の一斑を披露し確認する意味があったと理解してよいだろう。以上、山田顕義の詳細な動向を把握するため、かなり当該地域の郷土史に立ち入らざるを得なかったことを御了解願いたい。

(4) 愛知県瀬戸の砂防工事と窯業の視察（六月三十日）

六月二十八日本曾路の馬籠を経て中津川から美濃路に入り、二十九日は下街道しもを通り、釜戸、土岐、高山、土岐口を経て多治見駅に着輦、そして翌三十日、山田参議は多治見駅から藤波言忠侍従、内閣大書記官作間一介、案内先導の岐阜県令小崎利準らを率いて鳳輦を離れ、内務省土木局の洋式土砂防止工事の視察と同地域の窯業の視察のため愛知県瀬戸村に赴いた。これについて『明治天皇紀』はごく短く

是の日、参議山田顕義を愛知県瀬戸村に遣はしたまふ、内務省土木局が同村内に施せる洋式土砂防止工事、及び窯業を視察せしめんがためなり⁽¹⁶⁾

とあるだけである。他にも瀬戸での砂防工事と窯業の視察

と短く伝えるのは『岐阜県御巡幸誌』の記事ぐらいで、郵便報知新聞記者の『御巡幸日誌』（六月三十日の箇所）、「朝野新聞」、『名古屋市史』⁽¹⁸⁾にいたっては、いずれも砂防工事視察のことにはまったく触れず、陶業の視察を伝えるのみである。その反対に、多治見から瀬戸までの通行経路も含めて若干詳しく書いているのが藤波自身の『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』で、これは自分の備忘録なので詳しいのは当然であろう。これには次のようにある。

此日参議山田顕義二侍従藤波言忠ヲ随行セシメテ瀬戸山土砂扞止工事ヲ視察セシム

復命ノ概要

瀬戸山土砂扞止及ヒ陶瓷 是朝山田参議（ママ）佐久間内閣大書記官小崎崎崎尾張ニ入り半田ノ嶮ヲ踰ヘ沓掛山ヲ過リ経テ山路崎嶇尾張ニ入り半田ノ嶮ヲ踰ヘ沓掛山ヲ過キ南品野ニ至ル品野川三国嶺ヨリ発シテ此ヲ過ク西方玉野ノ溪ト共ニ山水秀麗ナリ城墟アリ……連山波ヲ量ミテ瀬戸ニ赴ク山ニ白亜土ヲ露ハシ溪澗繁流ス其土疎鬆ニシテ崩壊シ易シ因テ近年西洋扞止法ヲ参酌シ柵ヲ植ヘ藁ヲ縛リ石ヲ下流ニ築ク凡十余谷工方ニ竣ル尽ク之ヲ按視シテ瀬戸ニ至レハ山始メテ開ク瀬戸及附近ノ山村ニ陶窯多シ瀬戸焼品野焼赤津焼ノ名アリ皆本業物ヲ主トス⁽¹⁹⁾（ママは筆者が挿入）

そして、久米の『東海東山巡幸日記』（巻七）は右の文章をそっくりそのまま引用して前半部分とし、後半は自身の筆で陶器関係の文章を続けている。

瀬戸ノ陶窯久シ。瓷器ヲ製スルハ八十年ニ過キス。

……方今ニ至リテハ瀬戸ノ瓷器益成功ナリ。……外国ニ輸出シテ其利ヲ収ム。

このように瀬戸の砂防工事は政府が関係した事業、また、陶器窯業は外国への輸出品となれば御巡幸の折に政府要路者による視察、および窯業視察は当然のことであった。『愛知県聖蹟誌』はこの視察について『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』と『東海東山巡幸日記』を元に記述しているが、その最初には

此日山田参議、多治見に於て内命を奉じ、瀬戸に使す。

（傍点筆者）

とある。もちろん、内命とは砂防扞止工事の進捗状況の視察と陶業視察のことであり、山田参議はこれが自分の任務であることは事前に承知していたであろうが、視察前日の六月二十九日の『侍従局御巡幸日記』には多治見駅でのこととして

山田参議御用談

とあるので、翌三十日の瀬戸視察の確認の意味もあつての御用談であつたように思われる。

そして、三十日の瀬戸での視察を終えた山田参議一行は同日名古屋に向かうが、これについては郵便報知新聞記者の『御巡幸日記』（七月二日の箇所）が経路も含めて的確に伝えている。

此日、佐久間大書記官の外に別格の思召を以て藤波侍従を添へて遣されしが、多治見より半田品野に赴く路は嶮坂多くして余程困難されし趣なり。瀬戸には豪家多く此辺の土質は純白にして陶器を製するに適せるを知る。此頃上等の品のみを製するが故、却て多治見の雑品を製して年々八十万円の巨利を占むるが如くならず、漸く三十万円ほどの収入なりとぞ。陶器窯の見分を兼て木曽川沿道の砂防事業をも見分されし上、新居村、大森、小畑、矢田川、大曾根より名古屋へ着せられしなり。（ママは筆者が挿入）

ただ、復命報告については『東海東山巡幸日記』やこれを元にしたと思われる『名古屋市史』は、

是日午後五時、二人俱に名古屋に著し、状を闕下に奏す

としているが、一方『明治十三年六月山梨三重京都御巡幸書類』や『明治天皇紀』は七月一日のこととして

瀬戸……に遣はし、山田参議……各々出張地より到りて復命し、……瀬戸に於ける土木局工事概表、瀬戸村

概要を上る⁽¹⁸⁾

とあり、また、『愛知県聖蹟誌』にも

翌日行在所に状を奏す⁽¹⁹⁾。

とある。たしかに山田参議たちは三十日に瀬戸周辺の視察を終えて名古屋へ到着したであろうが、同日中の報告奏上であつたことについては、いささか疑問がある。なぜなら、『幸啓録』には翌七月一日に名古屋行在所の東本願寺別院での午餐の御陪食の旨の通知⁽²⁰⁾を供奉の勅任官等に出し、事実、『明治天皇紀』七月一日の条に、名古屋駐連中の御陪食のことを

又貞愛親王及び三条実美・山田顕義……等供奉の勅任官をして午餐に陪せしめたまふ⁽²¹⁾

とある（この出来事については「一 参議山田顕義等への供奉官発令について」でも述べた）ので、その折に復命報告したと見るのがごく自然だろうと思料するからである。そして、はたして『侍従局御巡幸日記』の七月一日の条に

一 山田参議瀬戸ヨリ帰参ニ付景況上申⁽²²⁾

とある記事を見出す。これによって、やはり復命報告は七月一日の東本願寺別院での御陪食の前後であつたことが明確になる。

さて、山田参議によって報告された砂防工事についてであるが、まず、いったいなぜ必要だったのか、について若

干見ておこう。その理由はきわめて明確で以下の二点である。すなわち「陶土採掘」と「燃料材伐採」がその原因だという。これについて『御大典記念瀬戸町誌』には次のように述べる。

愛知県下諸川の水源山地は概ね禿緒にして崩壊決裂し就中矢田川流域諸山の荒廢最も甚しとす。而して瀬戸川は実に此の矢田川の小支流にして、水源の山地又決裂して流砂甚だし。其の斯に至りし起因は之れを知るに由なしと雖も、口碑の伝ふる所に依れば、建暦年間此瀬戸村の山地に陶器の製造せらるゝ、や爾来年々陶土の採掘少からず、傍ら同村、及隣村水野村、上品野村、赤津村、愛知郡山口村地方の山林を以て燃料供給の地と定め漸次伐木し来たりしが、其結果濫伐に流れ山骨露出流砂河身を埋め遂に水害を醸すに至れりといふ⁽²³⁾

端的に言えば、陶器原料としての山土採掘と陶器製造窯の燃料材としての山林樹木の伐採で、これが長年にわたつた結果、多くの山が禿山、つまりは、はげ山になってしまい、その結果、降雨時には水害が頻繁に起こるので砂防工事が必要となつたというわけである。同書は続けて述べる。流砂の損害年と共に甚だしきに至れるを以て、大に其の工事の計画を立て、之を主務省に具状せり。依て内務省は土木局御雇工師、和蘭人「デレーケ」氏を派遣

して状況を視察せしめられ、其結果其修築必要なりと認められ、土木局の直轄を以て明治十一年度より同十三年度に亘り国費を支出し砂防工事（積苗工、連東藁網工、堰堤粗梁工、水刳工、植樹等）を庄内川支流、矢田川小支流と共に瀬戸川の水源地即ち瀬戸村に施されしが其効果頗る著しく今尚其遺蹟の存するものあり。⁽¹⁵⁾

斯様な状況から、明治政府は内務省土木局のいわゆる「御雇い外国人」であるオランダ人デ・レーケを派遣し調査させ、砂防工事を国費でおこなったということなのであった。政府の重鎮、山田参議の視察は当然のことであった。この件については同書を元にしたと思われる『東春日井郡誌』にもほぼ同文（引用）がある。

また、この工事の原因となった山林の樹木伐採とデ・レーケ委託については同地域では広く知られているように、郷土を描いた『瀬戸ところどころ今昔物語』中、項目「明治初年には全山丸禿となる」では

それ以後御用窯焼の燃料名義で、松材伐採の例を開くようになつた。しかしその頃の伐採は……間伐又は痛木を目標にしたものであるが、実際には良木を痛木（損木）と称し、或は数量をこまかす等のが行われた。……一方では陶磁器の燃料として年々枯損木の名義で伐採を許可されていたが、枯損木以外のものを

伐採して憚らぬようになり、山林は急速に荒廢した。⁽¹⁶⁾とあり、項目「歴史は繰り返す治山治水」では

瀬戸附近の山林が荒廢したので、流砂による損害は年と共に激しくなつたので、明治八、九年頃には戸長、副戸長の名によつて砂防設備の要請が県当局になされた。県では明治八年十一月二十三日、土木費課法を布達して工事を起こしたが、工事の重大性を痛感し、内務省に状況をつぶさに報告した。内務省では土木局御雇工師オランダ人デ・レーケを派遣して調査させ国の直営工事となつた

としている。やはり、禿地地の解決が最大の課題なのであった。これについては近年の書でも同様のことが書かれている。

幕末から維新にかけて、『禿地』は庄内川、矢作川の流域を中心に、……流砂の被害は年々甚大なものとなつていった。……デ・レーケを当地方に派遣、氏は庄内川流域の諸山を巡視し、その広大かつ激甚なる禿緒状況を見て驚嘆、砂防工事の必要性を具申した。……砂防工事（積苗工、連東藁網工・堰堤粗梁工・水刳工・植樹等）を庄内川水系矢田川支流瀬戸川（瀬戸市）及び同水系内津川（春日井市）の水源地で施工した。⁽¹⁷⁾やはり、明治期の近代化には必要不可欠の存在であった

御雇い外国人の登場となったのであった。特に治水工事については土地が低いため堤防や運河建設における高い工事技術を歴史的に持つオランダに託し、来日した一人がデ・レーケであった。この官雇の御雇い外国人ヨハニス・デ・レーケ (Johannis de Ryke 1842.2.5 - 1931.20) (日本の年号で言えば天保十三年 - 大正二年) は内務省土木局雇として明治六 (一八七三) 年三十一歳で来日し、同三十六 (一九〇三) 年に離日するまで約三十年の長期間にわたって日本の河川港湾技術の近代化に尽力したオランダ人土木技術者で、最初は四等工師であったが松方正義や山県有朋らの庇護を得て明治二十四年には勅任官となり、離日時には功績が認められて勲二等瑞宝章まで受賞した近代砂防技術の創始者の一人として知られる人物⁽⁸⁾ (享年七十一) である。淀川河川改修や大阪築港設計画にも携わるが、主として木曾川水系下流の三川分流を主体とした下流改修計画を担当し、その前の緊急工事として山地からの崩壊土砂流出の防止にも尽力し、明治十一年から同二十一年にかけては、①木曾揖斐長良及庄内川流域概況 (十一年四月)、②工費増額の意見 (十一年七月)、③木曾川流域岐阜以北山林の件 (十二年十一月)、④庄内川山丘土砂流送の件 (十二年十二月)、⑤耕地及び流砂除害の方法即禿山に樹木繁茂せしむる事に付 (十三年二月)、⑥木曾川及淀川流域樹木取締規則書の件 (十三年

二月)、⑦山林保護の件 (十三年六月)、⑧木曾川流域砂防工事 (十四年八月)、⑨明治十八年洪水被害の件 (十八年一月)、⑩揖斐川上流工事に対する意見 (二十二年十二月) 等の意見を提出し、実際に指導しつつ土砂扞止の工事を各地で行なっていたようで、そのうちの一つが庄内川流域のこの瀬戸地方における砂防工事 (オランダの水制工事である積苗や薬網などを使用したケレップ水制工事) なのであったという。このなかで、山田参議が視察した瀬戸の砂防工事に関する意見書⁽⁴⁾は、左のとおりである。

「庄内川山丘土砂流送ノ件」 一八七九年 (明治十二年) 十二月四日

本日余偶々砂防工ニ大関係アル至要ノ実事ヲ伝承セリ、則其事タルヤ県庁ハ農民ニ丘陵ノ若木松株⁽⁹⁾ (或ハ大本ノ株) ヲ伐採スヘキノ許可ヲ与ヘ、以テ薪ヲ得セシメ年毎ニ其租金ヲ収ム。

右伐採ハ只一箇所ヲ限ルヤ、或ハ数ヶ所ニ及ホスヤ余之レヲ知ラズ、又其伐採ノ許可ハ独リ愛知県ノミナルヤ、若クハ岐阜県三重県モ亦然ルヤヲ知ラズ、而シテ余ガ只知ル所ノモノハ、右許可ニ因テ倍々山林ノ荒敗⁽¹⁰⁾ (廢) スルト、其荒敗 (廢) ヨリ発スル土砂ノ流出ヲシテ一層ノ勢力ヲ得セシメザランガ為、速カニ貴下ノ噴⁽¹¹⁾ (奮) 励ヲ仰ギ、以テ此ノ伐採ノ失錯ヲ改メズンバア

ルベカラサルトノ二ツニ在ルノミ。

該地方ニ於ケル六ヶ所ノ溪谷ハ、即今其工事及樹木ノ植栽ヲ竣ムルニ依テ、此ノ溪谷ハ將ニ土砂ノ流出ナキニ至ラントス。而シテ其改修ノ費額タルヤ伐採ヲ許可シ、以テ得ル所ノ租金ヨリモ大ナルヘシ。

此ノ六ヶ所ノ溪谷既ニ整頓スト雖、若シ薪ノ伐採ヲ禁ゼズシテ、尚ホ生存スル樹木ニ斧鉞ノ害ヲ蒙ラシムル時ハ、右溪谷ノ外六千ノ溪谷ニ改修ヲ要スルニ至ルベシ。依テ前件伐採ノ許可ニ付、貴下ノ熟考アランヲ懇請スルナリ。

千八百七十九年十二月四日 於愛知県下瀬戸村

工師 デレーケ

石井権大書記官殿⁽²⁰⁾

東京土木出張所蔵書

平野重彰記(内務省

そして視察を終えた山田参議は視察報告書を提出したの

であつた。もちろん、山田自身が調査して書き上げたものではなく、山田参議の名を以て上奏提出されたといふべきものだが、従来からほとんど知られることはなかったので、これも左に掲出する(一部省略)。

内務省土木局工事

愛知県下尾張国東春日井郡瀬戸村 同郡水野村愛知

郡山口村

土砂扞止工法

柴工堰堤 土堰堤 柵連束藁工 柵

連束俵工 柵連柴粗朶工 藁連束網

工 石堰堤防

従明治十一年創業至同十三年六月 工費

一 金壹万四千四百九拾五円九拾壹錢八厘

内 凡金壹万円 人足賃 但一日使役スル人足平

均凡百人

凡金四千四百九拾五円九拾壹錢八厘 但工事要スル

粗朶始諸物品器械代

一 土砂山凡八万町歩

一 土砂扞止ノ為メ種付タル松苗凡三十万本余

一 矢田川水源ハ三河国西加茂郡猿投山ヨリ出テ庄内

川ニ合流シテ尾州湾ニ入ル 此里程凡十二里

一 土砂扞止着手ノ際ヨリ矢田川上流瀬戸村地内ニテ

川床ノ下ルコト凡式尺是レ全ク工事ノ実功ナリ

明治十三年六月

(中略)

愛知県東春日井郡瀬戸村概表(省略)

反別三百六拾七町貳反五畝拾九歩 内訳(省略)

(中略)

当村陶磁器業沿革

当村陶器ハ往古ヨリ製シタリト其由来ハ詳カナラス安

貞年中加藤四郎左衛門春慶ナル者宋国ニ於テ伝習シ来リテ薬石粘土ノ方法ヲ改良シテヨリ日用必需ノ器物ヲ製セシニヨリテ之ヲ以テ当村陶器窯開発ト称ス其法ニ依リテ陶業繁昌トナリタリ享和元年陶工加藤民吉ナル者肥前ニ於テ伝習シ帰村シテ磁器製造ノ窯俚諺言新製染付窯ト云ヲ開業シテヨリ此業ニ移ル者半ニ過ク明治三年頃ヨリ洋品ヲ模造シ又ハ外国輸出ノ器物ヲ製スルニ依リテ磁器製造ノ者益盛ン也

(中略)

陶磁器窯 丸窯十六 小窯廿九 本業窯十四

陶磁器職等級表⁽²⁰⁾(省略)

陶業はさておき、この報告書を収録している『瀬戸市史』(資料編)ではこれを「参議山田顕義による砂防工事巡視報告書」と称していて、この「解説」では、次のように評している。

この工事は東春日井郡瀬戸町から愛知県山口市へかけての山地において実施された、初めての植林的砂防工事であった。この砂防事業がたいへん注目されたことは、一八八〇年明治天皇が山梨・愛知・三重県などを行幸した折り、随行していた参議山田顕義を砂防工事現場の巡視のために派遣したことに示されている⁽²¹⁾。

単なる砂防工事ではなく、植林と洋式砂防工事が同時並

行的作業であった点が政府為政者の関心の的となったようである。こうして山田参議は七月一日に視察結果を報告し、同日、御巡幸御用掛は順次廻覧の指示を受けた。

山田参議ヨリ御前へ被差出候左之物品御覧済ニ付三条公へ可差廻御沙汰ニ付仕人使ヲ以而差廻候事 山田参議へモ右ノ趣申入候事

一 内務省土木局工事絵図面 壹葉添

一 愛知県東春日井郡瀬戸村概表

一 虫瓶入 壺⁽²²⁾

そして、御用掛は同日中に大臣等に対して

大臣 御巡幸御用掛

別紙山田参議瀬戸村土砂扞止工事等巡視ノ節諸聞取書供高覧候也⁽²³⁾

と報告書を添付して廻し、同時に、このことを山田参議本人へも通知したのであった。

閣下ヨリ御前へ御差出相成候内務省土木局工事愛知県下瀬戸村概表瓶入之虫等御覧済ニ付太政大臣殿へ可差廻旨御沙汰被為在候間唯今大臣殿へ御廻申置候条此段御承知迄申進候也

明治十三年七月一日 行在所 宮内省

山田顕義殿⁽²⁴⁾

このように、地方への御巡幸供奉となれば、ほとんど知

られざるしながら、現地での説明を受けつつ視察を行なうことは、政府枢軸の一人としては当然の任務なのであった。

(5)三重県四日市室山村の伊藤製糸場への視察（七月

三日）

七月二日、車駕は名古屋を發し桑名へ着船して御泊輦、翌三日桑名発輦、午後四日市日永村で御小休のあと、いよいよ伊勢路に進み、同日神戸駅の一身田にある真宗高田派の本山専修寺別院への著御となるが、山田参議は日永村から鳳輦を離れ、作間内閣大書記官と県官若干名を連れて西日野の先の室山村にある伊藤小左衛門（五世尚長）創業の伊藤製糸場を視察した。『明治天皇紀』には、次のようにある。

是の日、日永村より参議山田顕義を三重郡室山村に遣はして製糸場を視察せしめたまふ、場は、昨年病死せる伊藤小左衛門が十数年間刻苦勉精して創設する所なり。金十円を賜ふ、

この視察も天皇の名代なので、山田は勅使そのものであった。山田参議は製糸場視察後創業者の五世小左衛門は前年の明治十二年五月に病死しているので、嗣子六世小左衛門（運久）に対して、「其方儀亡父小左衛門ノ遺業ヲ継

キ製糸ノ業ニ尽力候談奇特ノ事ニ候因テ金拾円下賜候尚此末興産ノ道相立候様勉勵可致候事」と述べて激励したという。そして金十円を下賜した。この伊藤製糸場へ山田参議が視察に行ったことについては、『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』・『御巡幸紀要』（三重県）・『四日市行幸啓史』等の御巡幸関係各書に短いが記載され、さらに「伊勢新聞」（七月六日の第五三三号）にも載っている。

この五世伊藤小左衛門の伝については、『公文録』所収の、当時の三重県令岩村定高が上奏した書類中の「伊勢国三重郡室山村故伊藤小左衛門略伝」がいちばん詳細であるが、かなり長文なので、その要点だけを左に掲げる。

伊藤小左衛門初メ小平治ト称ス伊勢室山ノ人家農ヲ以テ業トナシ兼テ味噌製造ヲ業トス為人穎悟敏捷慈愛ニ篤ク樸素ヲ尚ヒ邁往不挫ノ氣節アリ其先甚タシク富マス小左衛門常ニ弟妹ヲ鼓舞シ僕婢ヲ激励シ率先シテ以テ家業ヲ経営ス久シカラスシテ直実誠正ノ名四方ニ伝ハリ販売日ニ殷振ヲ致ス……小左衛門深ク公益ヲ興スニ志アリ嘗テ一書ヲ閱シ繭糸製造茶ノ外国人ノ嗜好ニ適スルヲ察シ慨然ニ業ヲ起スノ意ヲ立ツ……明治九年其女及ヒ子婦ヲ富岡ニ遣シテ留學セシメ……明治十年器械ノ装置既ニ整ヒ曩ニ遣ス所の両女モ亦業成リテ富岡ヨリ帰ル乃男女職工六十二名ヲ役シ糸二百十貫ヲ製

出シ之ヲ横浜へ輸ス蘭商之ヲ評シテ富岡製ニ甚遜ラス
ト曰フ……其仏国大博覧会ニ於テハ銅牌ノ賞ヲ得タリ
ト云フ……文久二年初メテ本業ニ着手セシヨリ是ニ至
ルマテ十七年此間屢失敗ヲ蒙リ連ニ損失ヲ受シト雖モ
豪モ超越逡巡ノ色ナク独力自任遂ニ是ニ至ル者ハ小左
衛門頼邁ノ資質ニ依リ且其報国ノ志篤キノ致ス所ニ非
ルナカラシヤ……明治十二年五月病テ其家ニ死ス享年
六十歳⁽²⁵⁾

また『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』所収の一
文は短文であるが、要を得た伝なので、これも左に掲出す
る。

伊藤小左衛門ハ明治以還生糸茶ハ外国へ輸出ノ要トシ
テ伊勢ノ茶園先以典ル今各郡ノ山原大抵茶園ニ化シ蚕
桑ノ利ヲ開キシハ伊藤主唱ノ力ナリ初メ味噌ヲ製シテ
業トス兄弟三人力ヲ并セテ勉勵シ十余年ニシテ其業十
倍シ松平氏ノ用達トナル外国貿易ノ開クルニ及テ茶糸
ノ利益盛ナルヲサトリ山地三反余ヲ耕シ茶ヲ植文久元
年二万四千五百貫目ヲ買フテ外国商ニ売り二千六百余
円ノ贏ヲ得タリ近村之ヲ開キ其利ヲ知り競フテ茶園ヲ
開ク茶利已ニ興ル小左衛門ハ年六十二シテ病死ス製糸
社ヲ小山徳藏ニ託ス徳藏又綿花紡績場ヲ鈴鹿郡上田ニ
設ク拮据正ニ力ム⁽²⁶⁾

そして、右の伝の元になった伝（表題は「伊藤小左衛門製
糸場」とあり、右の伝は最初と最後だけを抽出したもの）が久
米の『東海東山巡幸日記』（巻八）に収録⁽²⁵⁾されている。さ
らには、『室山村々誌』にも人物事蹟として記載がある。

姓名 伊藤小左衛門 産地 三重県伊勢国三重郡室
山村 生卒 文政元年十二月十八日生 明治十二年
五月廿一日亡 事蹟 該家祖先ハ今ヨリ六代以前当
村伊藤幸助ヨリ分離シ……五代目小左衛門ニ至リ……
兄弟四名家産分離セス一致家業ヲ勵ミ……又安政年間
横浜開港ノ挙アルニ際シ生糸製茶ノ両品ハ外国需用頗
ル広ク内地物産ノ最要タルコトヲ聞知シ之ヲシテ将来
ノ一大国益タランコトヲ欲シ断然志をヲ決シテ此二業
ニ着手ス……然ルニ製茶ノ業タル本国ニテ養蚕未開暗
夜ニ物ヲ探ルカ如シ……爾来改良ヲ加ヘ釜数ヲ増加シ
終ニ蒸氣鐘ヲ設置此間数多ノ困難似遭遇スト雖モ豪モ
志ヲ屈セス該業ヲ勉メ遂ニ一ケ年ニ使用スル所ノ生糸
三千八百廿斤余ニ至ルト云フ⁽²⁶⁾

このように、長短の別や文言の多少の違いはあつても、
どの伝もほぼ大同小異である。すなわち、室山村の伊藤家
は三世小左衛門の時に味噌醸造業を始め、五世小左衛門尚
長（小平治）は天保五年から家業を継ぎ、嘉永四年には苗
字帯刀御免となり、忍藩の役職で代官格上席となり、東海

道を頼回したことで情勢を見聞し、横浜の貿易状況を見て茶を集めて利益を得ると共に、生糸が売れることも確信して文久二年から製糸業を開始したのである。そして桑苗を植え手繰り製糸場も建設するが品質が悪く器械の必要性を感じて明治七年製茶場の近くに器械製糸場を設置して生産するが、これも生糸輸出商人から再度品質粗悪を指摘されたことで家人二人を官宮富岡製糸場に伝習派遣し技術を習得させた結果、次第に品質が向上し、明治十年上野で開催された第一回内国勸業博覧会で受賞し、同十二年にはパリの万国博覧会で銅牌を受賞するなど民間の器械製糸のなかでは第一級の評価を得て事業が軌道に乗り始めたとき病没した人物である。しかし、日本で最初に生糸を輸出した人物として知られていたことからしても、殖産興業、勸業振興の観点からも巡遣視察の対象となり山田参議（勅使）の視察と激励は当然のことであった。それは明治十六年には内務少輔品川弥二郎が伊藤製糸場に訪れていることでも充分に首肯されよう。また、この五世小左衛門は実業家として同地域の産業発展だけでなく自邸内私塾を笹川学校（現、四日市市立四郷よごう小学校）とすることなど、教育方面にも力を尽くした人物であったとされる。

この伊藤製糸場が注目されるようになったのは、やはり明治十年の第二回内国勸業博覧会あたりからである。三重

県庁の行政文書中、この博覧会に関する解説文には次のようにある。

物名 生糸 方言 出品人名 三重県下伊勢国三重郡

室山村三拾五番地平民伊藤小左衛門

○産地製造場 三重県管下伊勢国三重郡室山村字垣内

江明治六年製糸本場桁行拾三間梁行六

間半付属建物三ヶ所ヲ設置ス

○素質（省略） ○製造用品（省略） ○製造法（省略）

○開業沿革年歴及人名（略伝と相当部分が重複のため

省略） ○製造機械（省略） ○製造人名（省略） ○産

出種類（省略） ○効用（省略） ○産出高総計（省略）

明治十年内国勸業博覧会

褒状写 三重県管下伊勢国三重郡室山村 伊藤

小左衛門 生糸 糸作精美ニシテ尋常

ノ品ニ優レリ

右ノ事項ニ因リ褒賞アランコトヲ申請ス

主任 速水堅曹

審査官 列坐 奥村 醇

同 武田昌次

審査官部長 正六位 田中芳男

審査官長 正五位 前島 密

右審査官ノ薦告ヲ領シ之ヲ褒賞ス

明治十年十一月廿日 内務卿従三位大久保利通⁽²⁷⁾

この資料からも分かるように、西南の役後、政府の中心であった大久保利通を頂点として松方正義や品川弥二郎などが積極的に推進した産業振興の奨励という勸業政策における典型的好例として伊藤小左衛門の伊藤製糸場は認識されたのであった。また、先に述べた明治十三年の『公文録』には小左衛門の略伝と共に「伊勢国三重郡室山村伊藤小左衛門私立製糸場略記」が付されているので項目だけを掲げる（内容は伝と重複するので省略）。

- 一 製糸二着手シタル年月并製糸場建築ノ事（省略）
- 一 機械改良ノ事（省略）
- 一 器械運用及蒸気器械作用ノ事（省略）
- 一 工女ノ員数及巧拙ノ事（省略）
- 一 繭買入場所ノ事（省略）
- 一 用水ノ性質并用法ノ事（省略）
- 一 生糸品等ノ事（省略）
- 一 製糸高ノ事（省略）
- 一 織物試験ノ事（省略）
- 一 壹人取製糸器械ノ事（省略⁽²⁸⁾）

参議山田顕義が勅使として視察する以上、略伝やこの私立製糸場略記には目を通していたことは間違いないだろう。そして視察終了後、山田参議は神戸駅行在所（専修寺別院）

に行き、『侍従局御巡幸日記』に

七月三日 晴 午後七時太政大臣山田参議等伺候御用談被為在⁽²⁹⁾

とあり、これを元にした『明治天皇紀』に「七時三条美・山田顕義の参殿せるを召して御用談あらせらる⁽³⁰⁾」とあるとおり、同日午後七時に視察結果を奏上報告したのであった。

明治二十一年二月、前三重県令岩村定高をはじめ有志の発起で山田参議の視察があつたことを踏まえて五世伊藤小左衛門の業績と建碑経緯を明確にした顕彰碑が四日市の諏訪神社に「伊藤小左衛門之碑」と題（篆額）して建立（高さ一丈三尺の陸前産石）され、昭和五十一年には小左衛門ゆかりの四郷小学校（小左衛門創設の私塾の後身）創立百周年を機に同校校庭に移設され現在に至っている。篆額者は大蔵大臣松方正義、撰文者は内閣修史局編修長正五位勲六等の文学博士重野安繹で、撰文中には参議山田顕義の名も見えるが、これを知る人はきわめて少なく、また、山田顕義の名が碑文中に入っている石碑も少ない。よって、かなり長文ではあるが、最後にその全文を原漢文のまま掲げておきたい。

伊藤小左衛門碑 大蔵大臣従二位勲一等伯爵松方正

義篆額

三重縣知事石井君邦猷謂余曰管下有伊藤小左衛門者大興繭絲茶葉之業國產賴以蕃殖既沒而人思慕之欲表其功德請子爲之文於之其鄉人及親戚持狀來申前請按狀小左衛門三重郡室山村名尚長初稱小平次幼穎悟年甫十五從算師學數僅一百日窮其秘家世業農旁鬻味噌醬油有弟三人異居同產相共刻苦奮勵其御傭奴躬自率先以故釀造精良世稱曰室山味噌用菽至參千斛之多遂致饒富領主松平侯以爲用達許苗字帶刀累進大莊屋格上席代官格上席舊制官道各村課人馬充驛傳稱曰助鄉四日市驛供給不足運輸失便小左衛門請以車代馬驛吏守例不聽小左衛門屢稟官廳遂聽代用梗塞頓通上下便之嘗閱一書知我繭絲茶葉之爲西洋各國需用欲以此興國益試拓地數百步播種茶苗五年獲新芽貳拾貫既而聞橫濱爲互市場自喜先見不差購各地產茶致之橫濱且講究其製法此地植茶者甚夥百万開論人無信者及後其言有驗相競栽培北勢製茶之盛興由小左衛門之首倡焉而其事繭絲自文久二年始初雇工女二人以試之每年增加三四年而至雇三十人明治七年擬信州某地之制設十人同練之機器明年模造上州富岡之練機獲絲送于橫濱然較之富岡品質甚下價減十四損折數千金小左衛門奮蓋製法遣侄女二人爲工女又自往武州属山本某造蒸氣機踰年諸器械完備侄女亦歸乃更雇男女工六十餘人送製絲於橫濱外商一見歎賞遂得與富岡品位相埒於是

縣廳嘉其篤志特賜褒狀時明治十年也是歲東京勸業博覽會賞其生絲賜褒狀會法蘭西有萬國博覽會亦賞予銅牌後二年澳大利博覽會贈二等賞十二年五月二十一日病歿年六十二病革召親戚諭以守彝倫興國益曰勿怠是余遺言也出四大幅授嗣子及三弟曰宜修陰德以爲子孫長久計披幅則司馬光家訓也小左衛門雖生長畎畝頗通書其植桑養蠶諮詢老熟者參之以諸書有所發明平素好施子恤困窮人欲興事業而無資本者捐財助之以濟其毫不自私淡嗜欲自奉儉薄常識人曰當建倉庫勿築家屋又曰魯鈍賢於懶惰又曰勉強非害性命其確信率此類也其興製絲之業傭伊勢舊諸藩士女賴以得生活者甚多又嘗設學校教育子弟一切貲費自辨之長子小左衛門嗣克續先業茶絲之產益盛十三年車駕巡幸參議山田頭義奉勅臨製絲場褒父子事業賜金拾圓蓋異數也後三年西鄉農商務卿追賞小左衛門勞又賜金拾圓十八年農商務卿復褒小左衛門拮据業播聲譽於內外賜金貳拾圓而朝紳諸公每巡視地方必臨場或詣其家莫不感歎其篤志美績蓋小左衛門自少至老以興公益自任勇往力行百折不屈數十年之久如一日其濟世用揚國光功德赫奕在人耳目而獨金石之事未了今有志者捐貲協力以謀不朽縣官爲之請是豈可辭哉乃作銘曰愼之勿怠倭姬之所以誠倭尊也可怜是人以勿怠誠子孫乃符于古訓神風伊勢國可伶國也居是國愼守遺言乃享于明神惟桑與茶被於野蔓於

山爲國聚財如常世之浪重浪之歸爲家殖産如五十鈴之水
源源遺業不墜萬斯年

明治十九年十二月

内閣修史局編修長正五位勲六等重野安繹撰

内閣書記官正五位勲五等金井之恭書 宮龜年刻字⁽²⁰⁾

(山田顕義の箇所だけ太字とした)

四 供奉官参議山田顕義と国会開設請願運動

この御巡幸の目的の一つはたしかに民情把握であつた。しかしその民情とは具体的に言えば維新以降の政治的動向の一方の潮流であつた自由民権運動である。これは西南の役後は国会開設、憲法制定、地租軽減、地方自治という具體的な運動となつていたわけで、これは中央の知識層にとどまらず地方の豪農商や教員等にも及んでいた。すなわち、この御巡幸における民情把握とは、実は国会開設請願運動の現状把握のことで、六月二十日の甲府駐輦中には国会開設請願書が提出されていたという影響もあつて、政府為政者の関心事の多くはこの問題に収斂していったと考えられる。この点はすでに巡幸研究の諸書が多く指摘するところなので、ここでは論じない。よつて、供奉官参議山田顕義が巡幸中にこの運動と直接かかわつたことについてのみ取り上げたい。

(1) 長野県松本における奨匡社員との面謁 (六月二十五日)

奨匡社員とは、この御巡幸当時の長野県における自由民権運動の中核的存在で、明治十二年秋頃から動きが活発化し、翌十三年二月に結成され具体的活動としては国会開設運動を展開した政治結社で、主として松本地域の教員や豪農などが社員となり、同年八月の巡幸後の時点での名簿上の社員数は千人を超えていた団体結社である。ところで、明治十三年の御巡幸経路の最初の予定では松本は入つていなかったが、御回輦請願運動の結果、四月二十日付で松本御泊輦が決定する。そこで沿道の豪農商家は自宅を行在所や御小休所に提供する願いを出し、これに対して、県は奨匡社の存在を意識して民権運動の一環である国会開設請願運動を抑える意味も手伝つて、松本では奨匡社を含む同地域の名家、名望家百数十人を巡幸準備掛に任命して会計や管理等の諸準備をさせている。したがつて、布達の「御巡幸に付人民心得書」に見られる直訴を抑制する方向となり自重自制の動きも同社内ではあつた。さらに、『東京曙新聞』(明治十三年七月七日 第二二六号雑報)には

御巡幸随行員某氏なる者、信州松本にて土地の豪商にして奨匡社員たる大池源重其四五名を呼び寄せて内諭

せられし旨趣は、獎匡社なる者は偏に狂暴の社にして宸襟を悩まし奉ること容易ならざるを以て、警視局にても大に注意する所たれば、其社員たる事は後來のため宜しからず、……且又其社員たらん事を望む者の隣県人に最も多く、いよいよ盛んならんとするの勢なる故か、近來監部体の者が入替り立替り本社へ尋ね来りて、或は頻りに狂暴過激なる事を述べ或は種々に其動靜を伺ふよし、当地よりの來書中に見ゆ⁽²⁾とあるように、獎匡社員大池源重ら四、五人が巡幸隨行員に呼びつけられて獎匡社は狂暴なので退社するよう説諭された、ということもあつたと伝えている。

しかし、一方では開設請願のため五月頃から東京へ出かける者もいたり、また、自由民権派の『松本新聞』（六月十八日 第六九六号社説）には

吾県下ノ人民タル者ハ亦恭シク鳳輦ヲ奉迎シ、審サニ民間ノ事情ヲ上陳シ以テ聖旨ニ反カサラン事ヲ希望スルヲ以テ、聊カ之ヲ左ニ陳列セン……然ラハ則チ鳳輦ノ此松本ニ着スルノ日ヲ待テ、各自ノ国会開設ヲ希望スルノ精神ヲシテ、聖旨ニ震撼セシメ君民同治ノ策ヲ為スハ今日ノ最急務ナリ⁽³⁾

とあり、その後、実際に鳳輦が松本に着輦した六月二十四日の『同』新聞（第七〇一号）社説にも

……之ヲ要スルニ国会開設ヲ希望スル一点ニ傾向セリ。……鳳輦此地ニ臻ル、微臣等地方民情ノ帰向スル所ヲ書スハ、素ヨリ微臣等ノ本色ニシテ辞スヘカラサルノ義務ナリ。果シテ若何、還御ノ後衆望ノ素志酌マセラル、ヤ否ヤ⁽⁴⁾

とあるように、巡幸中に直接請願しようとする活発化した様子も一方ではあつた。つまり、行幸奉迎と自由民権のはざまのなかで、そのようなせめぎ合いが拮抗した状況のなかで、獎匡社員の一ひとりであつた折井親信なる人物が、突然直接に参議山田顕義の宿所を実際に訪ねて話をし、上申したという出来事が起こつた。これについて、有賀義人は次のように述べている。

国会開設請願運動というのは、国会開設を天皇に請願することであるから、天皇の御巡幸とは少なからざる関係が存在する。獎匡社においても同様であつて、『松本新聞』明治十三年六月二十八日の記事に「松本獎匡社員が鳳輦に向つて、国会開設請願を書を奉呈するとの街説ありしより、ハテナと其社員に就て能く聞けば、社員中一、二壮年配が其意のなきにしもあらざりしかども、社中某々等悉く説諭を加へ、決して輕忽の事ありては済まざる旨を懇ろに説示し、思ひ留まる事になりたるに、白板耕地の折井親信氏は、去二十五

日山田参議の旅館へ趣き面謁を乞い、数時間直接に地
方人情を具申し、且つ国会開かざるべからざる論旨を
上申しとハイヤ早五苦勞千万⁽²⁷⁾というのがある。

出来事というより事件というべきことかもしれないが、
この巡幸と獎匡社の活動については、従来から解説や研究⁽²⁸⁾
によって指摘されていて、巡幸以降松本獎匡社の活動は急
速に低下してしまったという点では皆一致した見解のよう
であり、また、近年ではこれらの先行研究を踏まえて先述
の長谷川の『明治六大巡幸』でも、これについて若干触れ
ている⁽²⁹⁾。

ところで、「六月二十五日に獎匡社員折井氏が山田参議
の旅館に行き数時間面謁した」と報じたことについて若干
検討してみよう。すなわち、「いつ」、「どこで」、「どれく
らいの時間」、ということであるが、まず、「どこで」とは、
旅館は山田参議の宿泊所のことであり、これについては本
稿「二 供奉官参議山田顕義の巡幸中の宿泊所について」
のなかで明確に示したとおり、六月二十四日は松本に着い
て市内南深志町一番丁の大池源重宅に泊り、翌二十五日の
昼食も同氏宅である。どこで、については大池源重宅とし
て良いが、この大池源重とは、先に示した『曙新聞』に
「信州松本にて土地の豪商にして獎匡社員たる大池源重
……」とあるように、松本の豪商で名望家であるだけでな

く、実は民権運動に賛同する人物として獎匡社員でもあり
巡幸随行員から獎匡社退社を説諭説得された人物当人なの
であつた。そして、大池源重が獎匡社員であつたことはこ
の新聞記事だけでなく、『明治十三年八月獎匡社員名簿』
に「南深志町 大池源重⁽³⁰⁾」と記載されていることから間
違いは無い。大池源重としては巡幸首脳（山田参議）への
自宅での落ち度の無い宿泊接待と、反面では自重自制はし
ていても獎匡社員としての国会開設請願への思いとのせめ
ぎ合いという複雑な心境であり、その自宅に同じ獎匡社員
である仲間の折井親信がやって来て山田参議に面謁したの
であるから、大池自身にとって松本通輦中は心中穏やかな
らざるものがあつたのではなからうか。同時に、大池源重
宅だからこそ折井が山田参議に会うことができたのかもしれ
ないのである。長野県の自由民権運動と明治天皇の御巡
幸との関係についてはすでにいくつか指摘があるが、たと
えば街道の通輦地であつた富士見村の『長野県富士見町
史』には

松本周辺の民権派の豪農宅等で休息を取るなど、民権
家への懐柔策も意図した巡幸であつた。⁽³¹⁾

という記述もある。もちろん、獎匡社員だけがターゲット
にされて県からの命令で巡幸事務掛となり自宅提供などの
準備に当たつたわけではないことは言うまでもない。たと

えば『塩尻市誌』には

郷原からは、四月三〇日に五等郵便局・旧本陣の赤羽
弥市、奨匡社員であつた赤羽無事、郷福寺住職の白馬
実同、さらには広丘村筆生三村寿一郎から、それぞれ
私宅を御小休に使つてほしいと、東筑摩郡長あてに願
書がだされていた。結局、郷福寺が御小休所に決定し
たのであつた。⁽²³⁾

とあるように、六月二十五日松本を発軫し、村井駅の次の
郷原御小休所の場合は奨匡社員宅を含め三軒が名乗りを上
げて競合したが、結局寺院に決定したこともあつたわけで、
必ずしも奨匡社だけが目の敵にされたというわけではな
かったが、ともかく奉迎する側もされる側も複雑微妙な精
神状況にあつたことは否定できないだろう。

次に、「いつ」については『松本新聞』記事を素直に信
用すれば言うまでもなく六月二十五日であるが、当日は午
前八時半から天皇の松本裁判所臨御、長野県師範学校松本
支校における講堂での祝賀行事と教場巡覧、開智学校巡覧、
このあと三条と山田参議たちは同市の望月製糸場に視察に
行き、昼は先述のとおり大池源重とあることから、いった
ん宿所の大池宅に戻り、鳳輦は午後二時に発軫しているの
で、山田参議もあまり遅れることなく出発しているだろう
と推測する。この松本裁判所や師範学校松本支校について

は『明治天皇紀』などには山田参議が供奉したなどの文言
は無いが、『御巡幸記念松本市古老談話座談会速記録』に、
師範学校松本支校での祝賀行事のこととして

上級生ハ講堂ノ西ノ方二十一人、東ノ方二ハ中学ノ
上級生七人ガ整列シ、……便殿ニハ宮内省ヨリ差廻シ
ノテーブルガ置カレ西ノ方ノ机ニハ、伏見宮貞愛親王
又其西ニハ三条太政大臣、山田参議、三浦観樹將軍ト
イフ順序ニ御控ニナリ、……暫クスルト三条太政大臣
ヲ始メ文武供奉ノ諸官ハ西側ノ北ヲ首トシテ順次南ニ、
東向ニ尚折り曲ゲテ南側ニモ、北向ニモ著座セラレマ
シタ。⁽²⁴⁾

と、地元の古老が図面入りで昭和七年に回顧している。も
しろん、回顧談の信憑性云々は無いが、それ以上に、
巡幸の公式行事に供奉の首脳が出席しないわけがなく、他
府県での県庁や師範学校等での行事は当然すべて出席して
いる点から見ると、むしろ確実に出席していた補強材料と
してこの回顧談を捉えるべきだろう。してみると、山田参
議は午前八時頃から裁判所、学校、開智学校、同市内の望
月製糸場までは公式行事、その後、昼頃に一端大池源重宅
に戻つて小憩し、聖駕発軫の午後二時近くに出発という行
動であつたことになる。つまり、山田参議の空いた時間は
早朝八時以前か、もしくは昼のいつときしか無かつたこと

になる。新聞記事の勘違いで前日の松本着の二十四日ならいざ知らず、二十五日の早朝または昼のあわただしい時間に「数時間」面謁することなど、とても無理である。したがって、「いつ」、については二十五日の朝か昼か、実際はどちらであつたかは不明だが、「どれくらい」の時間、については、ほんのわずかの時間しか面謁出来なかつた筈である。これは明らかに民権派『松本新聞』の誇張記事だと言わざるを得ない。

次に、先述の有賀の著述には左のようにある。

実はこの時の折井親信の上書は、「上民情書」というもので内容は次のようなものであつた。なお彼は県令宛の「其筋ヲ以テ御執奏」を願うという「副願書」をも持参していた。

これによると、山田参議に面謁した折井親信なる者は「上民情書」を持参したという。その一文の内容は次のようなものであつたという。

上書

大日本国民、臣折井親信尊位ヲ畏レズ恭シク我天皇陛下ニ奉対謹テ庶民ノ気向、則天下ノ輿論ヲ上書仕候。……方今ノ人民ハ中古ノ人民ニハ非ズ。人民ノ本分ヲ悟リ候故ニ普天ノ下、臣或ハ陛下ノ誓旨ニ因リ、或ハ陛下ノ御聖詔ヲ案考仕、国ノ為ニ謀リ、上下ノ心ヲ一

ニシ、万機公論ニ決スベク、国会ノ今日ニ欠ケベカラザルヲ識リ、業ニ已ニ開設ヲ望ムモノ何レノ処、何レノ土ヲ問ハズ、殆ンド全戸ノ七、八部分ヲ占メ居候。……自今陛下宜シク公議輿論ヲ居レサセ賜ヒ候ハバ、則国安ヲ致シ、天地ノ公道ニ悖戾スル事御座無ク候間、何卒稀世ノ御英断ヲ以テ、国会ヲ御開設被遊、集会条例ヲ御変正有ラセ賜フ様……実ニ公庶ノ意ト天性ノ自由トハ、則天道ニシテ動カスベカラズ、圧スベカラズ、早晚行フベキ事ハ人心ノ帰着スル処ノ度ニ從テ行フベク……一ノ大ナル幸福ヲ与ヘ賜ハン事ヲ叩頭百拝奉祈念候 誠惶誠恐頓首 臣 折井親信

明治十三年六月廿四日

この上書の内容は集会条例の改正意見が半分近くを占めているが、有賀は

またこの上書がどのような自反応を示したか、ということとは資料がないので殆んど分からない

と述べている。この点について『松本市史』は

折井親信だけが参議山田顕義の宿所をおとずれ、上書を差し出したが受理されなかった。

としているが、先述の長谷川栄子は、甲府駐輦中に請願書を奉呈したということ、および有賀の言うところの県令宛の副願書を持参していた、という点を考慮したのか、

六月二十四日^(ママ)には長野県の折井親信が集会条例の改正と国会開設を主張する上民情書を先^{マツ}発官の参議山田顕義に提出した。⁽²⁰⁾ (ママ)は筆者が挿入)

と微妙な表現で、受理と不受理のどちらにも解釈できるように明言を避けている。これは今後の調査課題の一つである。

(2)三重県津での国会開設問題に関する山田参議意見

(七月五日)

七月四日に三重県津に着輦、七月七日に津の行在所を発輦するが、駐輦第一日目の七月五日、山田参議は三重県令岩村定高を通して伊勢新聞社の人間二名を呼び出して伊勢国での民情、すなわち士族連中の国会開設問題の状況について諮問し、自分の意見も語っている。この件についてもすでに長谷川が指摘⁽²¹⁾しているが、左にその一文をすべて掲げておく。

去る五日県令より沙汰せられて弊社の長井氏克並に深井友郎等を山田参議の御旅館に召され本県士族の模様どもを御垂問ありたり。尤も別段是れと云ふ話しもありし由なるが当時流行の国会論は如何ありしか、元来国会の義は早晚御開設になるべきは疑ふべきに非ざれども目今我国の人智を以ては未だ之を開くこと甚た

難し、然るに各地の人民は前後緩急の心得もなく無暗に国会を開かんことを願望するゆえ天朝に於ても誠に御心配在らせらるれば此等の所を篤と心得云々と説諭の如くお話しありて帰宅を許されし由⁽²²⁾

やはり、参議山田顕義も長野県松本での出来事が念頭にあったのか、国会開設請願の件については、かなり敏感になつていたことを示す証左だと言えるだろう。

五 供奉官参議山田顕義の供奉余録

最後に、供奉余録としてこれまで触れなかった山田参議の行動の一、二や文人的側面を垣間見たあと、山田参議に限定した巡幸に関する各経費等について、若干の追加をしておきたい。なぜなら、従来の巡幸研究は政治思想史分野関連からのアプローチ以外には無いかのごとく限定された感のあるものばかりで、金銭に関する指摘は従来の研究ではほとんど取り上げられたことが無いからである。

六月二十三日、鳳輦は葛木より長野県に入り、上諏訪の高島学校が行在所となるが、山田参議は上諏訪での宿所である中町の岩波孫治宅に行く前に諏訪大社^{かみや}上社に参拝している。これは巡幸関係書のなかでは池原香榎の『みとものかず』だけが伝えるところである。池原は茅野^{ちの}から上社^{かみや}方面の左手に道をとおり、

行くほど古りたる社の森の中にたてるあり。はこのやしろの前宮といふ所なりとぞ。

こゝを過ぎて鳥居たてる所に出でたり。中洲村といへり。これすなはち上諏訪の神社なり……宮づかさ岩本尚賢も出で来りて逢へり^(註)

とあるように、前宮の先の諏訪大社上社に詣でて岩本宮司に逢い神宝を拝観したとき、

これを見るほど山田参議来られたり。おのれらはさきにいとまをしてこゝをくだりて車を早め、四賀村にいたる^(註)。」(傍点筆者)

と、ちょうど山田参議の上社への参拝と出会ったということである。山田顕義はこの御巡幸供奉の翌明治十四年には内務卿として教法の件、すなわち宗教政策にもかかわり、特に神道政策に深く関与することになり、それが契機となって、以後は皇典講究所(國學院大學の前身)にも深くかわつてゆくが、敬神の念篤きことは、この一事からもうかがうことが出来るのである。

次に、七月十一日から十二日にかけては三重県亀山附近において軍事演習天覧があった。軍事演習を組み入れた御巡幸はこれが初めてであったとして知られていて、名古屋・大阪の二鎮台が東西に分かれ両軍合わせて五千六百余名という大規模な陸軍対抗運動(演習)の天覧なので、東

京から陸軍中将山県有朋、同中将西郷従道、名古屋鎮台の陸軍少将揖斐章、大阪鎮台の同少将曾我祐準らの軍部首脳が集合した。当然、供奉官参議山田顕義も天覧に陪侍し演習を見学したことはもちろんであるが、周知のとおり、山田顕義は維新前は長州の勤皇志士として御盾隊や整武隊の隊長であり、戊辰の役の函館五稜郭攻撃の際の戦術の妙、維新後は大村益次郎の遺志を継いでの軍事軍政の創始など、山県が帰朝するまでは初期建軍の中心的存在として大阪で活躍していたのである。欧米諸国から帰朝後、武から文(法)に転じたとはいえ、一旦緩急あれば義勇を発揮し、佐賀の乱の鎮定、西南の役における別働第二旅団長として衝鋒作戦で熊本城への解囲入城、人吉陥落における七道併進の分進合撃など、実戦における戦術家としては山田の右に出る者はいないとして知られるほどで、この御巡幸当時は参議として司法関係が主務であったとはいえ、同時に予備役ではあるが陸軍中将(明治十一年十一月二十日 任陸軍中将兼議官司法大輔)としての立場もあったわけである。まして、翌十四年五月の横須賀海軍操練所および観音崎砲台への行幸供奉、同年八月山形秋田北海道御巡幸途次の宇都宮における東京仙台南鎮台の実地大演習天覧への出張陪席、のち二十三年陸海軍聯合大演習天覧への愛知県への出張陪席等々、一連の演習天覧の陪席のことなどを鑑みると、た

とえそれが儀式的であつたにせよ、この亀山での陸軍対抗運動（演習）天覧の陪侍は推測するにかなり複雑な心境であつたかもしれないのである。しかし、山田自身これらのことには言を残さず、もちろん御巡幸関係記録周辺も山田の動向については何も書き残しておらず、しかも演習天覧は単独の視察ではないので、いっさい触れなかった。

(1) 巡幸中の山田顕義の漢詩

次に、動向ではないが、山田顕義は特に漢詩を能くした文人としての側面もあり、事あるごとに、頼まれるごとに詠じ、かつ能書家でもあつたので、多く揮毫もしているが、先述した山田伯爵家旧蔵『山田顕義伯伝 山田家編』の別冊『山田顕義伯遺稿』（約五〇丁の和装本）を見るかぎりでは、この御巡幸中に七首ほど漢詩を作っている。すなわち、

「隨輦雜詩」「隨輦中山道 錦旗映樹明 家家獲新繭

父老壺漿迎」

「八王子途上」「宿雨初晴意快哉 村々漸覺蠶桑催

多麻川上行將盡 山色遙迎翠輦來」

「甲府書感」「信湖駿嶽望氤氳 三日川頭雨色粉 談

古村翁隕雙淚 於今舊跡見孤」

「大森道中」「錦旗深入水雲鄉 父老相迎拜德光 雨

雨風風信州路 村々停輦問農桑」「綠色苔香滿間阿

風光奇絶舊山河 行人幾処停輦立 某水某丘戰跡多」

「入濃州」「聖躬親欲問民憂 不厭暮煙朝露稠 閱盡

岐嶺嶮難地 錦旗今日入濃州」

とあるように、山梨・長野・岐阜などいくつかの巡幸地で題を付して一、二首ずつである。これら七首のうち巡幸各地における記念誌的記録に収載された漢詩は二首である。その一首は『明治天皇御巡幸紀』（山梨県蔵版）がこれを伝えてゐる。すなわち、「隨輦途上作」と題して

昨雨初晴意快哉 村々更覺繭香催 多麻川上行將盡

山色又送翠輦來（傍点筆者）

（昨雨初メテ晴レ意快ナル哉 村々更ニ覺ユ繭香ノ催スヲ

多麻ノ川上行キテ將ニ盡キントス 山色又送ル翠輦ノ來タル

ヲ）（訓読文は筆者による）

とある。題も文字も若干の異同があるが、「八王子」「宿雨」「昨雨」および山梨県の記念誌記載の事情を考慮すると、六月十七日の八王子北の萩原機械製糸場視察以降、同日泊の上野原までの間に詠じたと見て良いだろう。もう一首は「入濃州」と題のついた七絶で岐阜県（美濃国）に入って詠んだもので、『御巡幸日誌』⁽²⁰⁾（郵便報知新聞記者尾崎康夫記）『岐阜県御巡幸誌』⁽²¹⁾『土岐津』⁽²²⁾などがこれを伝えている。

そして、この一首は土岐津町高山御小休所において六月

二十九日の午後、山田参議自身の手で現地で揮毫した実物が、調査の結果、百数十年の時を越えて御小休所となった一民家でしっかりと現存⁽²⁾していることを発見し確認し得た。それは左のとおりである。

聖躬親欲訊民憂 不厭朝露暮煙稠 閱盡岐蘇嶮難地
錦旗今日入濃州 陪輦途上作録為深萱君 顯義
落款

(聖躬親シク民ノ憂ヒヲ訊ネント欲ス 朝露暮煙ノ稠キヲ厭
ハズ 閱シ盡ス岐蘇嶮難ノ地 錦旗今日濃州ニ入ル 輦ニ
倍スル途上作ル 深萱君ノ為ニ録ス 顯義 山田顯義之印
空齋居士) (訓読文は筆者による)

この一首の存在を伝える諸書や遺稿と実物の違いは、いわば現場作と後日の推敲を経た記録物としての異同ということかもしれないが、山田直筆の実物現存については従来誰も知らず発表もされなかったもので、この実物発見は山田顯義の御巡幸供奉を跡付ける意味でも貴重であると共に、現存すること自体が素晴らしいことだと言わねばならない。

(2) 巡幸諸経費と山田顯義

さて、最後に、甲州東山道御巡幸にかかわる金銭費用と山田参議について少しく見てみよう。七月二十三日の皇居還幸時、巡幸供奉の全員に一週間の慰労休暇が与えられ、

九月に入った十五日、『明治天皇紀』に

供奉の貞愛親王及び太政大臣以下等外官吏に至るまでに、慰労として金員を賜ふこと各々差あり⁽³⁾

とあるように、供奉員の立場によつて異なるが一か月以上にわたる長丁場の巡幸供奉に対する慰労金が下賜された。もちろん、山田参議も下賜されているが、実は還幸後の翌八月初旬から九月中旬の間に、すでに宮内省と太政官の間で巡幸予算との関係も含めて慰労下賜金についての遣り取りがなされていたのである。すなわち、宮内卿徳大寺実則は八月三日に太政大臣三条実美宛に「御巡幸供奉之輩エ賜金之儀伺」を左のとおり提出した。

一昨年北海東海兩道御巡幸還幸後供奉之輩一同エ御慰勞トシテ思召ヲ以テ金円下賜候処今般之義モ供奉一同霖雨災暑殊ニ事務煩劇之際終始勉強致シ諸般御都合能還幸被為在候ニ付一昨年之例ニヨリ思召ヲ以御巡幸費之内ヨリ下賜度候此段相伺候條至急御允哉相成度候也
明治十三年八月三日 宮内卿徳大寺実則

太政大臣三条実美殿

追テ本年御巡幸ノ義ハ一昨年ニ比スレハ日数里程ハ短縮ニ候得共近時諸物価非常ニ騰貴シ且今般ハ道路モ殊更峻嶮ノ場所多ク随テ供奉一同費用多端ニテ甚々難涉之趣相聞候間特別之御詮議ヲ以一昨年通下賜度候此段

副申候也⁽²³⁾

これを受けて太政官の会計部は主管参議の名で左のような議案を八月二十六日に出した。

別紙宮内省伺 御巡幸供奉ノ輩へ賜金ノ件ヲ按スルニ
右ハ一昨年北陸東海御巡幸ノ節賜金相成候義ニ付此度
モ先例ニヨリ下賜相成可然歟尤右賜金ニ当ル壹万五千
円余ヲ除キ予算額拾六万円ノ内ニテ既ニ四千円余ノ不
足を生シ候概算の趣ニ有之候得ハ到底増額ノ外有之間
敷ニ付此際更ニ金貳万円増額ノ義御達相成可然哉左按
取調仰高裁候也⁽²⁴⁾

つまり、この御巡幸の予算は予算十七万円で組み一万円減の十六万円で決定したことは冒頭ですでに述べたとおりであるが、右の一文によると支出額総額が十六万円をすでに四千円ほど超過しているの、ならば下賜金一万五千円余のこともあるので、全体としてはちょうど二万円増額して処理する以外には無い、という意見であった。そして、この案が認められ「御指令案」として九月十四日付で

伺ノ趣聞届候條金額大蔵省ヨリ可受取事⁽²⁵⁾

とし、同日付で

大蔵省へ達

別紙宮内省伺 御巡幸供奉ノ輩へ賜金ノ儀聞届候就テ

ハ御巡幸諸費へ金貳万円更ニ増額候條右ノ内ヲ以渡方可取計此旨相達候事⁽²⁶⁾

と通達し、同時に会計検査院にも通達したのであった。したがって、明治十三年の甲州東山道御巡幸の決算支出額、いわゆる「経費」については、実施の結果、四千円の超過分と慰勞金一万五千円余を合算した、総額十七万九千円であったということになる。そして、この「慰勞金」の総額一万五千円余の内訳は左のとおりであった。

一金 五百円 大臣壹名
一金 貳千五百円 皇族及一等官七名 但壹人ニ付金三百円

一金 八百円 二三等官四名 全上 金二百円
一金 四千七百円 奏任官及准奏任共四十七名 全

上 金百円
一金 五千四百円 判任官及准判任共百〇八名 全

上 金五十拾円

一金 貳千五百拾五円 等外雇巡査及騎兵卒共百三十

七名 全上 金拾五円

通計 金 壹万五千五百五拾円⁽²⁶⁾

このなかで、皇族は二品貞愛親王、一等官は七名(寺島・伊藤・山田・河野・徳大寺・松方・三浦)なので、山田参議の供奉の慰勞金は三百円ということになる。そして九月十四

日付で

御用有之候條明十五日午前十時当省へ御参省有之度此
段申遣候也⁽²⁸⁾

と、翌十五日午前十時に宮内省に参集の通知があり、九月十五日当日の『宮内省庶務課日録』には、同省庶務課の、この日の仕事として

一 本日御巡幸供奉皇族大臣勅任官奏任官及判任等外
迄賜金相成候事⁽²⁹⁾

とあるので『明治天皇紀』の記述どおり、皆この日に下賜されたのであった。

次に、この御巡幸で山田参議はどのくらいの経費がかかったのか、について、山田参議自身と山田付の随行員を中心に見てみよう。具体的には「支度料」・「旅費」・「人力車代」などのことである。最初に支度料については『公文録』に

一金 貳百円 御巡幸供奉支度料

右正二受取候也 参議山田顕義 執事吉村甚右衛門

明治十三年八月⁽³⁰⁾

とあり、山田参議付の随行員の岡守節は

一金 五拾円 御巡幸供奉支度料 右正二受取候也

明治十三年八月 太政官一等属岡守節⁽³⁰⁾

また、宍戸隼太も同様に

一金 五拾円 御巡幸供奉支度料 右正二受取候也

明治十三年八月 開拓使七等属宍戸隼太⁽³⁰⁾

とあることで、巡幸前の各自準備のための支度料は、山田参議が二百円、随行の岡と宍戸は各々五十円であったことがわかる。おそらく随行の二名は本人が出向いたであろうが、山田顕義の場合は御用繁多でもあり金銭受け取りの事務的な事なので、本人ではなく山田家執事の吉村が出向いている。当然であろうが、金銭受け取りの際は三条太政大臣、寺島、伊藤の場合も皆同様に本人ではなく家扶や執事等が出向いている。因みに支度料は三条太政大臣が三百円⁽³⁰⁾、寺島参議と伊藤参議は山田と同額の二百円である。なお、事後清算の方式なので、すべて巡幸後の八月の日付になっている。

次に旅費であるが、山田参議の場合は、

一金 貳百六拾貳円拾銭

内訳

金 百四拾円 巡回旅行十八日

金 六拾円 昼夜急行六日

金 貳拾九円九拾銭 滞在日当十三日

金 拾三円五拾銭 官船日当三日

金 三円四拾銭 同賄料二日

金 拾壹円三拾銭 汽車賃二度

但御巡幸供奉旅費

右正二受取候也 参議山田顕義

執事吉村甚右衛門⁽⁸⁴⁾

とあり、随行の岡守節は、

一金 百七円八拾五錢

内訳

金 六拾三円七拾五錢

巡回旅行十七日

金 貳拾貳円八拾錢

昼夜急行六日

金 九円拾錢

滞在日当十三日

金 四円五拾錢

官船日当三日

金 貳円七拾錢

同賄料三日

金 五円

汽車賃貳度

但御巡幸供奉旅費

明治十三年 右正二受取候也

太政官一等属岡守節⁽⁸⁵⁾

とあり、宍戸については、

一金 百拾円九拾錢

内訳

金 六拾七円五拾錢

巡回旅行十八日

金 貳拾貳円八拾錢

昼夜急行六日

金 八円四拾錢

滞在日当十二日

金 四円五拾錢

官船日当三日

金 貳円七拾錢

同賄料三日

金 五円

汽車賃貳度

但御巡幸供奉旅費

明治十三年 右正二受取候也 開拓使七等属宍戸隼太⁽⁸⁶⁾

とある。岡と宍戸の金額はほぼ同額である。このなかの官船は帰途の金剛艦のこと、汽車賃二度というのは草津から京都七条停車場經由で神戸迄および横浜から新橋間のことである。因みに旅費については三条太政大臣は貳百三拾六円四拾錢⁽⁸⁷⁾、途中参加の寺島参議は百貳拾五円五拾錢⁽⁸⁸⁾、伊藤参議は貳百三拾九円拾錢⁽⁸⁹⁾であった。

次に人力車代金については山田参議と随行二名を含めて

一金 百貳拾八円八拾錢 東京ヨリ西京迄日数廿九

日之内廿八日歩キ御用 忝人乘人力車式人曳四輛

一日老輛二付金壹円拾五錢ツ、四輛一日分金四

円六拾錢

一金 三円四拾五錢 東京ヨリ西京迄日数廿九日之

内名古屋表一日出庫御用 同三輛 一日老輛二付

金壹円拾五錢

一金 五拾老錢 名古屋表一日御滞在 忝人乘人力

車式人曳老輛

一金 三拾六円 西京御滞在中日数六日歩キ御用

忝人乘人力車式人曳四輛一日一輛二付金壹円五十

錢ツ、四輛一日分金六円

メ金 百六拾八円七拾六錢

右之通御用代御下渡被下正奉請取候也

明治十三年八月

菊池市太郎

山田様

御警衛御中⁽²⁰⁾

と支払っているように、百六十八円余であった。因みに三条太政大臣の場合も全日程を供奉して貳百八拾七円四拾九銭⁽²¹⁾の請求であった。

そして、御巡幸は六月と七月の約二か月にわたったわけであるから、その間、二か月分の、いわゆる「月給」も当然支払われたのであった。御巡幸記録関係の「公文録」には

六七両月分月給

一金 千円 山田参議 代吉村甚右衛門⁽²²⁾

と山田家の執事が代理で受け取っているので、明治十三年当時の参議山田顕義の月給は五百円であったことがはしなくも見えるのである。因みに三条太政大臣は八百円⁽²³⁾、寺島伊藤の両参議は山田と同額⁽²⁴⁾の五百円、随行の岡は六十円⁽²⁵⁾であった。

因みに、月給比較の面で見れば、三条の八百円はよく知られているが、岩倉具視は六百円、山田を含め参議たちは皆五百円、明治十四年当時の東京帝国大学総理が四百円、教授四百円、官員十等出仕四十五円、十七等出仕十二円、

教員五、六円乃至十円程度で、同十八年頃は米一升八錢八厘で民間の工場員が約五円という状況⁽²⁶⁾のようで、また、同十四年頃の巡査の初任給が六円⁽²⁷⁾で、政府為政者と民間ではかなりの差があったようである。高額と言えはお雇い外国人の場合が顕著であるが、先述のデ・レーケは来日当初は三百円、同九年に四百円、同十八年は四百五十円、デレーケの上司にあたるファン・ドールン（オランダ長工師）は同五年が五百円、同八年が六百円であり、お雇い外国人のなかでも一番高給取りは明治三年から同八年までのイギリス人キンドル（造幣首長）の一千四十五円⁽²⁸⁾だという。日本一の三条実美よりも数百円も多い。きわめて高額で優遇されていたことがよくわかる。

右は先述の慰劳金・支度金、旅費などを対照考察する際にあくまでも参考である。

おわりに

以上、明治十三年の御巡幸における参議山田顕義の動向等を仔細に見てきたので、これらを整理して要約し再言する。

最初に、御巡幸供奉官員の発令の件については、当初は御先発官として発令されたが先発はしなかった。そして結局は寺島、伊藤、松方らが財政問題解決の方針策定という

案件のため東京を離れることが出来ず、その代わりに山田参議が皇居発輦の最初から還幸した最後まで御巡幸全日程を供奉することになったということを明確にした。同時に、寺島参議や伊藤参議は巡幸の神奈川・山梨・長野・岐阜・愛知の各県は供奉せず、途中参加のかたちで三重・滋賀・京都・大阪・兵庫の各府県は供奉していたことを明確に指摘した。これを最初から供奉していたとする間違った書物はこれまでかなり見られるが、特に石碑文などは建碑後は訂正不可能なので余程注意する必要が求められるだろう。

次に、御巡幸中の山田参議の宿所の特定については、御巡幸研究というより山田顕義研究の一環としての問題であり、これまで未確認の場所については各府県庁保存の行政文書を实地に調査し、かなりの箇所が特定でき成果を上げたが、未だ確認し得ないところもあった。これは今後も鋭意調査する必要があるだろう。

次に、山田参議の御巡幸中における巡遣視察、宿所、文人的側面等については、数回にわたる各地（山梨・長野・岐阜・愛知・三重・滋賀・京都）の实地調査による資料蒐集の結果、各地の郷土資料の豊富さが大いに役立った。そのなかでも、第一に、山梨県韮崎市と北杜市にまたがる逸尾路（韮崎～小淵沢）における山田参議の足跡として篠尾学

校での小憩を確認し確定できる『学校沿革誌』（墨書と装袋綴綴 現、北杜市立小淵沢小学校所蔵）の発見、第二に、岐阜県土岐市高山御小休所の深萱家における漢詩七絶を自筆揮毫した額装装の実物発見、第三に、三重県四日市西日野（旧室山村）の四郷郷土資料館に隣接する四日市市立四郷小学校校庭の一隅に屹立する碑文中に参議山田顕義の名が見える大石碑、この三つは、御巡幸からすでに百数十年を経た現在、ほとんどのものが雲散霧消するかのごとく消失してゆくなかであって、山田顕義の足跡を形として、実物として、そして、確実に見える「モノ」として保存している意味において非常に貴重であり、そのことを発見し確認し得たことは今後の山田顕義研究にとって有意義である。なぜなら、百数十年前の御巡幸を想起彷彿させ、見る者にながりを感ぜさせる意味においてきわめて価値的なのである。

また、巡幸中の山田参議と国会開設請願運動については、政府為政者の立場からも自由民権運動には山田参議は否定的であるが、御巡幸の目的を考えれば、開設請願者と会って話することなどは、おそらくは十分に想定内のことであったと思われる。翌十四年に国会開設の詔が公布され山田の憲法草案もこの時期提出されているので、その点を斟酌すれば、山田参議自身の巡幸における民意とその内容を

聞くという目的の一つは少なくとも得ることが出来た、と見るべきである。同時に、民権派對政府為政者だから山田は民権弾圧者とする図式は必ずしも正鵠を得たものではないと知るべきである。最後に扱った巡幸経費関連の金額等々については今は研究材料を提供したに過ぎない。社会経済史的視點等からの今後の研究を期待したい。

明治十三年六月十六日から七月二十三日までの甲州東山道御巡幸に供奉した参議山田顕義の動向等の全貌解明、この目的のため雑多な内容になり焦点が拡散してしまった感はあるが、些かでも山田顕義研究に裨益するところがあれば、以て良としたい。

註

- (1) 渡邊幾治郎『明治天皇と御巡幸』（昭和十三年 長野市聖徳記念会）七頁。同『明治天皇の聖徳 総論』（昭和十七年 千倉書房）二〇八頁～二一七頁。
- (2) 色川大吉『近代国家の出發』（『日本の歴史』二十一 昭和五十七年再版 中央公論社）二七頁。
- (3) 田中彰『近代天皇制への道程』（昭和五十四年 吉川弘文館）六頁。二二三頁～二四三頁。
- (4) 遠山茂樹『天皇と華族』（日本近代思想大系二 昭和六十三年 岩波書店）四七〇頁～四八八頁。
- (5) 井上清『天皇制』（昭和二十八年 東大出版会）七一頁。
- (6) 増島一男「明治天皇の御巡幸」を讀んで」（『多摩文化』

- (7) 第二十二号 昭和四十六年 多摩文化研究会）一一五頁。長谷川栄子『明治六大巡幸―地方の布達と人々の対応―』（平成二十四年 熊本出版文化会館）
- (8) 『シリーズ学祖山田顕義研究』第一集（昭和五十七年 日本大学広報部）、『同』第二集（同六十二年）、『同』第三集（同六十三年）、『同』第四集（平成二年）、『同』第五集（同四年）、『同』第六集（同七年）、『同』第七集（同十三年）。
- (9) 国立公文書館蔵『公文録』明治十三年、巡幸雜記第三、九十二「御巡幸費予算帳ノ件共二」。
- (10) タカシ・フジタニ『天皇のページエント―近代日本の歴史民族誌から―』（平成六年 日本放送協会）五七頁。
- (11) 伊藤之雄『京都の近代と天皇―御所をめぐる伝統と革新の都市空間―』（平成二十二年 千倉書房）二七頁～三〇頁。
- (12) 教育制度史の視點から見ると、明治五年の学制は欧米を模倣したものとして我國の実状に合わない点も多いので、同十二年田中不二麿が中心となってアメリカ流の自由教育を主旨とする「教育令」（自由教育令）を公布するが、就学年限や出席日数の短縮等々で入学者減少状態も出来し教育衰退につながるという批判も多く同十三年十二月廃止された。すなわち、この巡幸で文部卿の河野敏鎌が車駕の東京発軔より一歩先に先発して山梨方面に向かっているが、その役割は、まさに先発して評判の悪かった自由教育令による各府県の実態調査をするためでもあった。その結果は還幸後の同年十二月には教育令の廃止となり、今度は改正教育令の公布となつてく

るのであるが、これを道徳教育史の視点で見ると、明治十一年の御巡幸で国民教育に関心を寄せ教学の刷新を示唆したことで翌十二年侍講で儒者の年元田永孚の「教学大旨」が示され、それまでの外国の翻訳教科書から我が国の伝統を重視する内容を持った教科書へと転換し同十四年の小学校教則要領で修身を重視し就学の奨励、そして同十五年の宮内省から地方長官を通じて示された国民幼童のための教訓書『幼学綱要』となつてゆくわけである。つまり、西洋模倣主義（翻訳教育）から儒教主義（自主教育）への徳育教育の方針変更が、実は巡幸の時期と重なっているわけで自由民権運動への抑制的意味もあるが、巡幸時の文部卿河野敏謙の先発調査はこのような教育史的・思想的背景の中で、実際に使用中の小中学校および師範学校の教科書等の調査であり、御巡幸中の天皇の師範学校臨御と学生の発表聴取も、実はこの一連の方針の一コマなのである。

(13) 国立公文書館蔵『太政類典』第四編 明治十三年 第十卷 宮内 内廷 六「山梨県三重県京都府へ御巡幸発令」。その他、内閣官報局『法令全書』明治十三年ノ1（昭和五十一年、原書房）三三九頁。

(14) 前掲『太政類典』四十八「御用掛并供奉命免・其二十八」。御巡幸御用掛は御巡幸事務に関する諸県との書類の遣り取りだけでなく、実地検閲なども行なっていた。その一例として、御還幸時の神戸港から横浜港までの船舶については、当初は三菱会社郵船の広島丸であったが諸事情で海軍の扶桑艦に変更されたので、侍従長であり供奉官員でもあった山口正定は「五月十八日薄暑午前八時十五

分内務少輔等ト共ニ横浜鎮守府ニ往キ扶桑艦乗組ニテ玉座并各室ヲ点検シ……」（宮内公文書館蔵『御記資料稿本』四八七にある山口男爵家蔵「山口正定日記」とあるように五月十八日汽車で横浜に行き内務少輔品川弥二郎と扶桑艦内の玉座や各室を点検しようだが、同様のことを六月十一日の二回にわたって、さらに行なっていた（同前）ようである。

(16) 前掲『太政類典』七「御巡幸事務ハ総テ御巡幸御用掛ニテ取扱」。

(17) 同右、十二「御巡幸治道地方官心得并供奉官員心得」。

(18) 同右、十三「御先発官心得書」。

(19) 同右、十五「御道筋并御休泊割ヲ定ム・其二」。

(20) 同右、二十三「長野県下松本人民臨幸請願」。

(21) 同右、十六「御休泊割ヲ治道府県ヘ示達ス」。

(22) 同右、三十六「御休泊行在所其外道路修繕等官費ヲ以テ支給」。その他、前掲『法令全書』明治十三年ノ2（昭和五十一年、原書房）九五六頁。

(23) 同右、十八「御巡路警衛警部巡查ヲシテ勤務セシム」。その他、前掲『法令全書』は同右。

(24) 同右、八「御発輦日限并時刻・其二」。その他、前掲『法令全書』は三三九頁。

(25) 『明治天皇御巡幸紀』（昭和十五年 山梨県蔵版）一八頁

(26) 同右、五頁～六頁。

(27) 同右、七頁～八頁。

(28) 国立公文書館蔵『樞密院高等官履歴』第一卷 明治ノ一（平成八年 東大出版会）一九六頁。

前掲『太政類典』四十八「御用掛并供奉命免・其二十八」。岡守節は防州吉敷郡岡守一の子で天保三年（一八三二）生まれ。山田顕義と懇意な穴戸磯の甥で幼時より書を良くし萩に学び、三田尻（防府）で報国隊を結成、維新後、太政官大主記、陸軍九等出仕、十年太政官二等属、さらに一等属から十四年正七位内閣権少書記官、十八年従六位内閣少書記官となって離職、山田とは同郷（防長二州）出身どうしの知己で山田より十二歳年上で明治二十七年没、寿六十三であった。山田は長州閥を前面に出す傾向があったといわれるので、十三年の御巡幸時の山田参議付の随行は、参議は太政官に所属することからみて山田の指名であつたかもしれない。なお、岡は能書家として明治二十年には故参議廣澤真臣墓碑を揮毫しているが、山田と岡の関係は次の二つの石碑にも求めることができる、すなわち、一つは萩市の長寿寺（山口県萩市北古萩町）にある文久三年生野義拳で自刃（当時は朝来郡山口村）した山田の従兄の河上弥市（二十一歳、別名南八郎）の顕彰碑「河上繁義君碑銘」（明治二十一年建碑）で、撰文者は司法大臣従二位勲一等伯爵の山田顕義で揮毫者は従六位の岡であつた。もう一つは討幕の戦いで殉難した維新の志士たちの鎮魂のため三田尻（現、防府市）の桑山に明治二十五年「桑山招魂場碑」を建碑（大石碑の周囲は極度に荒廃しているが現存）するが、その折の撰文者は維新前、回天の業の為、三田尻で整武隊の訓練を指揮し拠点としていた関係もあり、最晩年の正二位勲一等伯爵山田顕義で、揮毫者が従六位岡守節であつた。このように撰文者と揮毫者という石碑を通じた二人の密

接な関係は、従来からほとんど知られていないので、記して紹介しておきたい。

(31)

前掲『太政類典』四十八「御用掛并供奉命免・其二十八」。山田は、開拓使とは仕事上の関係は薄く、ましてや相手が七等属であることから見ると、山田顕義の存知する同郷の関係者の一人であつて随行員岡の場合と同様、山田の直接指名であつた可能性もある。

(32)

『明治天皇紀』第五卷（昭和四十六年 吉川弘文館）八三頁。

(33)

乙部泉三郎『信濃御巡幸録』（昭和八年 信濃御巡幸録刊行会）二五九頁。

(34)

『御巡幸紀要』（昭和三年 三重県）二二三頁―二四六頁。ここで注意すべきは「後発」の意味である。下検分報告と沿道諸注意のために発輩約一か月ほど前の、事前に出発する先発に対して、鳳輦そのものの発輩を後発とする記述と、鳳輦が発出したあとの文字どおりの後立ちの意味の後発、と実は諸書混用して二種類ある。もちろん、ここでは後者の意で、伊藤の病氣という諸事情により鳳輦発輩後にかのりの時日を経過したあとに出発して、いざれかの地域で鳳輦に追いつき合流する、文字どおり本隊より遅れて出発する意味での後発である。

(35)

前掲『御巡幸紀要』（三重県）二四七頁。

(36)

前掲『信濃御巡幸録』三三二頁。少々複雑であるが、本書は長野県立図書館長の乙部泉三郎個人の著述というより、明治十一年と明治十三年の両度の御巡幸に関して信州における様子を伝える目的で作成された一種の資料集

(37)

の性質の書で東京日々新聞や郵便報知新聞、別人の御巡

(38)

接な関係は、従来からほとんど知られていないので、記して紹介しておきたい。

幸関係図書をほとんど丸ごと取り込んだ珍しい内容体裁で約全五三〇頁である。したがって、研究用としては貴重な一書と言えるが、その反面 同書三一三頁から三八頁までの約七〇頁分は三村寿八郎『明治十三年御巡幸誌』（明治四十二年）をほぼ全文（序や写真まで）収録するなど、現在の著作権の扱い方から見れば有り得ないことであるが、加えて、その全文収録の中で供奉員一覧に関する箇所だけ三村の著作内容を削除し、前掲『御巡幸紀要』（三重県）の当該箇所差し替えている。著作権に対する意識が薄い点が特徴的ではある。

なお、乙部泉三郎は本書以外に御巡幸関係著作が二冊ある。一つは信州両度の御巡幸の足跡の様子と現状を御小休所、御野立所、行在所の順に年少者でも読めることを意図して分かりやすく説明した『明治天皇の御巡幸—信州少年少女読本—』（昭和九年 信濃毎日新聞社）、もう一つは明治十一年の御巡幸の北信方面だけの様子を昭和九年に長野放送局から放送した講演録で『御巡幸を偲び奉る』（昭和九年 信濃毎日新聞社）で、どちらも平易で読みやすい内容となっている。

(39) 前田直平『明治十三年夏明治大帝御巡幸謹記』（昭和十四年）七頁。

(40) 津田応助『贈従五位林金兵衛翁』（大正十四年 贈従五位林金兵衛翁顕彰会）四九五頁。

(41) 『明治天皇御巡幸諏訪御通輦五十週年記念写真真帖』（昭和五年 諏訪史談会）一一頁。

(42) 宮内省宮内公文書館蔵「幸啓録」（大臣官房総務課）明治十三年、五、「御巡幸供奉人名」。

(43) 前掲『公文録』明治十三年、巡幸雜記第十六、二百三十二「太政大臣三条実美以下供奉人員ノ件」。

(44) 前掲『幸啓録』（大臣官房総務課）明治十三年、五、「御巡幸供奉人名」。

(45) 前掲『太政類典』四十七「供奉人名録」。

(46) 宮内公文書館蔵「御巡幸記事 明治十三年 明治十四年」の「御先発人名」の箇所。本資料は縦罫紙の小冊子で鉛筆書きである。内容は「供奉人名」、「御先発人名」、「供奉官員心得」をはじめ発輦日から還幸日までの毎日の出来事を若干の出来事不記載部分はあく明に記述した侍従藤波言忠による貴重な備忘録的資料であり、『明治天皇紀』作成の資料の一つになったものと思われる。一方、宮内省宮内公文書館には臨時帝室編修局収集史料『明治十三年六月山梨三重京都御巡幸書類』（図書寮の朱印あり）があり、この内容は先の「御巡幸記事 明治十三年 明治十四年」のそのままの内容に、ほぼ毎日だが若干の内容を加えたものとなっている。したがって、『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』の方が元で『明治十三年六月山梨三重京都御巡幸書類』が後に出来たものと一応推定する。なお、後者は『太政官期地方巡幸史料集成』第十六卷（平成十年 柏書房 五二九頁～六二〇頁）に活字化して収録されている。

(47) 前掲『明治六次巡幸—地方の布達と人々の対応—』一一三頁。なお、同頁の五行目に発輦日を六月一七日と誤記しているが、一六日が正しい。さらに「先発の参議山田顕義」（二三四頁の一七行目）とあるが、これも相応しくない表現である。

(48) 前掲『太政類典』十九「御道筋神奈川山梨両県下ノ景況上申」の中の五月十一日付「西村内務少書記官上申内務省宛」の冒頭に「昨十日出発第一日御泊所辺ノ道路点検候処……」とあることで、出発日が確認できる。

(49) 前掲『太政類典』四十八「御用掛并供奉命免・其二十八」中の五月二十一日付「御巡幸供奉文部卿河野敏謙御発輦ニ先チ発程ス」中、五月七日付「文部卿河野敏謙伺」の中に「……御巡幸供奉トシテ先発可致旨被仰付候付テハ来六月七日出立仕度此段申請候也」とあることで、出発日が確認できる。

(50) 前掲『公文録』巡幸雜記第十六、二百四十「山田参議外参議発着等電報ノ件」。

(51) 同右。

(52) 前掲『御紀資料稿本』四百八十七。

(53) (54) (55) 前掲『公文録』巡幸雜記第十六、二百四十「山田参議外参議発着等電報ノ件」。

(56) 前掲『明治天皇紀』八四頁。

(57) 同右、一一一頁。

(58) 前掲『太政類典』四十八「御用掛并供奉命免・其二十八」。

(59) 前掲『公文録』巡幸雜記第十六、二百四十「山田参議外参議発着等電報ノ件」。

(60) (61) 前掲『太政類典』四十八「御用掛并供奉命免・其二十八」。

(62) (63) (64) 前掲『公文録』巡幸雜記第十六、二百四十「山田参議外参議発着等電報ノ件」。

(65) 前掲『御巡幸紀要』(三重県)には「伊藤参議は……を随へ、寺島参議は……を随へて、共に七月六日津行在所

に詣りて天機を伺ひ、翌七日より供奉の列に入り」(二四七頁)とあり、この文を前掲『信濃御巡幸録』でもそのまま引用している。また現地の「伊勢新聞」第五三三

号(七月七日)には「寺島伊藤の両参議には一昨夜愛知県より当地へ着せらる」(二面)とある。さらに公文書では『公文録』だけでなく、『明治天皇紀』の元となつた『幸啓録』十一所収の『山梨三重京都御巡幸日記』(宮内省庶務課)の七月五日の箇所に「本日当駅へ到着 寺島参議 伊藤参議 松方内務卿」にあり、『侍從局御巡幸日記』には「七月六日陰 御目覚四時三十分(中略)

一 松方卿寺島参議伊東参議拜謁ス」(ママは筆者)(上記の公文書はいずれも前掲『御紀資料稿本』四百九十一に所収)とあるので、時日が間違っている資料もあるが、要は、五日夜に名古屋を経て津に到着したことは同夜山田参議の宿所にも即刻連絡が入ったということである。

前掲『幸啓録』六、「御陪食竝酒肴下士賜」。

同右。

(66) たとえば、佐藤孝太郎『八王子物語』下巻(昭和四十年多摩文化研究会)には「供奉の高官たちには、……寺島宗則、伊藤博文、山田顕義……文部卿河野敏謙内務卿松方正義らの名が見え」(五五頁)、「徳大寺宮内卿、寺島、伊藤、山田の三参議や書記官、近衛土官らと共に、甲府からお出迎への挨拶にきた山梨県令藤村紫朗に御面会を許され……」(五九頁)、「寺島参議は田野倉莊左衛門宅、伊藤参議は八日市山上重郎左衛門宅……等へ分宿した」(六〇頁)とあり、同書改訂版(昭和五十四年 武蔵野郷土刊行会)は初版の転載となっているため、まったく

同様の文章があるというごとくである。これを受けたであろう樋口豊治『市民のための八王子の歴史』（平成十年 有峰書店新社）にも「明治十三年六月十六日、明治天皇は太政大臣三條実美、参議伊藤博文、山田顕義以下、騎兵・夫卒・馬丁ら三百六十人を伴い……」（二二〇頁）とある。さらに『八王子織物工業組合百年史』（平成十二年 八王子織物工業組合）にも「供奉する者太政大臣三條実美、参議寺島宗則、伊藤博文、山田顕義、宮内卿徳大寺実則、文部卿河野敏鎌、内務卿松方正義以下、顯官綺羅星の如くであったという。」（五〇頁）と、諸書、いない人物をいたかのごとく表現記述するような間違いだらけである。

前掲『明治天皇紀』や各公文書には、親王、大臣参議や勅任官等は皇后皇太后と共に新宿の植物御苑までお見送りをしたという記述はあるが、その後の寺島参議・伊藤参議の行動までは記述が無いので植物御苑までの奉送であったようにみえるが、『郵便報知新聞』所載の記者尾崎庸夫『御巡幸日誌』の冒頭には「岩倉右大臣、伊藤、大隈、寺島、山県（山）の四参議には府中駅の御昼食迄奉送され」（前掲『信濃御巡幸録』二二三頁）とあり、これは実際の随行記者の記事なので一定程度は信用しても良いと史料する。なお、この箇所は前掲『明治天皇御巡幸諏訪御通輦五十週年記念写真帖』にも同文を引用（二二頁）している。

伊藤参議と寺島参議が供奉任命から一転して供奉罷免となり東京発輦には供奉しなかったことは明白であるが、さらに、少しく以下に補足する。『伊藤公全集』第三卷

（昭和二年 伊藤公全集刊行会）に「此の年夏車駕甲信より京神に行幸あり。公は供奉仰付けられたが、その発するに臨んで緊急の事件起り、御用有之御巡幸供奉被免、但し御用相済次第参向可致との辞令を拝し、七月四日、伊勢で鹵簿に参加した」（八一頁）とあり、巻末に「明治十三年四月十二日、御巡幸供奉被仰付。六月十二日、御用有之御巡幸供奉被免但御用相済次第参向可致」（二一八頁）と伊藤の履歴を掲出し、形式的ではあるが発輦前日付けで罷免となった理由について『伊藤博文伝』中巻（昭和十九年 統正社）は「寺島と共に財政取調の緊急要務を終るまで出発を延期すべしとの御沙汰を拝せしかば、公は鋭意この事に当り、結局当時の歳出予算総計六千八百五十万圓より三百万圓を削減し……成案を得たるも……僅か五十万圓を削り得るに過ぎざる状態であった。……已むなく一時調査を打ち切り、追て還幸後……二十九日東京を発し、伊勢亀山（山）の行在所に抵り……財政調査に関する顛末を奏聞した」（一七八頁～一七九頁、ママは筆者）と財政問題としている。参議寺島もこの課題取り組みの一人であり、先の伊藤と同様の履歴が『百官履歴』一（昭和四十八年 東大出版会）にもある（九五頁。伊藤の同様履歴は一〇一頁）。たしかに西南戦争後の国内インフレは地租収入の固定化もあって財政窮乏となり、一方高まる民権派の国会開設運動の根底には物価高騰の余波を受ける民衆の生活安定という政府の急務案件が財政再建という内容であったことは間違いないところである。そして、財政取調委員の一人佐野常民の伊藤宛書簡（六月二十三日付）には「陳は一昨日会議之

節諸省長官より現費増額申出相成候を其席上にて閣下御書取相成候書面、并散会之大隈、寺島両参議と申合」『伊藤博文関係文書』五 昭和五十二年 塙書房 三七頁）とあつて伊藤と寺島は財政関係の会議を二十一日（御巡幸はちょうど山梨県甲府に駐紮中）は確かにこなつており、また『山田伯爵家文書』二（平成三年 日本大学）所収の六月十九日付寺島伊藤山田宛河野敏鎌書簡には「小官先発之際、学事ノ実況ヲ途中ニ於テ寺島参議迄通稟シ、……然ル処近日参議ニハ供奉御列内之員被免、後発ニ相改り候由」と明確に寺島の供奉は後発に回つたことを述べているわけで、寺島と伊藤は間違ひなく東京に居たことがわかる。そして六月二十八日付伊藤宛佐野常民書簡には「謹呈 明朝よりは御発程御苦勞奉存候……再白 寺島参議え本文可然御伝語奉願候也」〔同文書〕五 三七頁～三八頁）とあることから、伊藤参議は六月二十九日に東京を出発し（寺島参議はもう一足早く）名古屋経由で津へ向かつたことが確認できる。この伊藤出発の件については七月九日付の山田宛井上馨書簡に「寺島、伊藤も過月廿八日出発、最早両氏も到着……」（前掲『山田伯爵家文書』二（一八頁、ママは筆者）とあることから首肯され、同時に七月五日夜の三重県津到着、翌六日から御巡幸に合流し新たに供奉したことが明確になるわけである。さらに今一つ、前掲『山田伯爵家文書』二には発輦直前の六月十一日付山田宛伊藤書簡を収載しているが、そこには「追々快方二御座候故」（一〇二頁）と財政取調のことだけが供奉罷免の理由ではなく、前掲『信濃御巡幸録』の『御巡幸雑報』

にある「伊藤参議は昨今腫物を患ひらるゝ」という記事や前掲『御巡幸紀要』（三重県）にある「伊藤参議が病によりて後発となりし」という一文とつながり、首肯せしめるような言も見られるのである。

以上のことから敢えて指摘すると、現存する石碑「明治天皇大橋御召換所趾碑」（山梨県北都留郡大月町、現大月市）の碑文を見ると六月十八日の桂川渡御の状況を「伏見宮員愛親王を始め太政大臣三条実美、参議寺島宗則、同伊藤博文、同山田顕義、宮内卿徳大寺実則、文部卿河野敏鎌、内務卿松方正義、侍従長米田虎雄、同山口正定、陸軍中将三浦梧楼、宮内少輔土方久元、太政権少書記官伊東巳代治等百官有司供奉し……」とあつて皆随従供奉してきたかのごとく撰文され揮毫されているが、先述のとおり、伊藤参議・寺島参議はもちろん、松方内務卿も同様に供奉後発、河野は御先発、山口は諸事情（身内の葬儀関係）で後立ち、つまりこの五名は皆一緒にここ（大月町）を通過したというのは明らかに間違ひで、碑文中の十三名の内、六月十八日の実際の六月宿での桂川渡御のための大橋御召換所御通輦時は八名なのであった。発輦直前になつてかなり人員の変更があつたにもかかわらず検討考証せず、最初に発表された供奉員人名簿を、ちにそのまま撰文揮毫し刻して建碑してしまつたので、このような事実と異なる間違ひ碑文となつてしまつたのであろう。

『明治天皇行幸年表』（昭和五十七年 東大出版会）の一五八頁～一六八頁にわたつて詳細に場所と姓名を記している。

（71）

(72) 前掲『明治天皇紀』八三頁～一五五頁まで、約七〇頁にわたって御巡幸中の動向や出来事を記している。

(73) 前掲『太政類典』十二「御巡幸治道地方官心得并供奉官員心得」。

(74) 八王子市八幡町の長谷部家文書『御巡幸八王子御宿割』では「第三号 宿鈴木喜之助 山田参議 従者一人 小者一人 車夫一人」(『新八王子市史』資料編6 近現代2 平成二十六年 八王子市市史編集委 一五〇頁)と宿所は鈴木喜之助宅であったとするが、『明治天皇御駐畢記』(前掲『御紀資料稿本』中)には「山田参議従者一人 小者一人 岡太政官一等属 車夫一人……右横山宿毛利徳兵衛」とある。これを受けて前掲の佐藤孝太郎『八王子物語』下巻(昭和四十年)では「毛利徳兵衛宅」(六〇頁)とし、以後の同書再版(昭和五十四年)、さらに「多摩文化」第二十二号(昭和四十六年)所収の「明治天皇の御巡幸」の一〇七頁でも毛利徳兵衛宅と記述している。要は現地の資料か、御紀資料か、事前か事後か、ということであるが、俄かに断じ難いので、一応は御紀資料の毛利徳兵衛宅とした。ただし今後の課題の一つではある。

(75) 前掲『明治天皇御巡幸紀』(山梨県蔵版) 一一二頁。

(76) 同右、一三一頁。

(77) 同右、一二四頁。

(78) 同右、一三三頁。

(79) 同右、七五頁。ただし、本書九四頁には「八日町二丁目中田庄兵衛」とある。

(80) 連泊の可能性も否定できないので「同か」としたが、資

料不足のため正確には不明。

(81) 前掲『明治天皇御巡幸紀』(山梨県蔵版) 一一六頁。ただし、本書には宿泊期日の明確な記述がないので、十九日(註79)・二十日(註80)・二十一日(本註)の甲府滞在三日間の宿所確認については今後の課題である。

(82) 前掲『明治天皇御巡幸紀』(山梨県蔵版)の項目「山田参議を差遣し逸見路の新道を巡視せしむ」中に「小淵沢村赤松悦太郎宅に止宿す」(二九五頁)とあるように、山田参議は道路橋梁視察のため韭崎から一行と別れ、信州往還の逸見路(原路)を通じて小淵沢村赤松悦太郎宅で一泊している。この逸見路の視察については「三 供奉官参議山田顕義による巡道視察」中の「(3)山梨県韭崎・小淵沢間の逸見路(信州往還)の道路橋梁等の視察(六月二十一日～六月二十三日)」において詳述するので、ここでは宿泊所の指摘だけにとどめておく。

(83) 長野県庁の保存文書の簿冊「公文編冊明治十三年供奉官員宿割其ノ他一件」中の「明治十三年六月供奉官員宿割帳 金沢駅」の中に「第三号 有賀七左衛門 山田参議従者一人 小者一人 岡太政官一等属 車夫一人 穴戸開拓七等属 安藤警部試補 巡查六名」(長野県立歴史館所蔵)とあることで確認できる。なお同文書を見ると、本来は第二号の寺島参議と伊藤参議が有賀七左衛門宅であったことがわかる。また、印刷物では前掲『明治天皇御巡幸諏訪御通輦五十週年記念写真帖』の一九頁に「金沢村所有「供奉官員宿割帳」に左のごとく記せり」として「第貳号寺島参議 有賀七左衛門 第参号伊東参議 有賀七左衛門」(ママは筆者)と第三号として山田参議

の名は見えないが、第二号、第三号の寺島と伊藤はここでは供奉していないことから考えると、伊藤参議の代わりに山田参議をということで、有賀七左衛門宅と見て間違いないだろう。なお有賀姓の読み方は、ありが、ではなく、「あるが」だと、七左衛門の子孫の方から調査時に直接伺った。

なお、この金沢宿での御通輦（御昼食）奉迎に関する食事内容や各種準備等については、この前掲『明治天皇御巡幸諏訪御通輦記念五十周年記念写真帖』中の「解説」箇所詳細に記述されていて、他に類例を見ないほど巡幸時の実態を伺うためにはきわめて貴重な一書である。さらに、これを元にした『信州金沢の歴史』（平成四年金沢村史刊行会）の中の項目「明治天皇の御巡幸」では御巡幸奉迎準備に関する金銭に関しても記述がある（三六八頁～三七三頁）。たとえば、この金沢宿での明治天皇や山田参議の昼食内容まで明確に知ることができるなど、他書には書いていない意味で、二書とも御通輦を受け入れた側の事を最も詳細に書いている書物だと評価しても良いだろう。

同右の保存文書の同簿冊中の「明治十三年五月 六月廿三日上諏訪御泊御巡幸供奉官員宿泊割上諏訪駅出張」の中に「第三号 岩波孫治 山田参議 岡太政官一等属 穴戸開拓七等属 安藤警部試補」とあることで確認できる。なお同文書中には山田参議の宿泊所となった同地の名主である岩波孫治宅は本来は第二号の寺島参議と第三号の伊藤参議の宿泊所であったことが見える。さらに同文書には「御請 今般御巡幸ニ付第二号第三号御宿被仰

付敬承仕候此段御受申上候也 諏訪郡上諏訪村 明治十三年五月十八日 岩波孫治 長野県令橋崎寛直殿」と供奉官員旅宿依頼を事前に了承したことも見える。また、印刷物ではこれを受けて前掲『明治天皇御巡幸諏訪御通輦記念五十周年記念写真帖』二七頁に「供奉員の御宿割左の如し」として「第貳号第参号 中町岩波孫治 山田参議 岡太政官一等属 穴戸開拓七等属 安藤警部試補 巡查六人」とある。この点については、長野県諏訪市図書館には「明治天皇御巡幸上諏訪御泊御宿割帳」（墨書 和装袋綴 全二十七丁）と題する、おそらく長野県立歴史館所蔵の同保存文書のうち、上諏訪御泊に関する箇所だけを書写したと思われる写本を蔵する。その第四丁目には「第三号 中町宿主岩波孫治 上下拾壹人 此沢伊藤参議……」とあり、宿主の氏名を再度確認できるが、伊藤はこの時点では参加していないので、伊藤参議の代わりに山田参議が宿泊することは第三号というかぎり、間違いないと史料される。ただし貴重な写本とすべきである。

同右の保存文書の同簿冊中の「松本駅御泊御巡幸供奉官員宿泊割 本部長野県」の中に「東筑摩郡松本駅御宿割 第三号 南深志町一番丁 宿主 大池源重 上下拾三人 山田参議 従者壹人小者壹人 岡太政官一等属 車夫壹人 穴戸開拓七等属 安藤警部試補 巡查六名」とあることで確認できる。また同内容は簿冊「公文編明治十三年供奉官員宿割其ノ他御用留」（一）にもある。さらに印刷物では前掲『信濃御巡幸録』三四四頁。同書が所収する原著の三村寿八郎『明治十三年御巡幸誌』中の

「松本駅供奉員御宿割」に第三号として「山田参議……岡太政官一等属 車夫一人 穴戸開拓七等属 安藤警部試補 巡査六人」(八十一頁)とある。

同右の保存文書と同簿冊中の「松本駅御昼御巡幸供奉員宿割 長野県」の中に「東筑摩郡松本駅御宿割 第三号 南深志町一番丁 宿主 大池源重 上下拾六人 此訊 山田参議 従者老人小者三人 岡太政官一等属 車夫老人 穴戸開拓七等属 小者老人 安藤警部試補 巡査六名」とあることで確認できる。

同右の保存文書と同簿冊中の「供奉御宿割帳 東筑摩郡本山駅」の中に「東筑摩郡本山駅御宿 第三号 御宿小林嘉平二 山田参議 岡太政官一等属 穴戸開拓七等属 安藤警部試補 巡査六名」とあることで確認できる。

同右の保存文書と同簿冊中の「中山道福島駅御泊宿割」の中に「第三号 伊藤参議 上村英次郎 従者老人 車夫貳人……」とあるが、簿冊「公文編冊明治十三年供奉官員宿割其ノ他御用留」(二)の中に「変更ノ部 第三号 山田参議 従者老人 小者老人 岡太政官一等属 車夫老人 穴戸開拓七等属 安藤警部試補 巡査六名(以下朱書) 右ハ伊藤参議病氣ニ而後発相成候ニ付本文之通本号へ引直シ山田参議供奉相成候事」と、伊藤参議の後発によって山田参議に変更することを明確に述べていることで、宿泊所が上村英次郎宅であったことが確認できる。

同右の保存文書「公文編冊明治十三年供奉官員宿割其ノ他一件」の「供奉官員御宿割帳 西筑摩郡須原駅」の中に「第三号 山本市左衛門 山田参議 岡太政官一等属

穴戸開拓七等属 安藤警部試補 巡査六名」とあることで確認できる。

同右の保存文書「公文編冊明治十三年供奉官員宿割其ノ他御用留」(二)の「中山道三留野駅御泊御宿割」の中に「第三号 小野木碩明 山田参議 岡太政官一等属 穴戸開拓七等属 安藤警部試補 巡査六名」とあることで確認できる。

「岐阜県御巡幸誌」(大正十四年 西濃印刷株式会社出版部)に「第三号 参議 一一名」(二〇五頁)とあるので、山田参議のことであろう。

同右、二二五頁に「第三号 参議 山田顕義 二〇名 本町 古山兵九郎」とある。また「恵那市史」通史編第三卷(平成五年 恵那市)五八〇頁。

前掲『岐阜県御巡幸誌』に「第三号 山田参議 一六名 字大島 小栗憲一」(二二二頁)とある。

同右、二三五頁に「第三号 参議 山田顕義 一四名 東本町 加藤久次郎」とある。また、「佐々木弥四郎先生論文集 伊賀史の研究三十年」(昭和十二年 伊賀史談会)には論文「明治十三年御巡幸資料に就て」の中で、中山道や美濃路の巡幸など無かったのが「当時近郷近在の人々は老幼相扶けそれぞれ伝手を求めて沿道各民家に来り。(中には前日から泊りがけで来たものなどもあった)各家々には新しい蓆を敷き一列に並んで……私の家にも大分客が有り賑かであつて子供心にそれが大層嬉しかったことを今も覚えて居る」(二二五頁～二二六頁)とこの近辺における当時の巡幸の景況を伝えている。

調査の結果、「供奉官員御宿割」の類の行政文書は愛知

県公文書館や名古屋市市政資料館等でもまったく確認できなかった。そこで、原島陽一「愛知県庁文書目録解説」〔史料館所蔵目録〕第十七号 昭和四十六年 文部省史料館 一二七頁～一四一頁 および加藤聖人「喪われた記録―戦時下の公文書廃棄―」〔国文学研究資料館紀要〕アーカイブス研究篇第一号 平成十七年 一頁～二七頁）を見ると、愛知県庁文書は昭和十四年以降に徳川黎明会（当時は尾張徳川黎明会）へ数回にわたって相当数を移管し、のち木曾地方への疎開文書となるが戦時下の昭和十七年以降や終戦直後に移管先や県庁でも廃棄処分があり、僅かな残余分は戦後に「徳川林政史研究所」と「文部省史料館」（現「国文学研究資料館」）と「水産庁水産資料館」（現「独立行政法人水産総合センター中央水産研究所図書資料館」）の三か所に分散保存されているという。加藤の詳細な論文によると「愛知県は他の自治体よりも徹底した文書廃棄を行い、敗戦と共にほぼ完璧に文書の廃棄を完了した。」（二五頁）と数万冊におよぶ公文書廃棄を厳しく指摘している。そこで、きわめて僅かな残余分について、実際に、時代性（江戸期か明治期か）と行政領域（庶務・勸業・兵事・杜寺等の区別）の点を考慮して「国文学研究資料館」を調査したところ、一冊だけ「明治十一年至十三年 御巡幸諸調査 農商課」とある簿冊を見出したが、その中の大半は十一年の御巡幸関係の農産・土木の勸業関係文書で、残念ながら十三年御巡幸関係文書は一切見出せなかった。本来であれば御巡幸関係行政文書は永久保存文書になるだろうと思料される（永久保存文書に指定されて現存している他府県

の文書もある）ので残存の可能性は決して皆無ではないが、当該行政文書の歴史的経緯を勘案すると、すでに廃棄され消失した可能性がきわめて高いと判断せざるを得ない。したがって名古屋での山田参議の宿泊所は両日（六月三十日・七月一日）共、現状では不明としておいた。前掲『明治天皇紀』七月一日の箇所、一一三頁。また、『名古屋市史』政治編 三（大正三年 名古屋市役所）九頁にもある。

前掲『御巡幸紀要』（三三重県）の「桑名駅に於ける重なる供奉員の宿所左の如し」の中に「山田参議 北魚町川瀬覚左衛門 随員岡一等属以下十七人」（二六〇頁）とあり、山田参議を含めてかなり大勢であったことがわかる。（ママ）は筆者。）さらに、この記述を元に『桑名市史』本編（昭和三十四年 桑名市教育委）にも同様の引用記述（六九四頁）がある。

『四日市市幸啓史』（昭和十五年 四日市市教育会）には「第三号 上下十七人 南町山口喜左衛門 参議山田顕義 従者五人小者一人 太政官一等属岡守節 車夫一人 開拓七等属穴戸隼太 警部試補安藤正翼 巡査六名」（六六頁）とある。

前掲『御巡幸紀要』（三三重県）二七〇頁の「神戸駅に於ける重なる供奉員の宿所左の如し」の中に、「山田参議 立町 玉井七郎平 随員岡一等属以下十七人」とある。（ママ）は筆者。

同右、三一〇頁の「津駅に於ける重なる供奉員の宿所左の如し」の中に「山田参議 大門町 富岡太郎兵衛 随員岡一等属以下十七人」とある。（ママ）は筆者。なお、

この津から御巡幸一行に合流した伊藤参議の宿所については、本書の同項目中に「伊藤参議 京口町 村田長兵衛 随員共七人」(三二頁)とある。

(101) 同右、三一六頁の「山田駅に於ける御巡幸供奉官族宿割当表」の項目には「第三号 山田参議以下 一 等 一 三 等 三 四 等 十二 十六人 尾上町 黒部かね」とあり、山田参議を含めて十七人であった。なお、この記述内容は「宇治山田市史資料」神宮篇五十一にもあり、近年では「伊勢市史」第四巻近代篇(平成二十四年 伊勢市)に「参議山田顕義 宿泊所当主 黒部かね」(一〇五頁の表中)と記載されている。

(102) 同右。山田駅の宿所に関する項目は「山田駅に於ける御巡幸供奉官族宿割当表」とあること、山田駅では神宮参拝が目的なので別の宿所にする理由が見当たらないことから、同右とした。

(103) 前掲『御巡幸紀要』(三重県)三二五頁の「一身田駅に於ける重なる供奉員の宿舎左の如し」とある中に「山田参議 中ノ町 下津理兵衛」とある。(ママ)は筆者。

(104) 同右、三三四頁の「亀山駅に於ける重なる供奉員の宿舎左の如し」とある中に「山田参議 東町 中野嘉兵衛」とある。(ママ)は筆者。

(105) 同右。「亀山駅に於ける重なる供奉員の宿舎左の如し」とあること、亀山では別の宿所にする理由が見当たらないことから、同右とした。(ママ)は筆者。

(106) 滋賀県庁の保存文書である歴史的文書(明治期)の件名目録を見るかぎり「中央令達」「県令達」「皇室・華族」等にある御巡幸関係の件名は六十以上におよび、その中

に「御巡幸卿・奉官員宿泊割」(傍点筆者、簿冊名の「卿」は間違いで、正しくは「供」である。版本二十一丁)は、目録上ではたしかに存在し、これは簿冊「明治十三年七月 御通輦諸記録 本局付属」の中に入っているが、実際に調査したかぎりでは、貞愛親王・三条太政大臣・寺島参議・伊藤参議までは宿泊所当主氏名が墨筆で記載されているが、ちょうど山田参議の箇所からはまったく無記載(白紙状態)となっている。したがって、七月十二日(土山)と七月十三日(草津)の両日共、現状では不明とせざるを得なかった。

(107) 京都府庁文書「明治十三年御巡幸一件」京都府立総合資料館蔵。なお、木屋町の柏亭については『京の魁』(和装袋綴 明治十六年版本)に「木屋町三条上ル町 旧称貸座敷 旅宿 柏亭廿五番野村庄六」(八六丁)、『新撰京都叢書』第六卷 昭和六十年 臨川書店 一四二頁に翻刻複製として閲読が可能)とあり、いわゆる木屋町筋でも上木屋町と言われる地域で、維新前は土佐藩邸や長州藩邸近隣の貸座敷旅宿で土佐の後藤象二郎も使っていて、まさに山田顕義も維新前は勤王の志士として京都を頻繁に奔走し駆け巡っていた場所の中心地であり、参議山田顕義にとっては馴染みと懐旧の場所で明治十年代でも三十数軒の旅宿が存在していたという。なお、柏亭の命名は梁川星巖や頼三樹三郎とも親交があり肥前多久の東原庵舎教官でもあった儒者の草場船山(文政二年(明治二十年)と伝えている)。

(108) 前掲『明治天皇紀』一四七頁。前掲『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』七月十八日の箇所。また、『伊勢

新聞』第五四五号（七月二十一日）には「十六日^{（マタ）}に山

田参議も御所での御陪食あり」（2面）と、期日は間違っているが伝えている。（ママ）は筆者。

兵庫県（神戸市）の行政文書については現在調査中である。したがって現段階では不明とした。

(109) 前掲『明治天皇紀』一五三頁。

(110) 同右。前掲『御巡幸記事』明治十三年 明治十四年七月二十一日の箇所。

(111) 前掲『明治天皇紀』一五四頁。

(112) 前掲『御巡幸記事』明治十三年 明治十四年七月二十三日の箇所に「鎮守府へ被相成御休憩、各軍艦ヨリ砲台カラ祝砲ヲ発ス、御弁当ヲ召サレテ十一時三十分御発車」とある。なお前掲『明治天皇紀』には「東海鎮守府」とあるので、表中では、そのように表記した。

(113) 前掲『御巡幸記事』明治十三年 明治十四年七月二十三日の箇所に「一 臣下四人乗馬車（四番） 川村参議 山田参議 松方内務卿」とある。

(114) 同右。七月二十三日の箇所に「一 臣下四人乗馬車（元六番） 外務省 山県参議 伊藤参議 西郷参議 山田参議」とある。

(115) 三重県室山村の伊藤小左衛門が創設した伊藤製糸場の足跡を現代に伝える四日市市西日野町にある「四郷郷土資料館」（詳細は註（206）を参照されたい）の一室に掲げる伊藤製糸場の年表には「明治十三年 勅使臨場」とある。この勅使とはまさに参議山田顕義その人のことであり、視察された側から見れば、事実上、天皇の勅使の視察として受容している一例だといえよう。

(117) 前掲『明治天皇紀』八六頁～八七頁。

(118) 前掲『御巡幸記事』明治十三年 明治十四年六月十七日の箇所。

(119) 前掲『御紀資料稿本』四百八十七。

(120) 前掲『公文録』巡幸雜記第四、百十一「神奈川県下小門宿萩原彦七製糸場へ山田参議徳大寺宮内卿廻覧ノ件」中の、山田参議に随行の件を報告した作間大書記官宛大谷少書記官の書簡で大谷靖が随行したことが分かる。

(121) 『東海東山巡行日記』は乾（巻一～巻五） 坤（巻六～巻十）で明治十三年に官板として発行されたもので、『太政官期地方巡幸史料集成』第十三卷（平成十年 柏書房）所収本（国立公文書館内閣文庫所蔵本）六一頁～六二頁。また、前掲『御紀資料稿本』四百八十七にも同文の書写がある。

(122) 前掲『公文録』巡幸雜記第八、百六十六「全県下平民萩原彦七外三名興産尽力ニ付賞詞ノ件」。このなかに県令側が作成した萩原・田代・折田三名の履歴調書も入っている。また、前掲『御紀資料稿本』四百八十七にもある。

(123) 萩原彦七は嘉永三年（一八五〇）相模国愛甲郡依知村（現厚木市）の座本作左衛門の三男として生まれ商家の丁稚奉公を経て商才を認められて明治五年生糸商萩原家の番頭から婿養子となり、明治十年南多摩郡中野村（現八王子市中野上町）に手ぐり製糸ではなく機械製糸をいち早く取り入れた工場を建設して事業を拡大し桑の都と呼ばれる八王子の養蚕業に貢献した人物。また流通のため自費で橋梁（以後数度補修するも萩原橋の名は残り、浅川河畔南に記念碑が現存）を造るも明治三十三年に生

糸恐慌のため工場を片倉組（株）片倉製糸紡績の前身）に売却し、昭和四年に八十歳で逝去した。なお、萩原については、畑中繁太郎『絹に憑かれた男たち―その美学とレクイエム』（昭和六十年）に、「萩原彦七―その栄光と転落の軌跡―」と題して十七頁（八頁―二四頁）にわたる詳細な伝記がある。

(124) 前掲『公文録』巡幸雜記第八、百六十六「全県下平民萩原彦七外三名興産尽力ニ付賞詞ノ件」。また、前掲『御紀資料稿本』四百八十七にもある。

(125) 前掲『信濃御巡幸録』二三五頁。

(126) 註（68）で示した諸書のすべてに記述されている。すなわち、佐藤孝太郎『八王子物語』下巻には「特に萩原工場へは、参議山田義顕、宮内卿徳大寺実則を派遣し、工場視察を行わせた」（六一頁）とあり、同書改訂版も同様（六八八頁）であり、樋口豊治『市民のための八王子の歴史』では「その萩原製糸工場には参議山田義と宮内卿徳大寺実則、文部卿河野敏鎌らを派遣している。武相の製糸王とまでいわれた萩原も晩年は不遇であった」（二二〇頁）とあり、「八王子織物工業組合百年史」には「山田参議と徳大寺宮内卿を視察に派遣され、特に本市及び付近における殖産業……この朝産業奨励のため小門宿萩原彦七、西長沼田代平兵衛（いずれも製糸家）、横山宿折田佐兵衛（織物）の三名に対し、三条太政大臣は旨を受けて各賞状を下賜せられた。」（五〇頁）と、各書若干の間違ひはあるものの、この出来事を伝えている。また、「明治天皇の御巡幸」（『多摩文化』第二十二号昭和四十六年）にも勅使御巡遣として山田参議の視察の

記事（一〇九頁―一一〇頁）がある。さらに、萩原製糸工場があった八王子中野町に限定した郷土史本の清水正之『八王子 中野町わが街』（昭和五十八年）には「萩原製糸工場できる」の項目箇所で「明治十三年六月、明治天皇が東山道へ巡幸のみぎり、八王子にお立寄りになられた際、山田参議らを萩原製糸工場へ視察に派遣されたことが、宮内庁の巡幸日記に記録されている」（一四二頁）とあるだけでなく、萩原橋についても「橋の名前は最大の功労者、萩原彦七の名をとって萩原橋と名付けられた。この萩原橋の開設によって前田通りは五日市街道となった……片倉製糸八王子工場となった。昭和四年八十歳で行路病者として淋しくこの世を去ったという。しかし萩原彦七翁の名は萩原橋とともに、いつまでも中野いや八王子の人々の心に生きつづけることであろう」（一四六頁―一四七頁）などと、十数頁を費やして平易に説明している。

(127) 前掲『幸啓録』七、「御巡幸臨御手続御道筋之義報告」。

(128) 前掲『公文録』巡幸雜記第四、百十五「全県下甲府病院矢島栄助蚕糸紡績所伏見宮御代覧ノ件」の中に「人民私立製糸場天覧願書」があり、これを県令藤村紫朗の名を以て御巡幸御用掛に提出して承認されている。

(129) 前掲『信濃御巡幸録』一三七頁（『郵便報知新聞』記者尾崎康夫記の『御巡幸日誌』六月二十日の箇所）。

(130) 『甲府略志』（大正七年 甲府市役所）一九九頁―二〇一頁。

(131) 前掲『明治天皇御巡幸紀』（山梨県蔵版）二七九頁―二九一頁。

(132) 前掲『明治天皇紀』九二頁～九三頁。

(133) 『公文録』には「百」宮と記しているが、間違いで、正しくは「雨」宮である。明らかに翻字の際の誤読である。

(134) 前掲『公文録』巡幸雜記第十一、「全県下祝村葡萄酒製造所持主百宮彦兵衛へ賜金ノ件」(傍点筆者)。この目次中の「百」宮も前註(133)と同様、正しくは「雨」宮である。公文録編纂時点での明らかな間違いである。

(135) 前掲『明治十三年夏明治大帝御巡幸謹記』一五頁。

(136) 前掲『御紀資料稿本』四百八十九。

(137) 『甲府日日新聞』(六月二十日号)。

(138) 前掲『明治天皇御巡幸紀』(山梨県蔵版)二八一頁。

(139) 註(133)および(134)を参照。なお、当該地域周辺には雨宮姓はかなり多い。

(140) 前掲『明治天皇御巡幸紀』(山梨県蔵版)二八一頁。

(141) 同右。

(142) 前掲『信濃御巡幸録』一三七頁(「郵便報知新聞」記者

尾崎康夫記の『御巡幸日誌』六月二十日の箇所)。

(143) 上野晴朗『山梨のワイン発達史―勝沼・ワイン一〇〇年の歩み』(昭和五十二年 山梨県東山梨郡勝沼町役場)

五〇頁～六六頁。

(144) 同右、七四頁。なお、山田顕義が揮毫し二人に与えたという「精神一等何事不成」については、高野・土屋の両氏、さらに雨宮彦兵衛家は時代の転変と共に今は無く、著者の上野晴朗氏も先年物故されて確認し得ない。「ぶどうの国文化館」の学芸員によると、「上野氏自身が確認したのではなく、上野氏も昔にそのように聞いていた、という、いわゆる伝聞の類ではないか」とも指摘してい

たが、今後の調査課題の一つではある。

また、留学伝習生二人のその後について若干付記すると、明治十四年には第二回内国博覧会に出品して銅賞を獲得など勢いはあったが次第に下り坂になり同十七年には醸造を停止して解散してしまい、その後、土屋は同僚の宮崎光太郎と共同でワインを造り売り出すがうまくゆかず、土屋は離れ、宮崎は造り続けつつ兩名は競争しあうという紆余曲折、複雑な経緯をたどるが、昭和も戦後になって宮崎の(株)大黒葡萄酒を吸収合併したのが(株)三葉酒造、のちの三葉オーシャンで、現在は(株)メルシャンとなっている。牽強付会の誇りを恐れず、敢えて言えば山田顕義の激励は時代を超えてメルシャンまで到達するかもしれない。とまれ、明治期からの幾多の変遷を見ると現在のワインの発展と隆盛は隔世の感と言うべきだろうが、明治初期の原初時点における山田参議の視察における激励があったこともワイン発展史の歴史的コマとして後世に伝えられて然るべきだろうし、忘れてはならないところだろう。なぜなら、山田顕義自身が明治初年に岩倉使節においてフランスを中心とする約一年半の欧米諸国での生活経験があるので、当然海外での各種のワインの体験や事情もかなり知っていたと推測され、自身の経験や体験を踏まえた上で海外の産業に迫いつくための激励であったと思路できるからである。

(145) 前掲『山梨のワイン発達史―勝沼・ワイン一〇〇年の歩み』一四五頁～一四六頁。

(146) 前掲『明治天皇御巡幸紀』(山梨県蔵版)二九一頁。

(147) 同右、二五四頁。

(148) 前掲『御紀資料稿本』四百八十八。

(149) 前掲『信濃御巡幸録』一三八頁（「郵便報知新聞」記者尾崎康夫の『御巡幸日誌』六月二十二日の箇所）。

(150) 前掲『明治天皇紀』九五頁。

(151) 逸見路は八ヶ岳からの岩層流によって出来た平坦地の西側の釜無川と東側の塩川によって浸食崖を形成した南北三十キロに及ぶ七里岩台地と称する断崖台地を通行する道路で、現在は七里岩ラインと称する国道十七号とほぼ一緒であるが、小淵沢周辺の上笹尾から松木坂手前あたりまでは現道路より当時はかなり南側（旧道、県令道路）を通じていて、山田参議の六月二十二日の宿泊場所の赤松悦太郎宅もこの旧道沿いにあった。

(152) 前掲『太政官期地方巡幸史料集成』第十三卷所収本、一八六頁～一八七頁。

(153) 前掲『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』六月二十二日の箇所。

(154) 前掲『甲府略志』二〇一頁。

(155) 前掲『明治十三年夏明治大帝御巡幸謹記』一八頁。

(156) 佐久街道は韭崎から信州佐久に向う街道なので間違いない。これは諏訪方面に向かう逸見路である。

(157) 前掲『信濃御巡幸録』二三八頁～二四〇頁（「郵便報知新聞」記者尾崎康夫の『御巡幸日誌』六月二十二日と二十三日の箇所）。

(158) 前掲『御紀資料稿本』四百八十八。

(159) 前掲『明治天皇御巡幸紀』（山梨県蔵版）四七三頁。

(160) 前掲『幸啓録』十、「信州往還開鑿里程其他概略取調書」。

(161) 同右、十、「見聞書」。

(162) 前掲『明治天皇御巡幸紀』（山梨県蔵版）二九四頁～二九五頁。

(163) 同右、二九六頁。

(164) 同右、二九五頁～二九六頁。

(165) 明治十一年長坂下条に開校の日野春学校は、同二十年長坂尋常小学校、同二十二年日野春尋常小学校、大正十一年に同じ長坂下条でも移転新築し、昭和三十年長坂町立日野春小学校と変遷するが、文獻面では明治十年代は同十九年の学校統合の記述しか無く、沿革的記述は同二十年代以降なので、御巡幸に於ける山田参議小憩の記述は無い、という学校関係者の見解である。ただし、山田参議が小憩した同十三年当時の学校建物については『ありがとう日野春 日野春小学校閉校記念誌』（大正十一年）の中に、卒業写真の背景に大正十一年の建て替えの前の写真が写っているの、老朽化しているが、山田参議が実際に小憩した建物を確認でき、そして、当時の日野春学校のバルコニー部材の一部は残存（北杜市郷土資料館）しているようである。また、山田参議小憩当時の日野春学校跡（現、北杜市長坂下条一五二〇―で現「豆の花」店舗の所）も確認し得た。以上は山梨県北杜市郷土資料館学芸員の植松正江氏の協力を得た調査結果である。なお、『北巨摩郡誌』（大正四年 山梨教育会北巨摩支会）の二二七頁～二三八頁には日野春学校の変遷について若干の記述がある。また、『長坂町誌』下巻（平成二年長坂町）五二二頁～五二九頁には、当該地域の明治十年代の学校建設から学校区域等に関する教育関係資料を収録しているので参照されたい。

前出の植松正江氏によれば、小尾家（北杜市長坂町中丸）には御巡幸および山田参議小憩に関する文書資料等は何も残っていない、とのことである。なお、小尾保成は、清春学校の「新校舎建築の責任者は戸長小尾保成」（前掲『長坂町史』下巻、五二四頁）とあるだけではなく、当時の清春村の村長（同上書、五二八頁）でもあり、同地域の名望家であった。なお、小尾宅での小憩については、前掲『公文録』巡幸雜記「御巡幸支証書」によると、席料として山田参議から二円を下賜されている。

『二〇〇年のあゆみ』（昭和五十年 小淵沢町立小淵沢東小学校）によれば「明治八年六月小淵沢学校として仮校舎を安養寺に、同十年五月円通寺仮校舎、同十三年九月二十五日新校舎、同二十年四月篠尾尋常小学校、同三十四年十一月篠尾尋常高等小学校、少し飛んで戦後昭和二十九年小淵沢東小学校、同五十年廃校で、小淵沢小学校へ統合」（二二頁の年表より）とあり、また、『小淵沢町誌』下巻（昭和五十八年 小淵沢町役場発行）にも、小淵沢東小学校、小学篠尾学校、松向学校、中丸学校、篠尾尋常小学校、篠尾尋常高等小学校等の沿革と変遷について資料を基に詳細な記述がある（四九四頁・四九九頁）。

簿冊『学校沿革誌』山梨県北杜市立小淵沢小学校所蔵。なお、本簿冊は筆者も現地で確認したが、同時期に植松正江氏からも当該箇所の写真提供を受けた。なお、六月二十三日の鳳来村で天皇を拝したことについては、前掲『二〇〇年のあゆみ』にもこの簿冊中の一文を受けて「天皇武川筋へ巡幸につき、教員、授業生、生徒、鳳来村に

て拝す」（五頁）とあり、前掲『信濃御巡幸録』所収の『御巡幸日誌』に「夫より長野県下落合駅まで送り」とある記事内容と整合するのではないかと思われる。

山田顕義が休憩した当時の篠尾学校的位置は、現在の小淵沢町上笹尾公民館（北杜市小淵沢町上笹尾九一二）の場所である。

前掲『幸啓録』十、「信州往還開鑿里程其他概略取調書」には「明治十三年六月落成之見込」とあるが、前掲『小淵沢町誌』下巻には「新校舎の敷地を現在の上笹尾公民館敷地に決定して建築することになり、明治十二年六月着工、同十三年九月二十五日落成した」（四九六頁・四九七頁）とあり、さらに、前掲『二〇〇年のあゆみ』にも「明治十三年九月二十五日、上笹尾字中村に新校舎落成し、県令藤村紫朗、……等陪席落成式を挙行する」（五頁）とある。おそらく、県令藤村紫朗としては山田参議の視察までに完成させておきたかったのであろうが、これより山田参議の小憩は落成三か月前の、未だ建築中の時点であったことが確認できる。

赤松悦太郎宅（赤松家）は上笹尾と松木坂のほぼ中間あたりの明治十年改修のいわゆる県令道路沿いにあつたが、前出の植松正江氏の調査によれば、今はすでに無く、屋敷跡（北杜市小淵沢町高野七二〇四）は現在には畑となつていて、子孫のゆくえは現在には不明だが、赤松家の墓所はその南側方面の共同墓地内にあり、「赤松家墓所跡」の石碑を平成十九年に地域で建立した、とのことであった。また、この赤松宅での宿料は前掲『公文録』巡幸雜記「御巡幸支証書」によれば山田参議から七円を下賜

されている。なお、山田参議の金銭下賜については、逸見路筋に入って最初の穴山村の嶋津寿安は二円を下賜されている。

(173)

『小淵沢町誌』上巻（昭和五十八年 小淵沢町役場）によると、赤松悦太郎は明治四年に第二十区戸長に任命され、同九年に第十区（日野春・小泉・篠尾・清春・小淵沢）の取締兼区長として県令から任命され、同十四年から十六年までは小淵沢村の戸長を務めている（五五二頁～五五五頁）。

(174)

赤松悦太郎の父多膳らによって小淵沢村、上篠尾地区を中心に伝播された禊教は組織化され、悦太郎は巨摩分院（通称、逸見分社）の取締りで初代分院長であった。この点について、郷土の方面からは前掲『小淵沢町誌』下巻に「赤松悦太郎という指導者を得たことも大きな推進力となって表れてくる。悦太郎は、父の多膳が明治八年に病死したところよりこの地域の信徒組織の指導者として活躍し、併せて小淵沢村戸長や山梨県第一〇区長、県会議員などの公的要職を歴任した人物であったが、彼を中心として地域内における支社設立の気運も高まってくるのであった。」（七九九頁）と解説しており、山梨県全体としての教派神道の受容と定着の問題を扱った森正康論文「地域社会における教派神道の受容と定着——山梨県下の禊教——」でも「巨摩分院における赤松多膳・赤松悦太郎……などいずれも相当の地主であり、戸長・区長・県会議員などを歴任した在地有力者であった。」（『歴史地理学』第一三〇号 昭和六十年九月 一五頁）と、同様の評価をしている。

(175)

深沢橋の架橋経緯については前掲『小淵沢町誌』上巻（七〇六頁）によると、旧橋はあったが道路は急坂屈曲のため通行不便により、明治十二年二月十八日に県令藤村紫朗から橋梁修築および潰地免租の許可申請を内務卿伊藤博文宛に提出し、四月十四日に許可されて建設されたとしている。その申請内容は「本県信州往還北巨摩郡韭崎駅ヨリ信州長野県下落合村ノ内葛木駅ニ至ル道路民費修築ノ儀……該路線中同郡清春村地内宇大深沢ノ儀ハ深壑ヲ隔タル場所ニシテ頗ル屈曲ノ坂路ニ付人馬通行甚難渋ニ付……路線模様替及ヒ橋梁中三尺長式拾八間加設致度段各村一同連署願出候ニ付……坂路ヲ除キ且路線モ短縮至極便宜ノ見込ニ付申出ノ通修築為致度……橋梁修築及地種変更共御許可相成度此段相伺候也」とあり、伊藤内務卿の回答は「其面伺ノ通聞届候……但旧道廃存処分並潰地々目取調追テ可申出候事」であった。つまり、急坂の勾配と屈曲の路線を修正変更して橋梁を建設すれば馬車にとって至極便利になるということであり、その解説では「昭和の中期まで使われていた道路や橋梁はこの当時のものであり、人の通行にも決して楽な道路ではなかったが、ここを荷馬車が通行していたことを想起すると、まことに今昔の感がある」（七〇六頁）という記述がある。この明治十二年末に完成した深沢橋によって韭崎葛木間が全線開通し信州往還が完成したわけであるが、これは御巡幸に備えるための建設促進という側面があったことも否定できないであろう。

(176)

前掲『明治天皇紀』一一〇頁。
前掲『岐阜県御巡幸誌』二二七頁。

- (178) 前掲『信濃御巡幸録』二四六頁。
 (179) 前掲『御紀資料稿本』四百八十七。
 (180) 『名古屋市史』政治編三(大正五年 名古屋市役所) 八頁〜九頁。
 (181) 前掲『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』六月三十日の箇所。
 (182) 前掲『太政官期地方巡幸史料集成』第十三卷所収本、三九六頁〜三九八頁。
 (183) 『愛知県聖蹟誌』巻一(大正八年 愛知県編) 一八九頁。
 (184) 前掲『御紀資料稿本』四百八十九。
 (185) 前掲『信濃御巡幸録』二四七頁。
 (186) 前掲『名古屋市史』政治編三、九頁。
 (187) 前掲『明治天皇紀』一四四頁。
 (188) 前掲『愛知県聖蹟誌』巻一、一八九頁。
 (189) 前掲『幸啓録』六、「御陪食竝酒肴下土賜」。
 (190) 前掲『明治天皇紀』一一三頁。
 (191) 前掲『御紀資料稿本』四百九十。
 (192) 『御大典記念瀬戸町誌』(大正四年 榊屋書店) 三八頁〜三九頁。
 (193) 同右、四〇頁〜四一頁。
 (194) 『東春日井郡誌』精髓復刻版(大正十二年 東春日井郡役所) 四八九頁〜四九〇頁。
 (195) 安藤政二郎『改訂増補瀬戸とこのころ今昔物語』(昭和三十一年 大瀬戸新聞社) 一四八頁。
 (196) 同右、一四九頁。
 (197) 『愛知の砂防』(平成二年) 一二頁。
 (198) 『デ・レーケとその業績』(昭和六十二年 建設省中部地

- 方建設局木曾川下流工事事務所) 中の「2 デレーケとその業績」四九頁〜二一三頁に詳細な記述がある。また、デ・レーケの通読伝記としては上林好之「日本の川を甦らせた技師デ・レーケ」(平成十一年 草思社) がある。
 (199) 同右書『デ・レーケとその業績』には「木曾三川に関するデレーケの報告書」として明治十一年から同二十一年まで十(十一年は二・十二年は二・十三年は三・十四年は一・十八年は一・二十一年は一)の意見書を収録(一四九頁〜一六四頁) している。また、『木曾三川の地水史を語る』(昭和四十四年 建設省中部地方建設局木曾川上流工事事務所) の四一二頁〜四一三頁にはその要約がある。
 (200) 同右書『デ・レーケとその業績』一五七頁〜一五八頁。また、『瀬戸市史』資料編五 近現代Ⅰ(平成十八年 愛知県瀬戸市) 二四九頁にも平野重彰訳の、この資料が採録されている。
 (201) 前掲『公文録』巡幸雑記第四、百二十二「愛知県下瀬戸村工事山田参議巡視ノ件」。
 (202) 前掲『瀬戸市史』二二三頁。なお、資料(山田参議の報告書) そのものは同書二四九頁〜二五一頁に翻字され収録している。
 (203) 前掲『幸啓録』十一、「七月一日の条」。これは前掲『御紀資料稿本』四百九十「七月一日の条」にも入っている。
 (204) 前掲『公文録』巡幸雑記第四、百二十二「愛知県下瀬戸村工事山田参議巡視ノ件」。
 (205) 前掲『山田伯爵家文書』二、二六五頁〜二六六頁。
 (206) 前掲『明治天皇紀』一一七頁。なお、伊藤小左衛門及び

伊藤製糸場についての資料や物品は地域遺産として、四日市市西日野町三三七五番地の「四郷郷土資料館」(旧三重郡四郷村役場で昭和五十七年四日市市有形文化財指定。洋館二階建てで、伊藤小左衛門の親戚で元貴族院議員、元東洋紡績社長の実業家、第十世伊藤伝七が大正十年私費で建築、建物および郷土の歴史と文化財を保存するために昭和五十八年資料館となった)に展示されているだけでなく、DVDも制作している。さらに、同資料館の近隣には、明治三十六年に建設した洋風二階建ての亀山製糸室山工場(旧伊藤製糸場で昭和十六年に亀山製糸と合併し、平成十一年まで工場として機能していた)が群馬県富岡製糸モデルの貴重な歴史的建造物として現存はしているが、きわめて老朽化が激しい状態である。田中増治郎『萬里の糸―伊藤小左衛門の生涯』(平成九年 私家版)一六七頁。本書は、伊藤小左衛門の生涯を非常に詳細にかつ分かりやすく紹介していることに加えて、末尾に小左衛門および伊藤製糸場に関する各種資料を掲載している点で、きわめて貴重な一書である。また、五世小左衛門の伝については『四日市市史』第十八巻通史編近代(平成十二年 四日市市)一二八頁―一二九頁に若干の記述があり、近年では志水雅明『四日市の礎』人のドラマとその横顔(平成二十一年 四日市市文化協会)六頁―七頁に「近代工業の祖」と題して簡明な記述がある。なお、同地の郷土史家でもある田中増治郎氏の言によれば、この室山には山田参議に関する文書等は何も無い、とのことである。

「金十円下賜」については、『明治天皇紀』だけでなく、

宮内省「庶務課御巡幸日記」に「……為臨視山田参議作問書記官被罷越其節金十円被下候旨作問ヨリ指示ニ付納課へ通知候事」とあり、『明治十三年六月山梨三重京都御巡幸書類』(七月三日の箇所で「金十円下賜」とあること)や『東海東山巡幸日記』巻八(山田顕義ヲ遣ハシ往テ視セシメ金十円ヲ賜フテ之ヲ奨励ス」とあること)などで確認できる。

前掲「御巡幸記事 明治十三年 明治十四年」七月三日の箇所に「此日参議山田顕義ヲシテ室山村二伊藤小左衛門手練製糸場ヲ視セシム」とある。

前掲「御巡幸紀要」(三重県)二六七頁に「此日山田参議聖旨を奉じて、四日市より三重郡室山村の伊藤小左衛門が製糸場を視察す」とある。

前掲「伊勢新聞」第五三〇号(七月三日)には「三重郡室山村に有名なる伊藤製糸所へは大臣参議方が巡視せらるゝよしにて同所は支度最中なるべし」(二面)と視察前の伊藤製糸場の様子を伺う記事があり、「同」第五三二号(七月六日)には七月三日のこととして「本日山田参議には三重郡室山伊藤製糸場へ赴むかれ本県下山大書記官三輪一等属が随行す」とある。

因みに「伊勢新聞」は御巡幸の三重県通輦から京都駐輦中までの記事を「御通輦拝観筆記」と題して、実際の御巡幸日程と発刊日とは若干のずれはあるが、第五三一号から五四五号までの十回にわたって記事にしている。

すなわち、発刊日と号数と記事内容は以下のとおりである。七月四日第五三二号2面(愛知県前ヶ須「三重県桑名」・七月六日第五三三二号2「3面(桑名」津)」・七月七日第五三三三二号2面(津駐輦中)・七月十日第五三三六号2「3面(津」山田)」・七月十一日第五三七七号2面(山田駐輦中)・七月十四日第五三九号2面(山田「一身田」亀山)・七月十七日第五四二二号2「3面(亀山」関」土山」草津)」・七月十八日第五四三三二号2「3面(草津」京都御所)」・七月二十日第五四四二面(京都駐輦中)・七月二十一日第五四五二面(京都駐輦中)である。

(213)

前掲『公文録』巡幸雑記第六、百四十七「三重県奏上書類」(略伝だけで九丁の長文である)。この略伝は『三重県史』資料編近代3産業・経済(昭和六十二年 三重県)二八七頁「二九〇頁、および、前掲『萬里の糸」伊藤小左衛門の生涯』資料編にも収録(二四二頁「二四五頁)されている。

(214)

前掲『御巡幸記事 明治十三年 明治十四年』七月三日の箇所。

(215)

前掲『太政官期地方巡幸史料集成』第十三巻所収本、四四六頁「四四八頁。

(216)

前掲『四日市市史』第十巻史料編近代Ⅱ(平成五年 四日市市)一四六頁「一四七頁。

(217)

同右、一四七頁「一五〇頁。また、前掲『萬里の糸」伊藤小左衛門の生涯』二四九頁「二五五頁にも収載されている。

(218)

前掲『公文録』巡幸雑記第六、百四十七「三重県奏上書類」。なお、この「私立製糸場略記」は、古くは前掲『御

巡幸紀要』(三重県)二六七頁「二六九頁、前掲『四日市行幸啓史』八一頁「八三頁、前掲『三重県史』二九〇頁「二九一頁、さらに、前掲『萬里の糸」伊藤小左衛門の生涯』資料編二四五頁「二四七頁にも収載されている。

(219)

前掲『御紀資料稿本』四百九十。

(220)

前掲『明治天皇紀』一一七頁。

(221)

前掲『萬里の糸」伊藤小左衛門の生涯』資料編に収録(原漢文は二三四頁「二三五頁、訓読文は二三六頁「二四〇頁)されており、建碑発起人等に関する一文(二一二頁「二二五頁)もある。

(222)

有賀義人「信州の国会開設請願者上条蠲司の自由民権運動とその背景」(昭和四十二年 信州大学教養部奨励社研究会)四一一頁。

(223)

有賀義人・千原勝美編『長野県自由民権運動奨励社資料集』(昭和三十八年 信州大学教育学部松本分校奨励社研究会)一一二頁「一一八頁。

(224)

同右、一〇五頁。

(225)

同右、一〇二頁「一〇三頁。

(226)

同右、一〇四頁。

(227)

前掲『信州の国会開設請願者上条蠲司の自由民権運動とその背景』四〇九頁。ただし、『松本新聞』の一文は六月二十八日としているが、前掲『長野県自由民権運動奨励社資料集』にある一文は六月二十九日としていて、期日が一日だけ異なっている(傍点筆者)。

(228)

『松本市史』第二巻歴史編Ⅲ近代(平成七年 松本市)二四六頁「二五〇頁。

(229)

前掲『信州の国会開設請願者上条蠲司の自由民権運動と

その背景」や民権の立場から木下尚江などを取り上げた上条宏之『地域民衆史ノート 信州の民権・普選運動』(銀河ブックス 昭和五十二年 銀河書房 二九九頁、三一六頁)などがある。

- (230) 前掲『明治六大巡幸―地方の布達と人々の対応―』一三四頁、一三五頁および一四二頁、一四三頁。

- (231) 前掲『長野県自由民権運動奨励社資料集』一一二頁。
- (232) 『長野県富士見町史』下巻(平成十七年 長野県諏訪郡富士見町)一二二頁。

- (233) 『塩尻市誌』第三巻近代・現代(平成四年 塩尻市)二五〇頁。

- (234) 前掲『明治六大巡幸―地方の布達と人々の対応―』一四三頁で、長谷川は理由は不明ながら六月二十四日としている。

- (235) 前掲『信濃御巡幸録』三七三頁、三七五頁。

- (236) 前掲『信州の国会開設請願者上条螭司の自由民権運動とその背景』四〇九頁。

- (237) 同右、四〇九頁、四一一頁。

- (238) 同右、四一一頁。

- (239) 前掲『松本市史』第二巻歴史編Ⅲ近代、二四九頁。

- (240) 前掲『明治六大巡幸―地方の布達と人々の対応―』一四三頁。したがって二十四日の箇所、および、東京発軔時は山田参議は先発官ではなくなっていて、先発は間違いないので、両方に(ママ)を附した。

- (241) 同右、一三七頁。

- (242) 前掲『伊勢新聞』第五三六号(七月十日) 2面。

- (243) 前掲『信濃御巡幸録』二九四頁。

- (244) 同右、二九五頁。

- (245) 山田伯爵家旧蔵『山田顕義伯遺稿』二十一丁、二十二丁。前掲『明治天皇御巡幸紀』(山梨県蔵版)四〇八頁。なお、この漢詩については、前註『山田顕義伯遺稿』に収録する三百数十首のうち、百首だけを抽出して語釈・通釈・解説を附した『学祖山田顕義漢詩百選』(平成五年 日本大学)の一八九頁でも、語釈や通釈がなされているが、

- (246) (傍点筆者)で示した数文字の異同がある。

- (247) 前掲『信濃御巡幸録』二四七頁には「また山田参議が本曾路の口占に、庚辰六月随軔途上作 聖躬親欲問民憂不厭暮煙朝露稠 閱盡岐嶺嶮難地 錦旗今日入濃州」(傍点筆者)とある。

- (248) 前掲『岐阜県御巡幸誌』二二八頁には「供奉の山田参議は感激の余り七絶を賦して云、聖躬親欲訊民憂 不厭暮・煙・朝・露・稠 閱盡岐蘇嶮難地 錦旗今日入濃州と、こは随軔途上作頭義と署し今も高山御小休所深萱英次方旧御座の間に額面として掲げ居れり。」(傍点筆者)とある。

- (249) 可兒枿太郎『土岐津』(昭和九年 土岐津町役場)一九頁に、前註書の当該箇所をほぼそのまま引用して「供奉の参議山田頭義は感激の余り七絶と賦して聖躬親欲訊民憂 不厭暮・煙・朝・露・稠 閱盡岐蘇嶮難地 錦旗今日入濃州 頭義を署したものである。其の後深萱英次方御座の間に額面として掲げられ、当時の玉座と共に今尚完全に保存されてある。」(傍点筆者)とある。

- (250) 前掲『岐阜県御巡幸誌』および前註書『土岐津』の伝えるところ、岐阜県土岐市土岐津町土岐口の深萱氏宅に額表装として現存していることを発見したが、実物(額表

装)の文字は(註247)・(註248)・(註249)の三書の伝える文字とは若干異同(傍点筆者の箇所)があり、題も「深萱君ノ為ニ録ス」とあつてこれは三書には記していない。また特定の個人へ与えたにしても実名記載は、数多い山田揮毫書のなかでも、かなり珍しいものである。なお、前掲『学祖山田顕義漢詩百選』一九〇頁でも若干はこの七絶について紹介しているが、実物現存の件についてはまったく触れていない。

(251) 前掲『明治天皇紀』一五五頁。

(252) 前掲『公文録』宮内省之部(内閣記録課蔵)。前掲『幸啓録』八にもある。

(253) (254) 同右。

(255) 前掲『太政類典』四十六「供奉ノ輩へ賜金」。前掲『公文録』宮内省之部(内閣記録課蔵)にもある。

(256) 同右。なお、下賜金の内訳については高松宮家蔵『熾仁親王御日記』九月十五日の条(前掲『御紀資料稿本』四百九十四)にもある。

(257) 前掲『幸啓録』七。

(258) 前掲『御紀資料稿本』四百九十四。

(259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) 前掲『公文録』巡幸雜記、「御巡幸費支払証書」。

(276) 梅溪昇『お雇い外国人の研究』上巻(平成二十二年 青史出版)七五頁〜八二頁。

(277) 『値段史年表―明治・大正・昭和―』(昭和六十三年 朝日新聞社)九一頁。

(278) 前掲『お雇い外国人の研究』下巻(平成二十二年 青史

出版)二四六頁〜二四八頁。

(279) 同右、三一五頁〜三一八頁。同上書上巻七八頁。

(追記) 本論文の作成にあたっては多くの施設の方々の便宜と御協力をいただいた。ここに列挙して篤く御礼を申し上げたい。国立国会図書館・宮内省宮内公文書館(宮内省旧書陵部)・国文学研究資料館・東京都立中央図書館・府中市立中央図書館・八王子市中央図書館(以上東京都)、甲州市立勝沼図書館・鎌崎市立図書館・北杜市郷土資料館・北杜市小淵沢図書館(以上山梨県)、長野県立歴史館・茅野市図書館・諏訪市図書館(以上長野県)、土岐市文化振興課歴史史料整理室(岐阜県)、愛知県公文書館・名古屋市市政資料館・瀬戸市立図書館(以上愛知県)、四日市四郷郷土資料館(三重県)、滋賀県庁県政資料室(滋賀県)、京都府立総合資料館・京都市中央図書館(以上京都府)等である。

なかでも、山梨県北杜市郷土資料館学芸員の植松正江氏、岐阜県土岐市教育委員会文化振興課歴史史料整理室の加藤勝史氏、三重県四日市の四郷郷土資料館の方々と伊藤小左衛門の子孫にあたる伊藤邦男氏、同地の郷土史家田中増治郎氏には、調査時においてきわめて多くの案内と示唆と教示を頂戴した。当該地域不案内の筆者にとっては有り難いという一語に尽きる。加えて植松正江氏・加藤勝史氏・伊藤邦男氏には写真提供の便宜まで図っていただき、加うるに植松氏には自ら調査に赴いてくれた。記してここに甚深の謝意を重ねて申し上げる次第である。

(日本大学医学部客員教授)